

新經濟・財政再生計画 改革工程表 2023

令和5年12月21日
経済財政諮問会議

(目次)

1. 社会保障	04	4. 文教・科学技術	103
1-1 医療・介護分野におけるDXの推進、最新技術の活用による生産性の向上	06	4-1 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上	105
1-2 予防・健康づくりの推進	13	4-2 イノベーションによる歳出効率化等	118
1-3 多様な就労・社会参加	25	4-3 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展	123
1-4 医療・福祉サービス改革	27	4-4 官民一体となった文化の振興	125
1-5 給付と負担の見直し	46	5. その他分野・分野横断的な取組	127
1-6 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	51	5-1 防衛生産・技術基盤の維持・強化	129
2. 社会資本整備等	60	5-2 公共調達の改革	131
2-1 公共投資における効率化・重点化と担い手確保	62	5-3 GXへの投資	132
2-2 PPP/PFIの推進	70	5-4 次元の異なる少子化対策の推進	135
2-3 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり	73	5-5 基金の効果的・効率的な活用	151
3. 地方行財政改革等	87	5-6 先進・優良事例の横展開(含む業務イノベーション)	153
3-1 持続可能な地方行財政基盤の構築	89	5-7 インセンティブ改革(頑張る系等)	154
3-2 デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化	100	5-8 見える化	156
		5-9 公的サービスの産業化	157
		5-10 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革	158
		5-11 その他	160

(注記)

○政策目標：

取組を体系的に整理するため、「新経済・財政再生計画」等に記載された取組事項を大括りし、経済、財政、国民生活の質等に着目した政策目標を設定している。

ただし、政策目標は、その下に整理された改革事項のみを実施することで達成されるものではない。

○KPI：

各階層の KPI については以下のとおり。

第2階層・・・各取組事項の実施による成果を測定するための指標(アウトカム指標)

第1階層・・・各取組事項の進捗状況を測定するための指標(アウトプット指標)

○工程：

「工程」には、改革工程表 2022 の各施策及び骨太方針 2023 のうち経済・財政一体改革の主要分野に該当する各施策について、具体的取組と所管府省等に加えて、取組の具体的な実施時期を右向きの矢印で記載している。なお、実施時期の欄は、24 は 2024 年度まで、25 は 2025 年度まで、26～は 2026 年度以降をそれぞれ示している。

取組の動きを明示する観点から、経常的な取組や、複数年にわたり実施される取組のうち実施時期に年限がないものについては、取組の実施時期すべてに→を記載している。

全体総括

「骨太方針2023」を踏まえ、主要分野における重要課題等について、DXや新技術の社会実装等を通じたサービスの高度化・効率化を図るとともに、将来の人口動態を踏まえ持続的かつ質の高い制度・システムの構築に向けて議論。その上で、エビデンスベースで改革を前進させるため、改革工程表を改定(※)し、進捗管理のためのKPIを見直した。

社会保障	<ul style="list-style-type: none">生産年齢人口減少が進む中での重要性にかんがみ、「医療・介護分野におけるDXの推進、ロボット、AI、ICT等のテクノロジーなどの最新技術の活用」に関する工程を充実強化。また、地域医療構想実現、かかりつけ医機能が発揮される制度整備など重要課題解決に向けた取組の着実な推進。社会保障分野に関する一体改革のこれまでの検討成果を取り込む等全世代型社会保障の構築に向けた改革工程と連携。「効果的・効率的で質の高い医療介護サービスの提供体制の構築」、「生涯現役社会の実現に向けた働き方に中立的な社会保障制度の構築や予防・健康づくりを推進」、「医薬品をめぐるイノベーション推進と国民皆保険の持続可能性の両立」など重要テーマについての政策横断的な取組を「見える化」。
社会資本整備等	<ul style="list-style-type: none">持続可能なインフラメンテナンスの構築に向け、地域のニーズに応じた広域・複数・多分野の連携やインフラ施設の集約・複合化を関係省庁が連携し、先進事例を横展開。2025年度までに不動産IDの提供エリアを全国に拡大するなど基盤整備を進めるとともに、官民データの連携を促し、幅広い分野でのユースケースの社会実装を推進。
地方行財政改革等	<ul style="list-style-type: none">自治体DXによる地方行財政の効率化と住民サービスの利便性向上に向けて、多様な窓口DX等を通じた住民との接点（フロントヤード）の改革と基幹業務システムの統一・標準化等による内部事務（バックヤード）の改革を一体的に推進。
文教科学技術	<ul style="list-style-type: none">GIGAスクール構想の一人一台端末を最大限活用した政策横断的な連携を行いながら教育DXを推進し、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた改革工程の見直し。世界最高水準の研究大学の実現と、地域中核・特色ある研究大学の機能強化を図ると同時に、複数組織間の連携を促進しつつ、人材の流動性が高い、多様で厚みのある研究大学群の形成。
その他分野等	<ul style="list-style-type: none">新たな拡充を要する課題（防衛・GX・こども）に関する改革工程を新設。「多年度にわたる基金事業のPDCA強化」として、新たに開始された基金についてPDCAの枠組み構築を行う。「基金の執行管理の強化」として、基金シートについて、データベース化による執行管理のDX化を通じたEBPMの推進や、翌年度支出見込みの開示。

※社会保障74項目、社会資本整備等13項目、地方行財政改革等18項目、文教・科学技術15項目、その他分野等28項目計148項目。

1. 社会保障

★部分が「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋」（改革工程）に盛り込むことを検討している項目

（今後、予算編成過程や調整の過程において変更の可能性）

社会保障

【政策目標】

- ① 医療・介護分野におけるDX推進、最新技術の活用による保健・医療・介護のサービスの効率化、生産性の向上
- ② 予防・健康づくりの推進や高齢者の就業・社会参加に向けた健康寿命の延伸
- ③ 被用者保険の適用拡大等の検討や高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境整備
- ④ 医療・介護提供体制の効率化やサービスの生産性・質の向上による一人当たり医療費・介護費の地域差縮減等
- ⑤ 保険給付の効率的な提供や自助、共助、公助の範囲の見直しによる国民皆保険制度の持続可能性の確保

（これまでの社会保障分野の一体改革における重要課題解決に向けた取組の推進）

- 生産年齢人口減少が進む中での重要性にかんがみ、昨年創設した新たなアンブレラ（「医療・介護分野におけるDXの推進」の章）について、ロボット、AI、ICT等のテクノロジーなどの最新技術の活用に関する工程を統合・追加するなど充実強化【社会保障1.】。
- 地域医療構想実現、医療費の地域差半減、かかりつけ医機能が発揮される制度整備などこれまで社会保障分野における一体改革をめぐる課題解決に向けた取組の着実な推進に向け、地域医療構想について2025年までの取組のより一層の推進、2026年度以降の地域医療構想に向けた中長期課題の検討及び都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置等の検討、第4期医療費適正化計画に基づく取組の推進、医療情報提供制度の刷新やかかりつけ医機能報告の創設等かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に向けた検討等の具体的な対応を実施。【項目39、44 i、64】

（全世代型社会保障構築に向けた改革工程との連携）

- 全世代型社会保障構築を目指す観点から策定される改革の工程に、これまでの一体改革の検討の成果を盛り込むなど、両者の連携による効果的な歳出改革を推進。

（政策横断的な取組の提示）

- 重要課題のうち、政策横断的な3つのテーマについて、わかりやすい形で取組を見える化

○効果的・効率的で質の高い医療介護サービスの提供体制の構築

医療・介護分野におけるDXの推進、介護ロボット・ICT等のテクノロジーの導入・活用、医療従事者についてのタスク・シフト／シェアの推進、事業経営の協働化・大規模化の推進等とともに、かかりつけ医機能の制度化、地域医療構想の推進等を通じ、担い手が減少する中でも、強靱で効率的な医療介護サービスの提供体制を構築。【項目1、11、39、52 i、52 iii、64など】

○生涯現役社会の実現に向けた働き方に中立的な社会保障制度の構築や予防・健康づくりを推進

短時間労働者への被用者保険の適用拡大、年収の壁への対応等、女性や高齢者の働き方に関連する制度見直しについて具体的に検討。あわせて、高齢者の健康寿命の延伸などに向け、次期データヘルス計画などでの予防・健康づくりの推進に向けた取組を推進。【項目28、34、35】

○医薬品をめぐるイノベーション推進と国民皆保険の持続可能性の両立

「国民皆保険」と「イノベーション推進」の両立を図る観点から、2024年薬価改定において創薬力強化を図るためイノベーションの適切な評価を推進し、ドラッグラグ・ドラッグロス問題の対応についても検討するとともに、医療保険財政の中で、こうしたイノベーションを推進するため、2024年度診療報酬改定において、長期収載品の保険給付の在り方の見直しを中心に検討。【項目60 iii、66】

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進、最新技術の活用による生産性の向上

政策目標

「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、保健・医療・介護の情報について、サイバーセキュリティを確保しつつ、その利活用を推進することにより、サービスの効率化を図るとともに、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるようにするため、医療DXの実現に向けた情報基盤の整備を推進する。また、ロボット・IoT・AI・センサーなど最新技術の活用による生産性の向上を図る。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○電子カルテ情報共有サービスに参加した医療機関数 【2024年度以降増加】</p>	<p>○電子カルテ情報共有サービスの運用開始に向けたシステム整備 【2024年度中に、電子カルテ情報の標準化を実現した医療機関等から順次運用開始】</p>	<p>1. 全国医療情報プラットフォームの創設 ★</p>			
		<p>a. 「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、全国医療情報プラットフォームの創設に向けた取組を進める。具体的には、電子カルテ情報を医療機関等の中で共有するための電子カルテ情報共有サービスについて、2024年度中に順次運用を開始する。★ 《所管省庁：厚生労働省、デジタル庁》</p>	→	→	→
<p>○新たに整備した自治体・医療機関の情報基盤(Public Medical Hub)の利用を開始した自治体数 【2023年度から順次増加】</p>	<p>○公費負担医療制度等のオンラインによる資格確認を実現するため、自治体・医療機関の情報基盤(Public Medical Hub)を整備 【2023年度中に運用開始、その後順次必要なシステム改善等を実施】</p>	<p>b. 「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、公費負担医療や地方単独の医療費助成、予防接種、母子保健に関する事業に係るマイナンバーカードを利用した情報連携の実現に向け、2023年度中に希望する自治体や医療機関から運用を開始し、順次、参加する自治体や医療機関を拡大していく。★ 《所管省庁：デジタル庁、厚生労働省、こども家庭庁》</p>	→	→	→
		<p>c. 「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、自治体の実施事業に係る手続きの際に必要な診断書等について、電子による提出を実現する。★ 《所管省庁：厚生労働省、デジタル庁》</p>	→		
<p>○診断書等の電子提出を受ける自治体数 【2024年度以降増加】</p>	<p>○診断書等を自治体へ電子提出するためのシステム整備 【2024年度中】</p>	<p>2. オンライン資格確認の推進とマイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速★</p>			
		<p>a. 2024年秋の健康保険証の廃止に向け、国民がマイナンバーカードで安心して受診できるよう、医療機関・薬局や訪問看護ステーション等におけるオンライン資格確認の導入を進めるとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進める。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		
<p>○国民が健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となるよう、健康保険証を廃止する。 【2024年秋】</p> <p>○マイナ保険証の利用件数 【2023年度から増加】</p>	<p>○全国の医療機関等におけるオンライン資格確認の運用開始施設数 【2023年度から増加】</p> <p>○居宅における資格確認の仕組みや資格情報のみを取得できる簡素な仕組みの運用</p>				

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進、最新技術の活用による生産性の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○診療/薬剤・特定健診等情報閲覧の利用件数 【2023年度から増加】	【2024年4月から運用開始】	b. 2023年度中の医療扶助のオンライン資格確認の導入を踏まえ、医療機関及び薬局での医療扶助のオンライン資格確認の導入促進を図る。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○マイナポータル等を通じた学校健診及び事業主健診情報の提供開始 【事業主健診は2023年度、学校健診は2024年度を目途に達成】	○マイナポータル等を通じた個人の健診・検診情報の提供のためのシステム整備 【事業主健診は2023年度、学校健診は2024年度までに達成】	3. PHR推進を通じた健診・検診情報の予防への分析・活用 ★			
		a. データヘルス改革に関する工程表に基づき、マイナポータル等で提供する健診・検診情報を順次拡大。★ 《所管省庁：文部科学省、厚生労働省、こども家庭庁》	→		
○乳幼児健康診査の未受診率 【2024年度までに3～5か月児が2.0%、1歳6か月児が3.0%、3歳児が3.0%】(100 - {健康診査受診実人員 / 対象人員})。地域保健・健康増進事業報告)	○乳幼児健診等にマイナンバー制度の情報連携を活用している市町村数 【増加(2024年度までに50%)】	4. 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討 ★			
○むし歯のない3歳児の割合 【2032年度までに95.0%】(100 - {むし歯のある人員の合計 / 歯科健康診査受診実人員})。地域保健・健康増進事業報告)	○マイナポータルを通じて乳幼児健診等の健診情報を住民へ提供している市町村数 【増加(2024年度までに50%)】	a. 乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組み、マイナポータルを活用し、乳幼児健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築しており、市町村等における利用を推進する。★ 《所管省庁：こども家庭庁、厚生労働省》	→		
○全出生数中の低出生体重児の割合 【平成28年度の9.4%に比べて減少】(低出生体重児出生数 / 出生数。人口動態統計)					

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進、最新技術の活用による生産性の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
-	-	5. 自身の介護情報を閲覧できる仕組みの構築 ★ a. 自身の介護情報を閲覧できる仕組みの整備に向けて、技術的・実務的な課題等を踏まえ、利用者や介護現場で必要となる情報の範囲や、全国的に介護情報を閲覧可能とするための仕組みを検討し、システム改修・システム開発等の必要な対応を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○標準規格の電子カルテを導入した医療機関数【増加】	○蘇生措置等の関連情報や歯科・看護等の領域におけるコード情報について、標準規格化を行う。 【2024年度中】 ○標準型電子カルテの開発に着手し、一部の医療機関での試行実施を目指す。 【2024年度中】	6. 電子カルテ情報の標準化等 ★ a. 「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、3文書6情報の共有をすすめ、順次対象となる情報の範囲を拡大する。併せて、標準型電子カルテの整備を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
-	○救急現場において、患者の意識がない場合等でもレセプト情報をもとにした診療情報等の共有を可能にする。 【2024年度中】	7. 医療・健康分野での情報利活用の推進 ★ a. 通常時や救急・災害時であっても、より適切で迅速な診断や検査、治療等を受けることを可能とするため、医療機関等において保健医療情報を確認できる仕組みについて、取組を進める。★ 《所管省庁：厚生労働省》 b. 健康・医療・介護情報利活用検討会において、全国医療情報プラットフォームにおいて共有される医療情報の二次利用について、そのデータ提供の方針、信頼性確保のあり方、連結の方法、審査の体制、法制上あり得る課題等の論点について整理し検討する。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進、最新技術の活用による生産性の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>c. 質の高い医療等の効率的な提供のため、医療分野における生成AIを用いたデータの活用等について必要な検討を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>8. 介護事業所間における介護情報の閲覧・共有を可能とする仕組みの構築 ★</p> <p>a. 介護事業所における情報共有のため、全国的に介護情報を閲覧可能とするための基盤の在り方について検討し、システム改修・システム開発等の必要な対応を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>9. 科学的介護の取組の推進 ★</p> <p>a. 2021年度介護報酬改定において創設したデータの収集・活用とPDCAサイクルに沿った取組を評価する加算等について、改定の影響の検証結果に基づき、2024年度介護報酬改定に向けて訪問系サービスや居宅サービス全体のケアマネジメントにおけるLIFEの活用を通じた質の評価の在り方や標準的な介護サービス等について、必要な対応を検討。その上で、2027年度介護報酬改定等に向けて、引き続き検討。★ ※2024年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
<p>○オンライン資格確認等システムを導入した施設における電子処方箋システムの導入状況 【2025年3月末に、オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関及び薬局での導入】</p>	<p>○医療機関等向けポータルサイトでの電子処方箋利用申請完了施設数 【2025年3月末に、オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関及び薬局での導入に向けて増加】</p>	<p>10. 電子処方箋の利活用 ★</p> <p>a. 医療DX各分野との有機的連携の下で、オンライン資格確認等システムを導入した医療機関・薬局での電子処方箋システムの導入を図る。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進、最新技術の活用による生産性の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
-	-	<p>1.1. オンライン診療・服薬指導を含めた医療の充実 ★</p> <p>a. 2023年6月に策定した「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」に基づき、オンライン服薬指導の観点も含め、国民・患者向けの啓発資料の作成、医療機関が導入時に参考とできるような事例集、手引き書、チェックリスト等の作成や、遠隔医療に関するエビデンスの収集・構築等の取組を進める。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		
-	-	<p>1.2. 診療報酬改定DX ★</p> <p>a. 医療DX推進本部で策定した医療DXの推進に関する工程表に基づき、診療報酬改定DXの取組を進める。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
-	-	<p>1.3. 社会保険診療報酬支払基金の抜本的改組 ★</p> <p>a. 社会保険診療報酬支払基金を、審査支払機能に加え、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組する。具体的な組織のあり方、人員体制、受益者負担の観点等を踏まえた公的支援を含む運用資金のあり方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
○文書負担が軽減された介護事業所数【2022年度実績と比較して2025年度末までに改善】	<p>○電子申請・届出システムを利用する自治体数【2025年度末までに全自治体】</p> <p>○ケアプランデータ連携システムを利用している介護事業所数</p>	<p>1.4. 介護保険業務のデジタル化 ★</p> <p>a. 介護サービス情報公表システムについて、介護現場の負担軽減を進めるため、指定申請等の手続きをWEB上で行う電子申請・届出機能を追加し活用促進に取り組むとともに、対象事務の機能追加に取り組む。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進、最新技術の活用による生産性の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	【2022 年度以降増加】	b. ICT等のテクノロジーを活用したデータ連携や情報共有を推進し、介護事業所の負担軽減を進めるため、ケアプランのデータ連携を可能とするケアプランデータ連携システムについて、活用促進等に向けた取組を推進。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○介護労働者の残業時間数 【2020 年度実績と比較して 2023 年度末までに縮減】 ○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化 【2020 年度実績と比較して 2025 年度末までに改善】	○介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを活用した実証件数 【2021 年度以降増加】 ○地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合 【2021 年度以降上昇】 ○地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数 【2021 年度実績から増加】	15. 事業所マネジメントの改革等を推進 (ロボット・IoT・AI・センサーの活用等を通じた生産性の向上)★ a. 介護現場と開発事業者との連携など、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、プラットフォームを活用した実証を実施。★ 《所管省庁：厚生労働省》 b. 介護事業所の生産性を向上するため、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインの普及、介護ロボット・ICT等のテクノロジー導入支援を実施し、ケアプランデータ連携システム等を活用した情報連携を推進。★ ※上記の取組に加え、項目 14 の取組等により、介護事業所の生産性向上の取組を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》 c. 生産性の向上を含む働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む介護サービス事業者の総理大臣による表彰等を通じた好事例の普及促進を図る。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 1. 医療・介護分野におけるDXの推進、最新技術の活用による生産性の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>d. 介護ロボット・ICT機器の活用等により先進的な取組を行っている介護付き有料老人ホームにおける人員配置基準を特例的に柔軟化する。介護付き有料老人ホーム以外の介護施設（特別養護老人ホーム等）について、今後の実証事業によって、介護ロボット・ICT機器の活用等による人員配置基準の特例的な柔軟化が可能である旨のエビデンスが確認された場合は、次期介護報酬改定を待たずに、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、人員配置基準の特例的な柔軟化を行う方向で、更なる見直しを検討。★ ※2024年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>e. 医療サービスの効率的な提供に向け、ロボット、AI、ICT等の活用方策について検討を進め、必要な措置を講じていく。★ 《所管省庁：厚生労働省、経済産業省》</p>	→	→	→

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

政策目標

社会全体の活力を維持していく基盤として、予防・健康づくりの推進や高齢者の就業・社会参加率の向上等の観点から、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを旨とする。具体的には、先進事例の横展開やインセンティブの積極活用等を通じて糖尿病等の生活習慣病の予防・重症化予防や認知症の予防等に重点的に取り組む。

■ 2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とする。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>(参考)</p> <p>○平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸を目標に、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを旨とする。</p> <p>※要介護度を活用した「日常生活動作が自立した期間の平均」を補完的に活用する。</p>	—	<p>16. 「健康寿命延伸プラン」の着実な実施 (★)</p> <p>a. 「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用した「健康寿命延伸プラン」の着実な実施を通じ、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等の取組を推進するとともに、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を実施し(2019年度から2024年度まで)、その結果を踏まえ、客観的指標をK P Iとして活用できるか検討する。(★)</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		
<p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2032年度までに1,350万人以下】 ※「健康日本21(第三次)」においても同様の目標を設定</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2023年度までに2008年度と比べて25%減少】</p>	<p>○加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供、及び上手な医療のかかり方を広める活動に取り組む、保険者の数【2025年度までに2,000保険者以上】 日本健康会議から引用</p> <p>○特定健診の実施率【2023年度までに70%以上】 (受診者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況(回答率100%))</p>	<p>17. 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進 ★</p> <p>a. 生活習慣病予防と重症化予防の先進・優良事例の把握・横展開を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進する。★</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>b. 特定健診・特定保健指導による生活習慣病への移行の防止や実施率の向上を促進するために、2024年度からはじまる第4期特定健診等実施計画において、保険者の、特定保健指導におけるアウトカム評価の導入、成果等の見える化、I C T活用等の新たな取組を推進する。★</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○国保における糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象者のうち、糖尿病性腎症で医療機関を受診しており、かつ健診を受診している者の割合 【2023 年度実績と比較し、2033 年度時点で上昇】</p> <p>○40 歳以上 1 人あたり糖尿病医療費の地域差減少 【2019 年時点で全国平均を上回る都道府県において 2029 年度時点で減少】</p>	<p>○特定保健指導の実施率 【2023 年度までに 45%以上】 (終了者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況(回答率 100%))</p> <p>○特定保健指導における腹囲 2 cm 減少及び体重 2 kg 減少の達成者割合(※) 【2020 年度実績から増加】 (達成者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況(回答率 100%)) ※40 歳から 64 歳が対象</p>	c. 国保において、40～50 歳代が特定健診を受診しやすくなるよう、休日夜間の健診実施や 40 歳未満からの健診実施等の横展開を図る。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		d. 慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携を推進するためのモデル事業を実施。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
		e. 慢性腎臓病(CKD)対策に係る自治体等への支援や先進・優良事例の横展開を実施。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		f. 「受診率向上施策ハンドブック(第3版)」を活用し、特定健診とがん検診の一体的実施など自治体の先進・優良事例の横展開を実施。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		g. 全保険者種別で健康スコアリングレポート(保険者単位)を作成するとともに、健康保険組合、国家公務員共済組合においては、保険者及び事業主単位のレポートを作成し、業態内の平均等の見える化を通じて特定健診・保健指導の実施の促進を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		h. 保険者インセンティブ制度を活用し、特定健診・保健指導の実施率向上等に取り組む保険者を評価する。また、そのうち、後期高齢者支援金の加算・減算制度においては、総合評価指標の見直し等により、保険者の予防・重症化予防・健康づくりの取組を推進。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合【2018年度と比べて減少】</p>	<p>○認知症サポート医の数【2025年までに1.6万人】</p> <p>○介護予防に資する通いの場への参加率【2025年度末までに8%】 (通いの場の参加者実人数／住民基本台帳に基づく65歳以上の高齢者人口。介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査結果)</p> <p>○認知症ケアパスを作成した市町村【2025年度末までに100%】 (設置市町村数／全市町村数。認知症総合支援事業等実施状況調べ)</p>	18. 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供			
		<p>a. 通いの場の充実や認知症カフェの増加に向けた取組の推進。通いの場については好事例の横展開や特設WEBサイトによる広報、アプリ等の活用等を進めるとともに、認知症カフェについては2020年度に作成した手引きの活用や先進・優良事例の横展開により、設置を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>b. 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための予防に関する研究支援やその成果の周知等の施策の推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>c. 共生社会実現に資する質の高い製品・サービスの開発に向け、認知症当事者と企業が「共創」を行う、「当事者参画型開発」の仕組みを構築し、製品開発を推進。 《所管省庁：厚生労働省・経済産業省》</p>	→	→	
		<p>d. 各認知症疾患医療センターにおける、かかりつけ医や地域包括支援センター等との連携による診断後の相談支援機能や疾患修飾薬に係る支援を強化。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>e. 各地域における認知症疾患医療センターの機能等のあり方の検討を踏まえ、地域の専門医療機関としてその機能が発揮されるよう取組を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>f. 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化について取り組む。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		g. 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援、認知症サポート医の養成等の認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
<p>○がんの年齢調整死亡率(75歳未満) 【2028年度までに2022年度と比べて低下】 ({ [観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率] × [基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口] } の各年齢(年齢階級)の総和 / 基準人口集団の総人口 (人口10万人当たりで表示)。国立がん研究センターが「人口動態調査」に基づき集計)</p>	<p>○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率 【2028年度までに60%以上】 (受診者数 / 対象者数。国民生活基礎調査)</p> <p>○精密検査受診率 【2028年度までに90%以上】 ({ 要精密検査者数 - 精密検査未受診者数 - 精密検査未把握者数 } / 要精密検査者数。国立がん研究センターがん情報サービス)</p>	19. がん対策の推進 i. がんの早期発見と早期治療			
		a. がんを早期発見し、早期治療に結びつけるため、より精度の高い検査方法に関する研究を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 難治性がん等について、血液等による簡便で低侵襲な検査方法の開発を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		c. 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」の普及に取り組むとともに、職域におけるがん検診の実態調査の結果も踏まえ、精度管理について検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		d. 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」を踏まえ、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
<p>○仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合 【2028年度までに55%】 (「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した人数 / 有効回収数。がん対策に関する世論調査)</p>	<p>○がん診療連携拠点病院において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した就労に関する相談件数 【2025年までに年間40,000件】</p>	19. がん対策の推進 ii. がんの治療と就労の両立			
		a. 「治療と仕事両立プラン」を活用し、両立支援コーディネーターの配置など個々の事情に応じた就労支援を行うための体制を整備。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 企業等への相談対応、個別訪問指導、助成金により企業における治療と仕事の両立支援を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		c. 働き方・休み方改善ポータルサイト等を通じ、企業における傷病休暇等の取組事例を横展開。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
<p>○年間新規透析患者数 【2028年度までに35,000人以下に減少】</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2032年度までに1,350万人以下】 ※「健康日本21(第三次)」においても同様の目標を設定</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2023年度までに2008年度と比べて25%減少】</p> <p>○野菜摂取量の増加 【2032年度までに350g】 ※「健康日本21(第三次)」においても同様の目標を設定</p> <p>○食塩摂取量の減少 【2032年度までに7g】 ※「健康日本21(第三次)」においても同様の目標を設定</p> <p>○1日あたりの歩数 【2032年度までに7,100歩】 ※「健康日本21(第三次)」においても同様の目標を設定</p>	<p>○スマート・ライフ・プロジェクト(S L P)参画団体数 【2032年度までに参画し活動している企業・団体数1,500団体以上】 ※「健康日本21(第三次)」においても同様の目標を設定</p> <p>○健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ参画企業数 【2025年度までに60社以上】</p>	20. 無関心層や健診の機会が少ない層への啓発			
		a. 「健康日本21(第二次)」も踏まえ、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体への支援や先進・優良事例の横展開や健康無関心層を含む国民への働きかけを行う「スマート・ライフ・プロジェクト(S L P)」を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 野菜摂取量増加に向けた取組等の横展開、民間主導の健康な食事・食環境(スマート・ミール)の認証制度等の普及支援など、自然に健康になれる環境づくりを推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		c. 「栄養サミット2021」を契機に、産学官等連携による食環境づくりの推進体制として立ち上げた「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」において、企業等へ本イニシアチブへの参画について働きかけを行い、各企業等から減塩等の定量目標を得る。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		d. 「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」において、各企業等が設定した減塩等の定量目標について進捗評価を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		e. 日本健康会議の「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」に基づき、産官学が連携した予防・健康づくりを推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
-	<p>○予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険者等の数 【2023年度末までに600保険者】</p>	<p>21. 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備</p> <p>a. 保険者機能を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえつつ、保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブの活用などにより、予防・健康づくりに頑張った者が報われる仕組みを整備。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>b. 予防・健康づくりについて、被用者保険者において個人を対象としたインセンティブを推進する観点から、後期高齢者支援金の加減算制度の総合評価指標の中で、個人インセンティブ事業の実施だけでなく、効果検証まで行うことを評価するとともに、保険者の取組を支援していく。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
<p>○低栄養傾向(BMI 20以下)の65歳以上の者の割合の増加の抑制 【2032年度に13%以下】 (BMI(体重kg÷身長m÷身長m)の数値が20以下の者/調査対象者のうち、65歳以上で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査) ※「健康日本21(第三次)」においても同様の目標を設定</p>	<p>○フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村 【2024年度までに50%以上】 (フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村/全市町村。厚生労働省で把握)</p>	<p>22. フレイル対策に資する食事摂取基準の活用</p> <p>a. 食事摂取基準(2020年版)を活用したフレイル予防の普及啓発ツールの活用事例を収集し、先進・優良事例を公表・周知することにより、各自治体における取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○望まない受動喫煙のない社会の実現【2032年度】 (⇒※受動喫煙の機会を有する者の割合 (a)職場 (c)飲食店 月1回以上受動喫煙の機会ありと回答した者/調査対象者のうち20歳以上で、当該項目を回答した者 (b)家庭 毎日受動喫煙の機会ありと回答した者/調査対象者のうち20歳以上で、当該項目を回答した者。国民健康・栄養調査) ※「健康日本21(第三次)」においても同様の目標を設定</p>	<p>○普及啓発等の受動喫煙対策に取り組んでいる都道府県・保健所設置市・特別区数 【2025年度までに都道府県・保健所設置市・特別区総数の80%以上】</p>	23. 受動喫煙対策の推進			
		<p>a. 次期国民健康づくり運動プランと連携した受動喫煙対策・啓発活動の推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
<p>○過去1年以内に自治体を実施する歯科健診の受診者数の増加 【前年度の実績から増加】</p>	<p>○歯科健診を実施している自治体数の増加 【前年度の実績から増加】</p>	24. 歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実			
		<p>a. 「経済財政運営と改革の基本方針2023」に「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に向けた取組の推進」が盛り込まれたことや、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次)」を踏まえて、歯科口腔保健の推進に取り組む。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>b. 都道府県等の自治体が行う歯科健診や歯科保健指導等の歯科口腔保健施策の推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>c. 後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施支援。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○妊娠中の喫煙率 【2024年度に0%】 (妊娠中に喫煙ありと回答した人数/全回答者数。母子保健課調査)</p> <p>○足腰に痛みのある高齢者の割合の減少 【2032年度までに1,000人当たり210人】 (足腰に痛み(「腰痛」が「手足の関節が痛む」のいずれか若しくは両方の有訴者)のある65歳以上の人数/調査対象者のうち65歳以上で、当該項目を回答した者。国民生活基礎調査(2019年調査)) ※「健康日本21(第三次)」においても同様の目標を設定</p> <p>○子宮頸がんや乳がんを含めたがんの年齢調整死亡率(75歳未満) 【2028年度までに2022年度と比べて低下】 ({ [観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率] × [基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口] } の各年齢(年齢階級)の総和/基準人口集団の総人口(人口10万人当たりで表示)。国立がん研究センターが「人口動態調査」に基づき集計)</p>	<p>○妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している市区町村の割合 【2024年度に100%】 (「妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している」と回答した市区町村数/全市区町村数。母子保健課調査)</p> <p>○骨粗鬆症検診の受診率 【2032年度までに15%】 (骨粗鬆症検診の受診者数(地域保健・健康増進事業報告)/骨粗鬆症検診の対象年齢(※)の女性の人数(国勢調査)(※)40,45,50,55,60,65,70歳。骨粗鬆症財団調べ) ※「健康日本21(第三次)」においても同様の目標を設定</p> <p>○子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率 【2028年度までに60%以上】 (受診者数/対象者数。国民生活基礎調査)</p>	<p>25. 生涯を通じた女性の健康支援の強化</p> <p>a. 女性の健康支援に関し、調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>b. 2020年度から「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」において、女性特有の健康課題に関する介入ツールの開発およびその効果検証を行い、社会実装へ向けて実用性の評価・検討をしている。検証結果に応じて、スクリーニング及び介入方法について、既存の健康増進に係る制度等への組み込みの可否を検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>c. 必要な検診を受診するよう、情報発信、広報活動に取り組む。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>d. 妊産婦等の健康管理を支援するなど、性と健康の相談センターを通じた切れ目のない支援を引き続き行う。 ※2026年度以降も実施 《所管省庁：こども家庭庁》</p> <p>e. 主に妊産婦や乳幼児を対象として、こども家庭センターを通じた実情の把握や相談支援等、切れ目のない支援を引き続き行う。 ※2026年度以降も実施 《所管省庁：こども家庭庁》</p> <p>f. 第4期がん対策推進基本計画に沿って、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		g. 効果的な個別勧奨の手法の普及など、女性のがん検診受診率向上に向けた取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○食物によるアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ 【2028年度まで】	○中心拠点病院での実地研修に参加した累積医師数 【2026年度までに280人】	26. アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策の推進			
		a. 免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく重症化予防と症状の軽減に向けた研究を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. アレルギーポータルを通じて、アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		c. 中心拠点病院において研修を実施することにより、アレルギー疾患の専門診療を担う医師を養成。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合 【2025年度までに男性13%、女性6.4%以下】	○都道府県・指定都市における相談拠点・専門医療機関・治療拠点機関の設置又は選定数 【2026年度までに67自治体】 ○精神保健福祉センター及び保健所の相談件数 【2021年度と比較して増加】	27. アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲームの依存症対策の推進			
		a. アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症については、未設置自治体へのヒアリング実施や研修の充実を図るなどして、都道府県等における相談拠点・専門医療機関・治療拠点機関の整備を行うほか、地域における関係機関の連携強化や民間団体への支援等を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. ゲーム障害については、精神保健の領域における新しい分野であることから、実態や治療・適切な支援方法等の知見の収集を継続し、それに基づく啓発や人材の育成、相談体制整備等を検討する。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○アウトカムベースでのK P I 設定をしたデータヘルス計画を策定する保険者の割合(被用者、市町村、広域連合) 【2024年度までに各保険者で100%】 (策定している保険者数/保険者数)</p>	<p>○感染症の不安と共存する社会においてデジタル技術を活用した生涯を通じた新しい予防・健康づくりに取り組む保険者数 【2025年度までに2,500保険者以上】 日本健康会議から引用</p>	<p>28. 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進</p>	→		
	<p>○保険者とともに健康経営に取り組む企業数 【2025年度までに10万社以上】 日本健康会議から引用</p>	<p>a. 多様で包括的な保健事業の民間委託を推進するため、複数保険者や民間事業者が連携して行う事業について当該事業の実施におけるガイドラインの周知等の取組を実施。また、当該取組等を踏まえて、データヘルス計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なK P I の設定を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>			
<p>○糖尿病腎症の年間新規透析導入患者数</p>	<p>○加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供、及び上手な医療のかかり方を広める活動に取り組む、保険者の数 【2025年度までに2,000保険者以上】 日本健康会議から引用</p>	<p>29. 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進</p>	→	→	→
		<p>a. 健康スコアリングレポートの見方や活用方法等を示した実践的なガイドラインの活用等により、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例を全国展開。 《所管省庁：厚生労働省》</p>			
		<p>b. 全保険者種別で健康スコアリングレポート(保険者単位)を作成。健康保険組合及び国家公務員共済組合においては、保険者単位及び事業主単位のレポートを作成。 《所管省庁：厚生労働省》</p>			
		<p>30. 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等</p>	→		
		<p>a. 保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例の横展開を促進。 《所管省庁：厚生労働省》</p>			

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>【2032年度までに12,000人】</p> <p>○糖尿病の治療継続者の割合【2032年度までに75%】</p> <p>○HbA1c 8.0%以上の者の割合【2032年度までに1.0%】</p> <p>○糖尿病有病者数の推計値【2032年度までに1,350万人】</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2023年度までに2008年度と比べて25%減少】</p>	<p>○レセプトの請求情報を活用し、被保険者の全体像を把握した上で、特定健診未受診者層や未治療者、治療中断者、治療中の者から事業対象者を抽出している自治体数【増加】</p> <p>○アウトカム指標を用いて事業評価を実施している自治体数【増加】</p>	<p>b. 保険者努力支援制度については、加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブを一層活用するとともに、「見える化」を促進する観点から市町村ごとの点数獲得状況を指標ごとに公表する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>c. 後期高齢者医療や被用者保険等その他の各医療保険制度については、評価指標や各保険者の取組状況等について、保険者等にとって活用しやすい形で見える化を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		
		<p>d. 2025年度以降の後期高齢者支援金の加減算制度について、検討を行い、所要の措置を講ずる。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		
		3 1. 認知症等の社会的課題解決に資する研究開発や実装			
<p>○2025年までに、認知症の診断・治療効果に資するバイオマーカーの確立(POC取得5件以上)、日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始</p>	<p>○薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築【薬剤治験対応コホート(J-TRC)におけるwebスタディ及びオンサイトスタディの登録者数の増加】</p>	<p>a. 認知症の危険因子、防御因子を特定し、病態を解明する大規模コホート研究の推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>b. 有効な認知症の進行抑制、診断・治療法の研究・開発を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		3 2. ゲノム医療の推進			
<p>○がん・難病の本態解明</p> <p>○創薬等の産業利用</p> <p>○効果的な治療・診断方法の開発促進【「全ゲノム解析等実行計画2022」に基づき、上記を推進する事業実施組織の発足のため、2023年度を目途に相応しい事業実施組織の組織形態を決定】</p>	<p>【「全ゲノム解析等実行計画2022」に基づき、本格解析(2023年度：がん領域2,000症例、難病領域4,000症例)を実施する】</p>	<p>a. 全ゲノム解析等の推進 2022年9月に策定した「全ゲノム解析等実行計画2022」を推進し、がん・難病に係る創薬推進等のため、臨床情報と全ゲノム解析等の結果等の情報を連携させ登録する情報基盤を構築し、その利活用に係る環境の整備を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 2. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
-	-	<p>3 3. 創薬力強化に向けた総合的な支援</p> <p>a. 創薬力強化やドラッグラグ・ドラッグロス解消の観点から、健康・医療戦略に基づき、創薬エコシステムの構築など医薬品の研究開発の推進等総合的な支援を検討する。 《所管省庁：内閣府健康・医療戦略推進事務局、厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 3. 多様な就労・社会参加

政策目標

生涯現役社会を目指し、高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるとともに、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備する。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
-	-	3 4. 勤労者皆保険制度(被用者保険の更なる適用拡大)の実現を目指した検討 ★			
		a. 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について、2024年10月に50人超規模の企業まで適用範囲を拡大すること、また、その円滑な施行に向けた準備、周知、広報を実施していく。 適用拡大においては、社会保険加入のメリット等を企業が従業員に丁寧に説明し、企業・従業員ともに理解いただくことが重要であるため、文書やリーフレットによる周知、厚生労働省や年金機構HP上での周知、専門家活用支援事業等を実施していく。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 適用範囲の拡大について、実施状況の把握に努めるとともに、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)の検討規定に基づき、全世代型社会保障構築会議報告書において指摘された事項を踏まえて、検討を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		c. 若い世代の所得向上や人手不足の解消の観点から、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行し、その上で、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう制度の見直しに取り組む。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 3. 多様な就労・社会参加

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
-	-	35. 高齢期における職業生活の多様性に応じた公的年金制度の整備			
		a. 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の検討規定に基づき、社会保障審議会年金部会で示されている検討事項も含めて引き続き、同部会等で検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
-	-	36. 元気で働く意欲のある高齢者を介護等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開			
		a. 介護助手等としての就労など、多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

政策目標

持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療・介護提供体制の効率化を促進するとともに、医療・福祉サービスの生産性向上・質の向上を図るため、地域医療構想に示された病床の機能分化・連携や介護医療院への移行等を着実に進めるとともに、人口減少の中であって少ない人手で効率的なサービスが提供できるよう、AIの実装、ロボット・IoT・センサーの活用、データヘルスの推進など、テクノロジーの徹底活用を図る。これらにより、医療費・介護費の適正化並びに一人当たり医療費の地域差半減及び介護費の地域差縮減を目指す。

- 一人当たり医療費の地域差半減
- 一人当たり介護費の地域差縮減

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数 【第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)の目標値(325.3日)以上】	○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施自治体数 【2025年度までに150自治体】	37. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (★)			
		a. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を自治体が推進していくために、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」を活用し、自治体を支援する。(★) 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○心のサポーター指導者数 【2026年度までに4,300人以上】	○心のサポーター養成研修の実施自治体数 【2024年度に30自治体以上】	38. 精神疾患の予防や早期介入の促進			
		a. 2023年度までは、全国展開に向けた研修スキームの構築と指導者養成に重点を置きながら事業を実施してきた。2024年度からは全国的な心のサポーターの養成、国民の精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保に取り組む。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合 【2025年度に100%】 (実際に増減された病床数/地域医療構想の2025年における医療機能別(高	○地域医療構想調整会議の開催回数 【2024年度末までに約2,000回】 ○各医療機関の対応方針の策定率 【2025年度に100%】 ○対応方針の検討状況等の公表率 【100%】	39. 地域医療構想の実現、大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の促進 ★			
		a. 地域医療構想については、2025年までの取組をより一層推進するため、これまでのPDCAサイクルを通じた取組の進捗状況等を踏まえ、2025年までの年度ごとに国・都道府県・医療機関がそれぞれ取り組む事項を明確化し、関係機関が一体となって計画的に更なる取組を進める。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数(病床機能報告))</p>		<p>b. 国においては、以下の取組を行う。★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・構想区域の病床機能等の状況の見える化 ・構想区域の効果的な事例(内容、検討プロセス等の周知) ・地域医療介護総合確保基金やデータ分析チーム構築支援等の効果的な活用方法の周知 ・地域医療構想の取組の進め方に関するチェックリストの作成 ・病床機能報告における 2025 年の病床数の見込みと病床数の必要量の乖離等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられるモデル構想区域等を設定して、アウトリーチの伴走支援の実施 ・地域医療構想調整会議の議論の実施状況の市町村への報告等について、法制上の位置付けも含め、必要な措置 <p>《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	
		<p>c. 都道府県に対し以下の取組を求める。★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床機能報告における 2025 年の病床数の見込みと病床数の必要量に著しい乖離が生じている構想区域について、医療提供体制に関する分析・評価を行い、評価結果に基づき必要な方策を講じること ・地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定率等を K P I とした P D C A サイクルを年度ごとに実施し、対応方針の検討状況、策定率を公表すること ・国において設定したモデル構想区域等において、地域医療構想調整会議で構想区域全体の 2025 年の医療提供体制について改めて協議し、対応方針を策定するなど、必要な方策を講じること <p>《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	
		<p>d. 2026 年度以降の地域医療構想について、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、中長期的課題を整理して検討を行う。また、都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置等について検討を行う。★</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○医療機関から都道府県に提出された医療設備・機器等の共同利用計画のうち、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場で確認された件数【2026年度末までに1,500件以上】	○医療機関から都道府県に提出された医療設備・機器等の共同利用計画の件数【2026年度末までに2,000件以上】	40. 高額医療機器の効率的な配置等を促進			
		a. 都道府県において策定された医療計画に基づき、医療機関が共同利用計画を策定するとともに、地域ごとに関係者による外来医療提供体制の確保に関する協議の場を開催し、医療機器等の効率的な活用を進める。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 共同利用計画策定の件数を含めた状況を把握するとともに、共同利用計画策定が十分に進まない場合には、更なる実効的な措置を速やかに検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
—	—	41. 将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討 ★			
		a. 2026年度以降の医学部定員については、各都道府県・大学の医師確保の現状を踏まえた臨時定員の設置の方針も含めて検討を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省・文部科学省》	→		
—	—	42. 医師の働き方改革について検討			
		a. 検討会等において、医師の働き方改革を推進する上での課題、取組状況の検証等についての議論を行うなど、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 地域医療介護総合確保基金区分VIにより、大学病院等に対する医師派遣の支援、勤務医の労働時間短縮に取り組む医療機関に対して総合的な支援を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		c. 各都道府県が設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理等の専門家による医療機関への訪問支援等を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		d. 地域医療体制確保加算における医師労働時間短縮計画作成の要件化等、医師の働き方改革に係る 2022 年度診療報酬改定の対応についてその影響等の検証を踏まえ、2024 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	4 3. 介護サービスを必要とする利用者の長期入院の是正 ★			
		a. 利用者の生活の質向上及び保険給付の効率化の観点から、本来介護としてのケアが必要で、医療の必要性が低い方が、医療療養病床などで長期入院している実態が引き続き見られるとの指摘について、利用者の心身の状況に合わせた質の高いケアの提供を行えるよう対応を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
<p>○第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標 【2023 年度における各都道府県での目標達成】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえた K P I に今後修正</p> <p>○年齢調整後の一人当たり医療費の地域差 【2023 年度時点での半減を目指して年々縮小】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえた K P I に今後修正</p>	<p>○厚生労働省が提供する N D B データを保険者協議会に提示・提供し、大学や有識者と連携して、医療費の分析を行っている都道府県 【2029 年度までに 100%】</p> <p>○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者 【2023 年度までに 100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%))</p> <p>○重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者 【2023 年度までに 100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%))</p>	4 4. 地域の実情を踏まえた取組の推進(医療) i. 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討 ★			
		a. 各都道府県において、第4期医療費適正化計画(2024 年度から 2029 年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、国から示した医療費適正化計画の P D C A に関する様式をもとに、各都道府県において地域差縮減に資するよう、他県と比較した分析を行うデータセットの提供等を通じて毎年度 P D C A 管理を行い、その結果を都道府県 H P に公表し、厚生労働省へ報告する。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 急性下痢症、急性気道感染症患者への抗菌薬処方を減少させるための取組支援を実施。その他、効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療と医療資源の投入量に地域差がある医療について、N D B を用いて地域差の実態等の分析を行う厚生労働科学研究(2025 年度まで)を実施する。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○国保連合会と協働・連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析等を行っている都道府県。 【2025年度までに75%】</p> <p>○急性下痢症又は急性気道感染症患者への抗菌薬薬剤費が減少している都道府県及び全国での急性下痢症又は急性気道感染症患者への抗菌薬薬剤費の総額。 【2029年度までに全都道府県で減少かつ全国での総額が毎年度減少】</p>	<p>c. 後期高齢者支援金の加減算制度については、2021年度から新たに設定した加入者の適正服薬の取組に対する評価も含めて、保険者インセンティブ制度を実施していく。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		
		<p>d. 国民健康保険の保険者努力支援制度においても、適用する指標について、地方団体と協議の上、見直しを行い、保険者インセンティブ制度を実施していく。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>e. 中長期的課題として、都道府県のがバランスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われる後期高齢者医療制度の在り方の検討を進める。 ※中長期的課題として検討 ★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>f. 国保連合会と協働・連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析を行っている都道府県の先進・優良事例について横展開を図る。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>4 4. 地域の実情を踏まえた取組の推進(医療) ii. 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)★</p>			
<p>○法定外繰入等を行っている市町村数 【2023年度までに100市町村】 【2026年度までに50市町村】</p>	<p>○法定外繰入等の額 【2021年度決算(674億)より減少】</p> <p>○保険料水準の統一の目標年度を定めている、または統一を達成した都道府県 【2023年度までに60%】(実施都道府県数/47都道府県。厚生労働省より各都道府県に調査)</p>	<p>a. 法定外繰入等の解消期限や解消に向けた具体的な手段が盛り込まれた計画の策定・実行を推進するとともに、解消期限の設定状況等を公表。2021年の国民健康保険法の改正を踏まえた国保運営方針に基づき、特に解消期限の長い市町村がある場合は、都道府県から市町村に適切に関与するよう促すなど、解消期限の短縮化を図る。また、K P I 達成を見据えて、国と地方団体との議論の場を継続的に開催し、その結果に基づき、保険者努力支援制度における法定外繰入等の状況に応じた評価の活用など、より実効性のある更なる措置を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		b. 都道府県内保険料水準の統一に向けて、2023年度からの国保運営方針を踏まえた、各都道府県の取組状況の把握・分析を行う。その内容を踏まえ、統一に向けて取り組む都道府県の先進・優良事例の横展開等、戦略的な情報発信を行う。また、国と地方団体との議論の場を継続的に開催し、その結果に基づき、保険者努力支援制度における統一の進捗状況に応じた評価等も活用する。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		c. 医療費適正化を推進するための国保運営方針の記載事項の在り方について、地方団体等と協議し、その結果に基づき、より実行性のある更なる措置を検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		4 4. 地域の実情を踏まえた取組の推進(医療) iii. 高齢者の医療の確保に関する法律第 14 条に基づく地域独自の診療報酬について在り方を検討			
—	—	a. 各都道府県において、第 4 期医療費適正化計画に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度 P D C A 管理を実施し、国において、高齢者の医療の確保に関する法律第 14 条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の意向を踏まえつつ、その判断に資する具体的な活用策を検討し、提示。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		4 5. 多剤投与の適正化(診療報酬での評価等) (★)			
—	—	a. 2022 年度診療報酬改定における、医師・病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用の評価等、多剤投与の適正化に係る診療報酬上の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2024 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。(★) 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差 【2025年度末までに縮減】</p> <p>○年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計) 【2025年度末までに縮減】</p>	<p>○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者 【2023年度末までに100%】(実施保険者数/全保険者数。保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る実施状況等に基づき把握)</p>	<p>46. 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進</p>			
		<p>a. 保険者機能強化推進交付金等について、評価指標ごとの得点獲得状況の公表など、各保険者における取組状況の「見える化」を進めるとともに、評価結果の分析・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ評価指標の見直しを行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		
		<p>b. 第6期介護給付適正化計画期間(2024年度から2026年度)に向けて改正した「介護給付適正化計画」に関する指針の内容を踏まえ、市町村別の介護給付費適正化に係る事業促進の観点から、取組状況の見える化について更なる検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		
<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>47. 第9期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第10期計画期間に向けた必要な検討</p>			
		<p>a. 第10期介護保険事業計画期間に向けて、調整交付金の活用方策について、第9期計画期間における取組状況も踏まえつつ、地方団体等と議論を継続する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>48. 診療報酬や介護報酬において、アウトカムに基づく支払いの導入等の推進(★)</p>			
		<p>a. 更なる包括払いの在り方について、2022年度診療報酬改定の結果検証に基づき、2024年度診療報酬改定において必要な見直しを検討するとともに、医療の質の向上と標準化に向け、データ分析を踏まえたD P C制度の効果的な運用を進めていく。(★) 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		b. 2021 年度介護報酬改定の効果の検証や介護事業所・施設の経営実態の把握の結果等を踏まえ、より効果的な加算の在り方について、2024 年度介護報酬改定に向けて必要な対応を検討。その上で、2027 年度介護報酬改定等に向けて、引き続き検討。(★) ※2024 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○臨床研究中核病院によるリアルワールドデータを用いた研究の論文等による成果の公表数 【2024 年度までに1 件以上】	○医療情報の品質管理・標準化を含むリアルワールドデータの利活用に関する研修を受けた医療機関数 【2024 年度までに15 件】	49. クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース(M I D - N E T)の連携			
		a. 臨床研究中核病院の医療情報を継続的に品質管理・標準化する体制を構築し、リアルワールドデータを研究等に活用。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○臨床研修医の満足度を5段階で評価する中で4又は5と回答した研修医の割合 【2026 年度までに研修修了者の90%】 (臨床研修後のアンケート調査により把握)	○指導医講習会修了医師数 【2026 年度までに115,000 人】	50. 卒前・卒後の一貫した医師養成過程の整備 ★			
		a. 充実した臨床研修による質の高い医師の養成。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○厚生労働科学研究において、地域医療に従事する総合診療医の需要や、総合診療医の養成等に関する研究を2023 年度まで行い、研究成果等を踏まえて指標の設定を検討。	○厚生労働科学研究において、地域医療に従事する総合診療医の需要や、総合診療医の養成等に関する研究を2023 年度まで行い、研究成果等を踏まえて指標の設定を検討。	51. 総合診療医の養成の促進			
		a. 総合診療医の養成。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○特定行為研修を修了し、就業している看護師の数 【2024 年度までに8,000 人】 (衛生行政報告例(隔年報)の調査結果より把握)	○特定行為研修の指定研修機関数 【2024 年度までに400 機関】 ○地域連携薬局の数 【2025 年度までに2022 年度と比べて30%増加】	52. 事業所マネジメントの改革等を推進 ★ i. 従事者の役割分担の見直しと効率的な配置			
		a. 検討会等におけるタスクシフティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮しつつ必要な措置。 ★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月2回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2025年度までに40%】 (地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月2回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数/薬局数(薬局機能情報提供制度による(回答率100%))</p>		<p>b. 特定行為研修制度の推進。 ※規制改革実施計画に基づき、「在宅領域など地域医療における医師—看護師のタスクシェア」の検討を含む 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>c. 規制改革実施計画に基づき、「在宅医療における円滑な薬物治療の提供」を検討。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>d. 規制改革実施計画に基づき、在宅患者に対する円滑な点滴交換等について、在宅医療現場への調査を行い、必要に応じて、措置を講じる。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		
		<p>e. 規制改革実施計画に基づき、薬剤師の地域における対人業務の強化のため、薬局の調剤業務の一部外部委託について必要な制度整備を検討。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>5 2. 事業所マネジメントの改革等を推進 ii. 事業所マネジメントの改革等を推進</p>			
<p>○アンケート調査において医療従事者の勤務環境改善に「職種を問わず」または「一部職種で」取り組んでいると回答した病院の割合【2026年度までに85%】 (上記回答をした保険医療機関(病院)／同調査に回答した保険医療機関(病院)。病院の勤務環境に関するアンケート調査)</p>	<p>○病院長等に対する労務管理に関するグループワークを含むマネジメント研修の受講者数【2024年度から2026年度の期間に延べ3,000人】</p>	<p>a. 病院長等に対する労務管理に関するグループワークを含むマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を担う人材を育成。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○1 社会福祉法人当たりの介護サービスの事業数 【2020 年度実績と比較して 2025 年度末までに増加】</p>	<p>○2024 年度報酬改定の内容を踏まえて、指標を設定。 【2024 年度中に現状値を把握し、目標を設定】</p> <p>○社会福祉連携推進法人の設立総数 【2022 年度実績から増加】</p> <p>○介護サービス事業者の経営情報のデータベースを構築するとともに、分析等の結果を公表するためのHPを開設。 【2024 年度中を目処に開設】</p>	<p>5 2. 事業所マネジメントの改革等を推進 ★ iii. 介護の経営の協働化・大規模化及び介護の経営状況の見える化</p>			
		<p>a. 事業者の経営の協働化・大規模化等の取組状況等を把握し、経営の協働化・大規模化を推進するための施策について、第9期介護保険事業計画期間に向けた議論等を踏まえ、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、組織間連携の推進等の必要な措置を講じる。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>b. 「社会福祉連携推進法人」制度を含めた社会福祉法人の連携等に資する施策が活用されるような取組を推進する。 ★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>c. 経営実態の透明化等の観点から、介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システムの整備等を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		
<p>○医療法人の経営情報のデータベースを活用したオープンデータの閲覧件数 【2023 年度中に 400 件】</p>	<p>○医療法人の経営情報のデータベースを構築し、公表するためのHPを開設し、属性等に応じたグルーピングによる分析等の結果を示し、医療が置かれている現状・実態に対する理解を促進する。 【2023 年度末目処】</p>	<p>5 2. 事業所マネジメントの改革等を推進 ★ iv. 医療法人の経営状況の透明性の確保</p>			
		<p>a. 医療法人の経営情報等に関するデータベースシステムを整備し、経営状況の見える化を推進する。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		
<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>5 2. 事業所マネジメントの改革等を推進 ★ v. 障害福祉サービス等事業者の経営状況の透明性の確保</p>			
		<p>a. 障害福祉サービス事業所等の経営状況の透明性の確保の観点から、経営情報の公表とデータベース化について、2025 年度の運用に向けて、必要な措置を講じる。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○介護労働者の残業時間数 【2020年度実績と比較して2024年度末までに縮減】</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化 【2020年度実績と比較して2025年度末までに改善】</p>	<p>○介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを活用した実証件数 【2021年度以降増加】</p> <p>○地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合 【2021年度以降上昇】</p> <p>○地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数 【2021年度実績から増加】</p>	<p>52. 事業所マネジメントの改革等を推進 ★ vi. ロボット・IoT・AI・センサーの活用等を通じた生産性の向上</p>			
		<p>a. 介護現場と開発事業者との連携など、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、プラットフォームを活用した実証を実施。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>b. 介護事業所の生産性を向上するため、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインの普及、介護ロボット・ICT等のテクノロジー導入支援を実施し、ケアプランデータ連携システム等を活用した情報連携を推進。 ※上記の取組に加え、項目14の取組等により、介護事業所の生産性向上の取組を推進する。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>c. 生産性の向上を含む働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む介護サービス事業者の総理大臣による表彰等を通じた好事例の普及促進を図る。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>d. 介護ロボット・ICT機器の活用等により先進的な取組を行っている介護付き有料老人ホームにおける人員配置基準を特例的に柔軟化する。介護付き有料老人ホーム以外の介護施設(特別養護老人ホーム等)について、今後の実証事業によって、介護ロボット・ICT機器の活用等による人員配置基準の特例的な柔軟化が可能である旨のエビデンスが確認された場合は、次期介護報酬改定を待たずに、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、人員配置基準の特例的な柔軟化を行う方向で、更なる見直しを検討。 ★ ※2024年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
—	—	e. 医療サービスの効率的な提供に向け、ロボット、A I、I C T等の活用方策について検討を進め、必要な措置を講じていく。★ 《所管省庁：厚生労働省、経済産業省》	→	→	→
—	・以下の取り組みを実施 ○医療・介護等分野を取り扱う有料職業紹介事業者に対する集中的指導監督を実施。 【2023 年度中に実施】 ○有料職業紹介事業者を利用する際の留意点についてリーフレットに整理し、求人事業主等へ周知。また、好事例等についても、関係機関等から情報を収集・精査した上で、完成・展開。 【2023 年度中に実施】 ○人材確保対策コーナーの拡充や地域の関係機関と協力したイベント開催の強化を図り、公的な支援を強化する。 【2023 年度から実施】 ○ハローワークごとの職種別就職実績を毎年度公表する。 【2023 年度から実施】	5 3. 医療・介護等分野における職業紹介の強化等 a. 医療・介護等分野における職業紹介について、関係機関が連携して、公的な職業紹介の機能の強化に取り組むとともに、有料職業紹介事業の適正化に向けた指導監督や事例の周知を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
—	—	5 4. 国保の普通調整交付金について見直しを検討 ★ a. 医療費適正化のより一層の推進に向け、国民健康保険制度の普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の特性で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、論点や改善点を整理しつつ、保険者努力支援制度の活用と合わせて、地方団体等との議論を深める。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
—	—	5 5. ケアマネジメントの質の向上 ★ i. A Iも活用した科学的なケアプランの実用化			
		a. 2023 年度以降、A Iによるケアプラン作成支援の今後の展開を実証的に検討するとともに、A I活用を前提としたケアマネジメントデータ利活用基盤の検討に焦点をあてた調査研究を進める。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		b. 取組の進捗状況を踏まえ、より適切な実施に向けてK P Iの設定等を検討する。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	5 5. ケアマネジメントの質の向上 ★ ii. ケアマネジャーの業務の在り方の検討			
		a. 2024 年度介護報酬改定の検証等を通じて、より効果的なケアマネジャーの業務の在り方に関して、2027 年度介護報酬改定等に向けて必要な対応を検討。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
—	—	5 5. ケアマネジメントの質の向上 ★ iii. サービス付き高齢者向け住宅における介護サービス提供の適正化に向けたさらなる方策の検討、必要な対応			
		a. サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービスの提供について、指摘されている入居者に対する過剰な介護サービスの提供(いわゆる「困い込み」)の実態把握に係るこれまでの取組を踏まえ、引き続き地方自治体と連携して、事業実態を把握した上で、より実効的な点検を徹底するとともに、サービス提供の適正化に向けた更なる方策を検討し、必要な対応を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○バイオシミラーの置き換え率(※1：数量ベース、※2：成分数ベース) 【2029年度末までに、バイオシミラーに80%(※1)以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%(※2)以上】</p>	<p>○バイオシミラー等のバイオ医薬品の技術研修に参加する企業数 【年20社以上】</p>	56. バイオ医薬品の製造・開発・バイオシミラーの普及の推進等			
		<p>a. 国内に不足しているバイオ医薬品の製造・開発技術を担う人材育成を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>b. バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアを公表。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>c. バイオシミラーの普及促進に係る新たな目標を踏まえた、具体的な方策を実施する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを活用した臨床研究・治験の実施数 【年5件以上】	○アジア地域における新規のMOU等の締結施設数 【年1件以上】	57. 臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化			
		a. アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築を進めることにより、日本主導の国際共同治験等を実施するための体制を強化し、治療薬等の研究開発を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 2023年度中に策定する次期中期計画に基づき、アジア地域における医薬品・医療機器等の規制調和を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
—	○以下の関連通知等を発出する。 【2023年度中を目処に発出】	58. 国際共同治験に参加するための日本人データの要否の整理、小児用・希少疾病用等の未承認薬の解消に向けた薬事上の措置と承認審査体制の強化等			
		a. 以下の事項について、2023年度中に検討会で結論を得た上で、2024年度までに具体的な薬事上の措置を講ずる。 ・国際共同治験に参加するための日本人データの要否の整理 ・小児用医薬品の開発計画策定の促進 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		b. 小児用・希少疾病用医薬等の開発に向けた企業からの薬事相談等に対応する体制を整備する。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
	○小児用・希少疾病用医薬等に関する相談体制をPMDAに整備する 【2024年度中に整備】	59. プログラム医療機器の実用化に向けた承認審査体制の強化			
	○プログラム医療機器に係るPMDAの承認審査の人員数 【2024年度以降増加】	a. PMDAのプログラム医療機器の承認審査体制の強化を図る。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
—	—	60. 薬価制度抜本改革の更なる推進 i. 医薬品等の費用対効果の本格実施に向けた検討			
—	—	a. 医薬品等の費用対効果評価の活用について、標準的な分析プロセス等の制度の見直しを行った 2022 年度診療報酬改定を踏まえて、適切に薬価等を設定。その影響の検証を踏まえて、2024 年度診療報酬改定にむけて引き続き検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	60. 薬価制度抜本改革の更なる推進 ii. 毎年薬価改定を実施する。			
—	—	a. 毎年薬価改定を実施する。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	60. 薬価制度抜本改革の更なる推進 iii. 新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討 ★			
—	—	a. 新薬創出等加算の対象外である品目に関し、同加算の対象品目を比較薬とした薬価算定における比較薬の新薬創出等加算の累積額を控除する取扱いについて検討を行った結果に基づき所要の措置を講じた 2020 年度薬価改定を踏まえて、適切に薬価を設定。影響について検証を実施。 《所管省庁：厚生労働省》		→	
—	—	b. 2024 年度薬価改定において、創薬力強化を図るため、保険収載時を始めとするイノベーションの適切な評価を推進し、ドラッグラグ・ドラッグロスの問題の対応について検討。2024 年度薬価改定以降も、引き続き、「国民皆保険の持続可能性」と「イノベーションの推進」を両立する観点から、所要の検討を行う。 ★ 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		c. 薬剤流通の安定のために設定された調整幅の在り方について2024年度薬価改定において検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	60. 薬価制度抜本改革の更なる推進 iv. 薬価算定プロセスの透明性の向上について検討 《所管省庁：厚生労働省》			
—	—	61. 調剤報酬のあり方の検討及び良質な医療の効率的な提供 ★ a. 2022年度診療報酬改定における、地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価や調剤料などの技術料を含めた対物業務から対人業務への構造的な転換に係る診療報酬上の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2024年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	b. リフィル処方箋について、2022年度診療報酬改定による影響の調査・検証を踏まえつつ、関係者・関係機関の更なる対応により、リフィル処方箋の活用を進める。また、地域差の実態等を確認し、必要な取組を進める。さらに、引き続き、保険者努力支援制度等を活用しつつ、保険者による被保険者への働きかけを進め、保険者努力支援制度等の更なる活用についても検討していく。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	62. 適正な処方方の在り方について検討 ★ i. 高齢者への多剤投与対策の検討 a. ポリファーマシー対策について、高齢者医薬品適正使用検討会の検討を踏まえて作成した業務手順書等の活用を進め、実施成果のデータを得ながら、病院や地域における取組を推進。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
—	—	6 2. 適正な処方について検討 ii. 生活習慣病治療薬について費用面も含めた処方の在り方の検討			
		《所管省庁：厚生労働省》			
		6 3. 後発医薬品の使用促進 ★			
<p>○後発医薬品の使用割合 【後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上】 ※2024 年度以降の目標は 2023 年度内に策定</p> <p>○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合 【後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、毎年度全ての都道府県で 80%】 (医療扶助における後発医薬品の数量/医療扶助における薬剤数量の総数)</p> <p>(参考)後発医薬品の使用割合の地域差</p>	<p>○後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約 900 品目】</p> <p>○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率 【毎年度 100%】 (後発医薬品使用促進計画を策定している自治体数/全後発医薬品使用促進計画の策定対象自治体数)</p>	a. 普及啓発の推進や医療関係者への情報提供等による環境整備に関する事業を実施。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促す。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		c. 保険者インセンティブの活用や、保険者ごとの使用割合の公表等により、医療保険者の使用促進の取組を推進。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		d. 信頼性向上のため、市場で流通する製品の品質確認検査を行い、その結果について、医療用医薬品最新品質情報集(ブルーブック)に順次追加して公表。また、検査結果を踏まえた立入検査を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		e. 後発医薬品利用差額通知の送付や医薬品の適正使用の効果も期待されるフォーミュラリの作成など、後発医薬品の使用促進を図るための取組支援。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		f. 改正生活保護法(平成 30 年 10 月施行)に基づく生活保護受給者の後発医薬品の使用原則化について、地方自治体において確実に取り組むよう促す。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		g. 後発医薬品の使用が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		h. 後発医薬品使用割合の見える化・公表を医療機関等の別に着目して拡大することを検討し、実施。 ※2024年3月までに対応予定 《所管省庁：厚生労働省》	→		
<p>○大病院受診者のうち紹介状なしで受診したものの割合 【2024年度までに200床以上の病院で40%以下】 (200床以上の病院における紹介状なしの初診患者数/200床以上の病院の初診患者数。入院・外来医療等の調査・評価分科会)</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月2回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数 【2025年度までに40%】 (地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月2回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数/薬局数(薬局機能情報提供制度による(回答率100%))</p> <p>○健康サポート機能等の薬局の機能を活用した施策を行った都道府県数 【2024年度までに2021年度と比べて倍増】</p>	<p>○地域連携薬局の数 【2025年度までに2022年度と比べて30%増加】</p> <p>○健康サポート薬局の届出数 【2025年度までに2021年度と比べて10%増加】</p> <p>○国及び都道府県による健康サポート薬局または認定薬局(地域連携薬局・専門医療機関連携薬局)の周知活動の実施回数 【各実施主体において年1回以上】</p> <p>○調剤後薬剤管理指導加算の算定件数 【2024年度までに2021年度と比べて90%増加】</p>	6 4. かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及 ★			
		a. 病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及を進める。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 2023年5月に成立した改正医療法に基づき、診療実績に関する情報提供の強化に係る検討も含め、かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に向けた検討を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		c. 地域包括診療料等の対象疾患の見直し等、かかりつけ医機能に係る2022年度診療報酬改定の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2024年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		d. 「認定薬局(地域連携薬局・専門医療機関連携薬局)」や「健康サポート薬局」の普及・推進のため、趣旨や考え方について、「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	

社会保障 5. 給付と負担の見直し

政策目標

高齢化や現役世代の急減という人口構造の変化の中でも、国民皆保険を持続可能な制度としていくため、勤労世代の高齢者医療への負担状況にも配慮しつつ、必要な保険給付をできるだけ効率的に提供しながら、自助、共助、公助の範囲についても見直しを図る。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)			
—	—	6 5. 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度において、所得や資産を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担の検討 ★	24	25	26~
		a. 預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、資産運用立国に向けた取組や国民の安定的な金融資産形成の促進などにも配慮しながら、医療・介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う。介護保険の補足給付の仕組みがあるところ、医療保険では、保険給付と補足給付の仕組みの差異や、加入者数が多く保険者等の事務負担をどう考えるかといった指摘があることも踏まえ、検討を行う。 ★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度における負担への金融所得の反映の在り方について、税制における確定申告の有無による保険料負担の不公平な取扱いを是正するため、どのように金融所得の情報を把握するかなどの課題も踏まえつつ、検討を行う。 ★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 5. 給付と負担の見直し

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
—	—	6 6. 薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点から関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる ★			
		a. 2024年度診療報酬改定において、医療保険財政の中で、イノベーションを推進するため、後発医薬品の安定供給を図りつつ、長期収載品の保険給付の在り方を見直しを行う。2024年度診療報酬改定後、イノベーションの評価や後発品の安定供給の状況も含め、その施行状況について検証を行う。その他、「イノベーションの推進」と「国民皆保険の持続性」が求められる中、引き続き検討とされた薬剤自己負担の見直し項目である「薬剤定額一部負担」「薬剤の種類に応じた自己負担の設定」「市販品類似の医薬品の保険給付の在り方を見直し」について、引き続き検討を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
—	—	6 7. 外来受診時等の定額負担の導入を検討			
		a. 2022年度診療報酬改定における、紹介状なしの大病院受診時定額負担に関する見直しについて影響の検証を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
—	—	6 8. 医療費について保険給付率(保険料・公費負担)と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討 ★			
		a. 医療費の財源構造、医療保険制度の比較、実効給付率の推移と要因分析、生涯医療費の分析内容を含む資料について、わかりやすさを重視したうえで、年1回関係審議会において報告するとともに、ホームページ上で公表する。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 5. 給付と負担の見直し

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
—	—	69. 介護のケアプラン作成に関する給付の在り方について検討 ★			
		a. ケアマネジメントに関する給付の在り方については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他のサービスとの均衡等も踏まえながら、包括的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に結論を出す。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
—	—	70. 介護の多床室室料に関する給付の在り方について検討 ★			
		a. 令和6年度介護報酬改定で決定した一部の介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直しを着実に実施する。その上で、引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
—	—	71. 介護の軽度者(要介護1・2の者)への生活援助サービス・福祉用具貸与に関する給付の在り方等について検討 ★			
		a. 軽度者(要介護1・2の者)への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中で、現行の総合事業に関する評価・分析や活性化に向けた取組等を行いつつ、第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に、介護保険の運営主体である市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、包括的に検討を行い、結論を出す。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、必要な対応を検討。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障 5. 給付と負担の見直し

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		c. 福祉用具貸与の在り方について、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会や介護給付費分科会等における議論等を踏まえ、必要な対応を検討。その上で、2027年度介護報酬改定等に向けて、対応の効果や課題等を調査・検証。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		7 2. 医療・介護における「現役並み所得」等の判断基準の見直しを検討 ★			
		a. 年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、医療における「現役並み所得」の判断基準の見直し等について、検討を行う。「現役並み所得」の判断基準や基準額の見直しにあたっては現役世代の負担が増加することや、2022年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある者への2割負担の導入)の施行の状況等に留意する。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		b. 介護保険の利用者負担について、「一定以上所得」(2割負担)の判断基準の見直しについて、全世代型社会保障構築会議の全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)において示された方向性に基づいて検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始(2027年度~)の前までに、結論を出す。 また、「現役並み所得」(3割負担)の判断基準については、医療保険制度との整合性、介護サービスは長期間利用されること等の利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 5. 給付と負担の見直し

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
—	—	73. 介護保険の1号保険料負担の在り方を検討 ★			
		<p>a. 介護保険の1号保険料負担について、全世代型社会保障構築会議の全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)を踏まえ、被保険者間の所得再分配機能を強化するため、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げを行う。</p> <p style="text-align: center;">★</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		
—	—	74. 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討			
		<p>a. 医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用し、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、2022年度診療報酬改定での対応も踏まえ、2024年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		

社会保障 6. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
—	—	③ 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討			
		《所管省庁：厚生労働省》			
<p>○在宅サービスのサービス量進捗状況【2023年度までに100%】 (第8期介護保険事業計画の実績値／第8期介護保険事業計画の計画値。介護保険事業状況報告)</p>	<p>○地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第8期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【2023年度までに100%】 (第8期介護保険事業計画の実績値／第8期介護保険事業計画の計画値。)</p> <p>○在宅患者訪問診療件数【2020年医療施設調査からの増加】</p> <p>○認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【2023年度までに100%を達成】 (実施保険者／全保険者。地域支援事業交付金実績報告、認知症総合支援事業等実施状況調べ等)</p>	⑦ 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築			
		a. 第9期介護保険事業(支援)計画(2024~2026年度)に基づき、推進 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 第8次医療計画(2024~2029年度)に基づき、推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
<p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2032年度までに1,350万人以下】 ※「健康日本 21(第三次)」においても同</p>	<p>○先進・優良事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者【100%】 (先進・優良事例を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数／データヘルス計画を策定している保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率96.8%))</p>	⑭ 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等			
		i 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施			
		a. 関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 6. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>様の目標を設定</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2023 年度までに 2008 年度と比べて 25%減少】</p>	<p>○データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者 【データヘルス計画策定の保険者において 100%】 (データヘルスに対応する健診機関を活用している保険者数/データヘルス計画を策定している保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%))</p> <p>○健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者 【データヘルス計画策定の保険者において 100%】 (加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者数/データヘルス計画を策定している保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%))</p> <p>○保険者とともに健康経営に取り組む企業数 【2025 年度までに 50 万社以上】 日本健康会議から引用</p> <p>○感染症の不安と共存する社会においてデジタル技術を活用した生涯を通じた新しい予防・健康づくりに取り組む保険者数 【2025 年度までに 2,500 保険者以上】 日本健康会議から引用</p>	<p>⑳ 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等</p> <p>ii 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見等の活用を促進</p> <p>a. 「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」に加え、「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた『保険外サービス』の活用に関するポイント集・事例集」や「Q O L を高める保険外(自費)サービス活用促進ガイド」等を活用し、保険外サービスの活用について引き続き周知を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→		

社会保障 6. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○終了した研究に基づき発表された成果数(論文、学会発表、特許の件数など) 【前年度と同水準】	○「事前評価委員会」による学術的・行政的観点に基づく評価・採択と、「中間・事後評価委員会」による研究成果の検証及び採点に基づく、採択課題の継続率 【2024 年度に 100%】	⑳ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組 iii 医療等分野における研究開発の促進			
		a. 医療等分野のデータを利活用した研究開発を促進。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	㉑ 世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討 ★			
		i 高額療養費制度の在り方 《所管省庁：厚生労働省》			
—	—	㉒ 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討★ ii その他の課題			
		a. 前期財政調整における報酬調整においては、2024 年 4 月から被用者保険者間で報酬水準に応じた調整を部分的に導入することとしており、関係審議会等において、その実施状況のフォローアップを行うとともに、その他の課題について検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○頻繁な価格交渉の改善 【200 床以上の病院、20 店舗以上の調剤薬局チェーンにおける、年間契約の割合。2025 年度末までに 60%以上(軒数ベース、金額ベース)】	○医薬品の単品単価交渉の割合(軒数ベース) 【2026 年度末までに 80%以上】	㉓ 適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善			
		a. 「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」(2021 年 11 月改訂)に基づき、流通改善に取り組むとともに、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 6. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
—	—	③⑤ 医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討 a. 医療機器の流通に関して関係団体との協議を踏まえ、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
—	—	③⑧ 診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明 a. 診療報酬改定の内容について分かりやすい周知を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	③⑨ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討 i マクロ経済スライドの在り方 a. 2021 年 4 月に施行された、名目手取り賃金変動率がマイナスで、かつ名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、名目手取り賃金変動率にあわせて年金額を改定するルールに対応していくとともに、マクロ経済スライドの仕組みの在り方について、2020 年改正法の検討規定に基づき、今後の検討課題について社会保障審議会年金部会等において検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
—	—	③⑨ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討 iv 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し a. 公的年金制度の所得再分配機能の強化について、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の検討規定、附帯決議に基づき、社会保障審議会年金部会等において検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 6. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		b. 個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論。 《所管省庁：財務省》			
<p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 【2025 年度までに 50%】 (就労した者及び就労による収入が増加した者の数/就労支援事業等の参加者数)</p> <p>○「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合) 【2025 年度までに 45%】 (「その他の世帯」のうち就労者のいる世帯数/「その他の世帯」数)</p> <p>○被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者 【2025 年度までに 26%】</p> <p>○被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者 【2025 年度までに 28%】</p> <p>(参考)就労支援事業等の参加者の就</p>	<p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率 【2025 年度までに 65%】 (就労支援事業等の参加者数/就労支援事業等の参加可能者数)</p> <p>(参考)就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況</p> <p>○頻回受診対策を実施する自治体 【毎年度 100%】 (頻回受診対策を実施する自治体/頻回受診対策の実施対象自治体数)</p>	<p>④0 就労支援を通じた保護脱却の推進等のための自立支援に十分取り組む</p> <p>a. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 就労支援事業等の既存事業の積極的な活用を促し、経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立を促進する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>④1 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化 ★</p> <p>a. 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。また、生活保護受給者の頻回受診対策については、オンライン資格確認システムを活用した早期の助言等の仕組みを構築・推進する。また、その他医療扶助における適正化について、医療費適正化計画の医療費に医療扶助も含まれることを踏まえ他制度における取組事例も参考に推進しつつ、中期的に医療扶助のガバナンス強化に向け、E B P M の観点も踏まえて検討を行う。★ 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 6. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>労・増収率についての自治体ごとの状況</p> <p>(参考)「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況</p> <p>○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合 【2024 年度において 2020 年度比 2 割以上の改善】</p> <p>(参考)生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差</p>		b. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		c. 級地制度について、生活保護基準の次期検証結果等も踏まえ、あり方の検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		d. 中長期的課題として、都道府県のがバナンスを強化する観点から、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深める。★ 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		④ 生活保護制度について、更なる自立促進のための施策等を検討し、必要な見直し	→	→	→
		《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障 6. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>(参考)生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数</p> <p>○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 【毎年度 75%】 (就労した者及び就労による収入が増加した者数/就労支援プラン対象者数。生活困窮者自立支援統計システム)</p> <p>○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合 【毎年度 90%】 (自立に向けての改善が見られた者数/自立生活のためのプラン作成者数。生活困窮者自立支援統計システム)</p>	<p>(参考)福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率</p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数の割合 【毎年度年間新規相談件数の 50%】 (自立生活のためのプラン作成件数/年間新規相談件数。生活困窮者自立支援統計システム)</p> <p>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者の割合 【毎年度プラン作成件数の 60%】 (自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数/自立生活のためのプラン作成件数。生活困窮者自立支援統計システム)</p> <p>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数 【2025 年度までに 40 万件】</p> <p>(参考)自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数</p> <p>(参考)任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率</p> <p>(参考)就労準備支援事業及び家計改善支援事業の利用件数</p>	<p>④③ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進</p> <p>a. 生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計、住まいをはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。 その際、本人の希望に応じて求職者支援制度等適切な就労支援施策へ繋ぎ、継続的な支援を実施する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

社会保障 6. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

(再掲)

- ① 都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)(社保-39)
- ② 慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討(社保-39)
- ④ 地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討(社保-41)
- ⑤ 外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正(社保-44 i)
- ⑥ 地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が 27 年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)(社保-44 i)
- ⑨ かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討(社保-64)
- ⑩ 看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討(社保- 52 i (特定行為研修制度の推進))
- ⑪ 都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組
 - i 地域医療介護総合確保基金による病床のダウンサイジング支援(社保-39)
 - ii 医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第 14 条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討(社保-44 iii)
- iv 都道府県の体制・権限の整備の検討(社保-39)
- ⑫ 全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築(社保-17、20、21)
- ⑬ 国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映(社保-44 i)
- ⑭ 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計
 - i 2018 年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立(社保-30)
 - ii 国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映(社保-54)
- iii 健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化(社保-30)
- iv 医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方(社保-13)
- ⑮ ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進(社保-21)
- ⑯ セルフメディケーションの推進(社保-64)
- ⑰ 要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討(社保-46、47)
- ⑱ 高齢者のフレイル対策の推進(社保-22) ★
- ⑲ 「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進(社保-19 i、ii)
- ⑳ 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開(社保-28、29)
- ㉒ 介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大や I C T・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上(社保-52vi (I C T・介護ロボットの活用)、36(介護助手など多様な人材の活用)、52 iii (事業経営の規模の拡大))

社会保障 6. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

(再掲)

- ㉓ **マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組**
 - i **医療保険のオンライン資格確認の導入(社保-2)**
 - ii **医療・介護機関等の間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性向上(社保-7、8)**
- ㉔ **医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討(社保-65)**
- ㉕ **公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討 ★**
 - i **次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討(社保-71(軽度者に対する生活援助サービス)) ★**
 - ii **医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成 28 年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す(社保-60 i)**
 - iii **生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の方針等の検討(社保-62 ii)**
 - iv **市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討(社保-66) ★**
- ㉖ **後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる(社保-63)**
- ㉗ **後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討(社保-60 iii)**
- ㉘ **基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討(社保-60 iii)**
- ㉙ **市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化(社保-60 ii)**
- ㉚ **薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討(社保-60 ii)**
- ㉛ **かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す(社保-64)**
- ㉜ **平成 28 年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し(社保-61)**
- ㉝ **社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討**
 - ii **短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大(社保-34)**
 - iii **高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方(社保-35)**
- ㉞ **生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化**
- b **マイナンバーカードを用いた、医療扶助のオンライン資格確認については、「デジタル・ガバメント実行計画」や「医療扶助に関する検討会」の議論を踏まえ、2023 年度中の実施に向け所要の措置を講ずる。(社保-2)**
- ㉟ **2021 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し**
 - a **生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進(社保-㉞ a)**
 - b **級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う(社保-㉞ c)**

2. 社会資本整備等

社会資本整備等

【政策目標】

- ① 公共投資における効率化・重点化と担い手確保、予防保全型への転換等によるインフラメンテナンスの中長期的なトータルコストの抑制
- ② 民間の資金・ノウハウの最大活用と公的負担の最小化（PPP／PFIの事業規模目標：2022-31年度30兆円）
- ③ デジタルの力を活用した地域づくり（スマートシティ、不動産ID等の総合的な活用等）と持続可能なまちづくり（コンパクト・プラス・ネットワーク等）、既存ストックの有効活用を一体的に促進

○広域的・戦略的なインフラマネジメント：地域のニーズに応じた広域・複数・多分野の連携によるインフラマネジメントの計画策定や維持管理等の業務の実施について、モデル地域において検討を行い、国土交通分野及びそれと類似性の高い分野を中心に2025年度中に手引き等として取りまとめ、その後、関係省庁連絡会議等も活用しながら、各分野・地域に横展開する。また、地域におけるインフラメンテナンスの効率化が進むよう支援し、集約化・複合化等に関する検討項目・手順、留意事項、施策効果等を記載した手引き等の作成・充実を進める。

○PPP／PFIの推進：「PPP／PFI推進アクションプラン」に基づき、2022～2031年度の事業規模目標（30兆円）を設定し、重点分野を中心にPPP／PFIの導入を促進。上下水道分野は、先進的なウォーターPPPの取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開。

○不動産ID等の総合的な推進：省庁連携により、2025年度までに不動産登記ベース・レジストリと連携した不動産ID確認システムによる不動産IDの提供エリアを全地方公共団体に拡大する。さらに官民連携協議会において、官民データの連携を促進し、官民の幅広い分野における成長力強化や横展開を図り、ユースケースの社会実装を推進する。

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Construction の推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。

・i-Construction について、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2割向上することを目指す。

・また、インフラメンテナンスについて、各省庁が公表する「予防保全等の導入による維持管理・更新費の縮減見通し」を念頭に、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○ I C T 活用工事(土工、舗装工、浚渫工(河川)、浚渫工(港湾)、地盤改良工)の実施率(直轄事業) 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>○ I C T の活用対象 【橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大】</p>	<p>1. I C T の活用(i-Construction の推進)</p>			
		<p>a. 3次元データを活用し維持管理分野の効率化等を図るため、I C T 活用工種について、構造物工や小規模工事等への更なる適用拡大を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>b. 小規模を除く公共工事においてB I M / C I M を原則適用とする。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>c. 中小建設業、地方公共団体へのI C T 施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、受発注者を対象とした講習会の実施、業界全体でI C T 施工未経験企業へのアドバイスをを行う人材・組織の育成の取組等を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>d. 国土交通省におけるI C T 施工等の取組を加速化し、直轄事業の建設現場の生産性2割向上(作業時間短縮効果から算出)を2024年度に実現するなど、I C T 施工等により建設現場の生産性を2025年度までに2割向上させることを目指して取組を進める。 (参考)単位労働者・時間あたり付加価値額から算出した建設現場の生産性：2021年度9.2%(2015年度比の増加率) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保(下記の3つの指標) 【目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p> <p>「労働力調査」から算定する技能者数</p> <p>「学校基本調査」から算定する入職数</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する男性生産労働者年間賃金支給額</p>	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率 【2025年度までできるだけ早期に100%】</p> <p>○国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率 【2023年度末までに100%】</p> <p>○女性の入職者数に対する離職者数の割合 【前年度比で低下】</p> <p>○入職者に占める女性の割合 【前年度比で上昇】</p>	<p>2. 中長期的な担い手の確保</p>			
		<p>(技能労働者の処遇改善) a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、KPI第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>b. 技能労働者の賃金上昇に向けて、安定的・持続的な公共投資の確保、適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底、ダンピング対策の更なる徹底を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>(働き方改革) a. 週休2日の実現や残業削減に向けて、中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」の周知や実地に基づく調査を行うなど、工期の適正化に向けた取組を推進する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>b. 担い手の更なる入職・定着に向けて、施工時期の平準化、建設技術者の長時間労働の是正等の取組を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>(人材育成) a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けて、ブロック別連絡会議の実施等を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画(2020年1月策定)」を踏まえ、女性技術者・技能者の活躍の定着に向けて、仕事と育児を両立できるような柔軟な働き方の導入、建設産業の魅力や働きがいの発信等を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>3. インフラデータの有効活用</p>			
<p>○連携型インフラデータプラットフォーム及び維持管理データベースと連携する累積データ数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>○連携型インフラデータプラットフォームと連携する累積データベース数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>(連携型インフラデータプラットフォーム) a. 内閣府(科学技術・イノベーション担当)において関係省庁と連携し、インフラ分野での連携型データプラットフォームを構築し、府省庁・主要な自治体・民間企業との連携及び他分野とのデータ連携が可能となる取り組みを開始する。技術面・事業面などの観点でのインパクトや実現性の分析調査を行い、有用性の高いシステムの研究開発を進めるとともに、各種インフラデータの連携に関する取組をまとめたロードマップを作成する。(2027年度まで継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
	<p>○維持管理データベースと連携する累積データベース数(施設管理者) 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>(各インフラ分野の維持管理データベース) a. インフラ維持管理データの有効活用のため、各省庁で所管するインフラ施設を対象に、データベースの構築に向けた検討等を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
<p>○国土交通データプラットフォームと連携するデータ数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>○国土交通データプラットフォームと連携する累積データベース数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>(国土交通データプラットフォーム) a. 国土交通データプラットフォームについて、利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業) 【100%】</p>	<p>4. 重点プロジェクトの明確化</p> <p>(ストック効果の把握・事業評価)</p> <p>a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>b. 公共事業における事業評価について、評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>(交付金事業・補助事業)</p> <p>a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
<p>○包括的民間委託を導入した累積自治体数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数 【毎年度増加】</p>	<p>5. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>(包括的民間委託)</p> <p>a. 包括的民間委託の更なる導入を促進するため、検討会において包括的民間委託のケーススタディを行い、その結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合 【2030年までに100%】</p>	<p>○新技術の現場試行累積数 【毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕】</p>	<p>(新技術導入促進による業務効率化) a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。新技術の普及促進のため、点検要領やガイドライン、事例集の充実等を行う。 (2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数 【2025年末までに3,000者】</p>	<p>b. アウトカム指標の充実に向けて、新技術導入による具体的な効果(コスト縮減・工程短縮等)を把握する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
—	—	<p>(インフラメンテナンス国民会議) a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容を充実させる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>(インフラ長寿命化計画のフォローアップ) a. 定期的にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行い、その結果を踏まえつつ、計画内容を充実させる(新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策等)。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○措置が必要な施設の修繕率 【毎年度上昇【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>○施設の点検の実施率 【分野毎に定める点検の実施期間中に100%】</p>	<p>(予防保全型の老朽化対策への転換) a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用を行うとともに、研修の開催による技術的向上、都道府県等による市町村支援を含む地方公共団体に対する技術的支援体制の強化等の取組を行う。(2027年以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数 【進捗状況をモニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>○個別施設計画の策定率 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率 【2023年度末までに100%】</p> <p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>6. 総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開</p> <p>(総合管理計画) a. 総合管理計画の内容充実・更新に向けた支援を引き続き行う。 《所管省庁：総務省》</p> <p>b. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化するなど、見える化の内容の更なる充実を図るとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新見通しの見直しを行うよう、技術的な助言を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設) a. 個別施設計画の内容充実・更新を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
			→	→	→
			→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>b. 個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を促すため、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議等も活用しながら、先進・優良事例の横展開等を実施する。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>(総合管理計画・個別施設計画の策定状況)</p> <p>a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>(施設の集約化・複合化)</p> <p>a. 地域における施設の集約化・複合化などを通じたインフラメンテナンスの効率化が進むよう支援する。また、各施設の集約化・複合化等に関する検討項目・手順、留意事項、施策効果等を記載した手引き等の作成・充実を進める。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>(広域的・戦略的なインフラマネジメント)</p> <p>a. 地域における広域的・戦略的なインフラマネジメントの一層の推進に向けて、モデル地域において、地域のニーズに応じた広域・複数・多分野の連携によるインフラマネジメントの計画策定や維持管理等の業務の実施について検討を行い、国土交通分野及びそれと類似性の高い分野を中心に関係省庁と連携して、2025年度中に手引き等として取りまとめる。 《所管省庁：国土交通省、関係省庁》</p>	→	→	

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>b. 地域における広域的・戦略的なインフラマネジメントの全国展開に向けて、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議等も活用しながら、モデル地域における検討結果や作成された手引き等を各分野・地域に横展開し、地域のニーズに応じた広域・複数・多分野の連携によるインフラマネジメントの導入を推進する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>		→	→

社会資本整備等 2. PPP/PMIの推進

政策目標

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PMI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PMIの活用を重点的に推進するとともに、地方部へのノウハウの浸透を図るなど、地方公共団体等がPPP/PMIに取り組みやすい方策等を講じる。事業規模目標(2022～2031年度の10年間で30兆円)の達成を目指す。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26～
<p>○アクションプランに定める事業件数 10年ターゲットと同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PMI事業の検討を実施した団体数 【2024年度末までに334団体】</p> <p>○地域プラットフォームの設置率 【2026年度末までに全都道府県で設置】</p> <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PMI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数 【2021年度～2023年度に200団体】</p> <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数 【2021年度～2023年度に550団体】</p>	<p>7. PPP/PMI推進アクションプランの推進</p>			
		<p>a. アクションプランに記載されている施策の進捗状況等のフォローアップを行い、必要に応じて見直しを行う。アクションプランに定める各取組方針に基づき、PPP/PMIを一層推進し、成果について広報する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>b. 水道について、改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施設等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的なウォーターPPPの取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省、国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>c. 下水道について、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続。また、先進的なウォーターPPPの取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PMI導入の成果について周知する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>d. 空港について、アクションプランに掲げられた措置等により、公共施設等運営事業の導入を促進する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		e. スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)について、地方公共団体による公共施設等運営事業の導入に関して、必要な支援等を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		f. 文化・社会教育施設について、公共施設等運営事業含むPPP/PFI手法の導入を促進するため、必要な支援等を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		g. 一定の交付金事業の実施又は補助金採択の際のPPP/PFIの導入検討を進めるとともに、要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設、工業用水道)について、着実に運用する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
		h. アウトカム指標の充実に向けて、PPP/PFIによる多様な効果について、事例を収集、見える化し、適切な事業評価の実施に資する分析手法の検討を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→
○アクションプランに定める事業件数 10年ターゲットと同じ	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数 【2024年度末までに334団体】	8. 優先的検討規程の策定・運用			
		a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②2023年度までに人口10万人以上の全ての地方公共団体における優先的検討規程の策定を目指した支援、③10万人未満の地方公共団体における、実態に合わせた優先的検討規程の策定・運用の支援等、優先的検討導入への方策等の措置を講じる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、総務省、関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等 2. PPP/RFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○アクションプランに定める事業件数 10年ターゲットと同じ</p>	<p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/RFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数【2021年度～2023年度に200団体】</p> <p>○地域プラットフォームの設置率【2026年度末までに全都道府県で設置】</p> <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数【2021年度～2023年度に550団体】</p>	9. PPP/RFI推進のための地方公共団体への支援			
		<p>a. 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム)の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/RFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、行政実務の経験を豊富に有する専門家等の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/RFIの具体的案件形成を促進する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、国土交通省、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>b. 民間資金等活用事業推進機構が持つ助言機能の活用による地方公共団体等の事業化支援を促し、PPP/RFIの更なる推進を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	→
		<p>c. 専門家の派遣や初期財政負担支援等により、地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の策定・運用支援等を行い、人口20万人未満の地方公共団体の特性に応じたPPP/RFIの導入を促進する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>d. キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおける指標連動方式について、モデル事業の実施等の財政的支援及びガイドラインの周知等の導入支援を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>e. 上下水道について、先進事例を参考に公共施設等運営事業の契約書のひな形等を作成(2022年度中)・周知することで、先進事例の横展開を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省、国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

政策目標

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、デジタルの力を活用した地域づくりとコンパクト・プラス・ネットワークの推進、既存ストックの有効活用に向けた政策手段の強化を一体となって進める必要がある。このため、デジタル田園都市国家構想の一翼を担うスマートシティの推進や不動産 I D 等の総合的な活用など、デジタルの力により地域課題に取り組むための基盤整備を進め、D X によるコスト削減や付加価値向上を図るとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、持続可能なまちづくりと地域公共交通ネットワークの再構築を一体的に進める。併せて、空き家及び所有者不明土地等の有効活用を推進する。

① デジタル田園都市国家構想を踏まえ、2030 年度までに全ての地方公共団体がデジタル実装に取り組むことを見据え、2027 年度までにデジタル実装に取り組む地方公共団体を 1,500 団体とすることを旨とする。② 市町村の全人口に対して、居住とともに誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024 年度末までに評価対象都市の 2 / 3 とすることを旨とする。

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○都市 O S (データ連携基盤) を介したデータ連携地域数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p> <p>○ A P I カタログ上での A P I 公開件数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	<p>○都市 O S の導入地域数 【2025 年までに 100 地域】</p> <p>○ A P I カタログを公開した地域数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	1 0. デジタルの力を活用した地域づくりの推進			
		(スマートシティの推進) ① データ連携・都市 O S a. スマートシティの分野間・地域間や広域での連携を促進するため、スマートシティリファレンスアーキテクチャの充実のための課題整理を行うとともに、その普及により官民データ連携を推進する。(2027 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		b. 関連ガイドラインの普及等を通じ、データガバナンスの活動や体制整備の促進を図る。(2027 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
<p>○スマートシティ構築を先導する人材が確保された地域数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	<p>○スマートシティ構築を先導する人材の育成プログラムの受講者数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	c. 各府省のスマートシティ関連事業において、都市 O S (データ連携基盤) を整備する際は、スマートシティリファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。(2027 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		② 人材の確保 a. スマートシティの人材育成プログラムを周知するとともに、人材に関する情報提供を行う。(2027 年度以降も継続的に実施)	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○スマートシティサービスに関する評価指標の達成件数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】	○スマートシティにおけるサービスに関する評価指標の設定件数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】	③スマートシティサービスの普及と推進体制 a. スマートシティ施策のK P I 設定指針(第2版)について、スマートシティに取り組む全ての自治体が適切な評価指標を設定できるように事例集などを整備し、活用を促す。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
○スマートシティサービスの運営組織数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】	○スマートシティに取り組む自治体及び民間企業・地域団体の数(官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数) 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】 ○優良モデル、課題解決策に関する質の高い情報発信数 【毎年度増加】	b. 官民連携プラットフォームを通じて、関係府省庁等が連携して、ハンズオン支援や自治体と民間企業のマッチング支援を行うとともに、スマートシティサービス提供に係る先進事例を横展開し、地域の課題に応じた成功モデルの導入を促進する。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
○デジタル実装に取り組む地方公共団体数 【2027年度までに1,500団体】	○スマートシティ数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】 ○スマートシティで構築された社会領域サービス数 - 社会領域(モビリティ、防災/防犯、インフラ/施設、健康/医療、教育、行政等) ○スマートシティで構築された経済領域サービス数 - 経済領域(産業/経済等) ○スマートシティで構築された環境領域サービス数	c. 関係府省による合同審査会についてデジタル田園都市国家構想の取組との連携を強化するとともに、合同審査会を踏まえた事業選定等を通じ、M a a Sや自動運転、ドローン、グリーン化といった個別の分野も含めた全国各地のスマートシティ関連事業を推進し、実証から実装に向けた支援を行い、定着・発展を図る。(2027年度以降も継続的に実施) d. 社会領域(モビリティ、防災/防犯、インフラ/施設、健康/医療、教育、行政等)、経済領域(産業/経済等)及び環境領域(環境/エネルギー等)におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。(2027年度以降も継続的に実施) e. デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、全国各地でデジタルの力を活用し様々な課題に取り組むためのデジタル基盤としてのスマートシティサービスの幅広い活用に向けたロードマップを策定する。	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	- 環境領域(環境/エネルギー等) 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】	f. 「日ASEANスマートシティ・ネットワークハイレベル会合」や、「G7都市大臣会合」等の多国間枠組み等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁、デジタル庁)》	→	→	→
○デジタル実装に取り組む地方公共団体数 【2027年度までに1,500団体】 ○不動産IDを活用したサービス数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】	○不動産ID官民連携協議会の会員数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】 ○不動産IDを活用したユースケースの実証数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】	(不動産ID等の総合的な推進) a. 各不動産の共通コードである「不動産ID」により、不動産関連情報の連携・活用を促進し、不動産業界の生産性及び消費者利便の向上を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		b. 「建築・都市のDX」官民ロードマップに基づき、2025年にBIM×PLATEAU×不動産IDのユースケースを社会実装・横展開し、2028年には不動産IDを介したBIM・PLATEAUと官民のデータ連携の実現を目指す。(2027年以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		c. 地方公共団体における都市計画GISの利活用の促進・充実とオープンデータ化のための環境整備をするとともに、不動産ID等の多様な空間データとの相互連携方策を検討する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>d. 不動産 I D 官民連携協議会において、官民データの連携を促進し、不動産取引・都市開発の活性化、物流・流通の高度化、インシュアテックの推進、行政の D X など、官民の幅広い分野における成長力強化や横展開を図り、不動産 I D のユースケースの社会実装を推進する。(2027 年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省、内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
	<p>○不動産 I D 確認システムの対象地方公共団体数 【2025 年度までに全地方公共団体】</p>	<p>e. 不動産登記ベース・レジストリから不動産 I D 確認システムに不動産登記情報を提供するため、課題整理その他提供に当たって必要な措置を講じる。</p> <p>《所管省庁：デジタル庁、法務省、国土交通省》</p>	→		
		<p>f. 不動産登記ベース・レジストリとの連携による全地方公共団体分の不動産 I D の提供に向け、「不動産 I D 確認システム」の改善や見直しを進める。</p> <p>《所管省庁：国土交通省、デジタル庁、法務省》</p>	→	→	→
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数 【2024 年度末までに以下①～③の全ての区分について評価対象都市の 2 / 3 ① 政令市・中核市 ② ①以外の人口 10 万人以上の都市 ③ 人口 10 万人未満の都市】</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数 【2024 年度末までに 600 市町村】</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 【2024 年度末までに 400 市町村】</p>	1 1. 持続可能な多極連携型まちづくりの推進			
		<p>(立地適正化計画の作成・実施の促進)</p> <p>① 予算措置等による支援策の充実</p> <p>a. 予算措置等により市町村の計画作成や、計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備するなど、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資する支援を推進する。(2027 年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>b. 現地訪問やコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、相談にワンストップで対応可能としている体制等を通じて、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。また、地域公共交通計画の作成検討を引き続き立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付要件とする。(2027 年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		d. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集の更新や国土交通省ウェブサイトの充実等により、市町村に情報提供を行う。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		<p>②モデル都市の形成・横展開</p> a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		b. 過去の実事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の実況等をわかりやすく情報提供する。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		<p>③効果的な評価指標設定の啓発</p> a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>④立地適正化計画制度・運用の更なる改善</p> <p>a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。(2027年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
<p>○地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員【減少率を毎年低下【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>○地域公共交通計画の策定件数【2024年度末までに1,200件】</p> <p>○地域公共交通計画を立地適正化計画と連携して策定した市町村数【2024年度末までに400市町村】</p>	<p>《所管省庁：国土交通省、コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)》</p>			
		<p>(地域公共交通計画の作成・実施の促進、地域公共交通ネットワークの再構築)</p> <p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		c. 2023年10月に施行された改正地域公共交通活性化再生法や関連予算を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、利便性・生産性・持続可能性を高める地域公共交通の「リ・デザイン」を進めるとともに、交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数【2030年において400万戸程度におさえる】</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模【2030年までに14兆円】</p>	<p>○クラウドファンディングを活用した不動産特定共同事業による新たな投資【約280億円(2025年度)】</p> <p>○市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数【20万物件(2021~2030年度)】</p>	12. 空き家及び所有者不明土地等の有効活用			
		<p>(空き家の活用・除却の促進)</p> <p>a. 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)に基づく措置や、地方公共団体が行う空き家の除却・活用に係る取組への支援等により、空き家の活用、適切な管理、除却等の総合的な取組を進める。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>b. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>c. 空き家等対策における宅建業者の役割拡大に係る整理・検討等を行い、空き家等の流通促進を図る。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→		
		<p>d. 不動産特定共同事業の案件形成の支援や、「クラウドファンディングを活用した不動産特定事業に係る実務手引書」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>e. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の遊休不動産に係る不動産特定共同事業に取り組むことができるよう、関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		f. 空き家・空き室を活用したセーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取り組む。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		g. マンション等の区分所有建物の所有者不明化・管理不全化に対応するため、所有者不明等の区分所有建物に特化した財産管理制度の創設等を盛り込んだ、区分所有法等の改正案の2024年通常国会での提出を図る。 《所管省庁：法務省》	→		
		h. マンションの建替え等の円滑化に関する法律等について、所有者不明等のマンションの再生等を円滑化する視点から、見直しの検討を進める。 《所管省庁：国土交通省》	→		
○地域福利増進事業における利用権の設定数 【2019年6月から10年間で累計100件】	—	(所有者不明土地等の有効活用) ①土地所有者等の責務を具体化する施策の推進 a. 国土審議会の分科会等における審議を経て、土地基本方針の変更について検討する。 《所管省庁：国土交通省、関係省庁》	→	→	
○緊急性・必要性の高い土地を対象に、長期相続登記等未了土地の解消をより効果的に実施 【毎年度増加【改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しにより更なる促進を図る】】	○地籍調査実施面積 【2020年度～2029年度に15,000km ² 】	②地籍調査の加速化及び法務局地図作成事業の推進 a. 第7次国土調査事業十箇年計画(2020年～2029年)に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進めるとともに、第7次国土調査事業十箇年計画の中間年(2024年度)までに、計画事業量の達成に向けて必要な措置を講じる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
○変則的な登記がされている土地が解消された数 【毎年度増加【実績調査の結果及び改	○調査対象地域での進捗率 【2029年度に57%】				
	○優先実施地域での進捗率 【2029年度に87%】				

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しを踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○登記所備付地図作成面積【2015年度～2024年度に200km²】</p> <p>○大都市型登記所備付地図作成面積【2015年度～2024年度に30km²】</p>	<p>b. 法務局地図作成事業について、現行整備計画を着実に実施しつつ、次期整備計画の基本方針を2023年度中に策定し、2025年度からの次期整備計画の検討を進める。 《所管省庁：法務省》</p>	→		
	<p>○公共事業実施主体のニーズにより的確に対応するため、緊急性・必要性の高い土地を対象とした上で、長期相続登記等未了土地の解消作業をより効果的に実施 【2022年度から2024年度末までに、新たに約63,000筆の解消作業に着手】</p>	<p>③改正民事基本法制の円滑な施行</p> <p>a. 2021年に改正された民法に基づく新たな財産管理制度や遺産分割の見直し等、2023年4月に施行された相続土地国庫帰属制度、2024年4月から施行される相続登記の申請義務化を始めとする不動産登記情報を最新化させる新制度について、国民への周知を徹底するなど、円滑な施行のための取組を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》</p>	→	→	→
	<p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数 【2022年度から2024年度末までに、新たに約23,100筆】</p>	<p>b. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》</p>	→	→	→
		<p>④多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組み</p> <p>a. 2026年4月までに不動産登記システムと住民基本台帳ネットワークシステム等との円滑な連携を可能とする実効性のあるシステム整備を進めるなど、仕組みの構築を進める。 《所管省庁：法務省、総務省》</p>	→	→	→
		<p>⑤所有者不明土地等の円滑な利活用・管理、土地収用手続の円滑な運用</p> <p>a. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		b. 長期相続登記等未了土地の解消作業がより公共事業の実施主体に活用されるよう、効果的な運用の見直しを行った上で、2022年4月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施していく。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》	→	→	→
	○所有者不明土地の収用手続に要する期間(収入手続への移行から取得まで) 【2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月(約1/3短縮)】	c. 改正所有者不明土地法が円滑に運用されるよう、説明会等での周知活動を行うほか、市町村が作成する所有者不明土地対策計画に基づく事業への支援を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		d. 所有者不明土地や低未利用土地の利活用・管理に取り組む所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化に向けた支援を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア 【2023年度末までに8割】	○制度による所有者不明農地の活用面積 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】	e. 所有者不明農地の利活用のための制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→
○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合 【2028年度末までに5割】	○私有人工林が所在する市町村のうち、森林経営管理制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合 【2023年度末までに10割】 ○市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積 【2021年度～2026年度に約130万ha】	f. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で事務手続き・ノウハウの周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→
		g. さらに、所有者不明森林等の特例措置の活用に向けて、所有者探索等に関する知見やノウハウを整理するとともに、特例措置の活用に係るガイドラインの普及・改善を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		h. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、引き続き地方交付税措置により支援する。 (2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数【2030年において400万戸程度におさえる】</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模【2030年までに14兆円】</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数【2025年度に114,000件】</p>	<p>13. 既存ストックの有効活用</p> <p>(不動産市場環境の構築)</p> <p>a. 不動産価格指数をはじめとした不動産情報に係る各指数の安定的な運用を図ることで不動産情報基盤を改善し、充実させる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
	<p>○住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合【2030年度に50%】</p>	<p>b. 専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>c. 宅建業者による建物状況調査のあっせんのさらなる拡大に向けた制度の見直しや周知を行う。その他、既存住宅の関連制度について必要な見直しの検討を行い、売主と買主の情報の非対称性を低減させるための制度の運用改善を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○国有地の定期借地件数 【目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕】</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況 【毎年度 100%】</p>	<p>(未利用資産等の活用促進) a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数 【目標は設定せず、モニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数 【増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	<p>(地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検)</p> <p>a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省、総務省》</p> <p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省、総務省》</p>	→	→	→
			→	→	→

3. 地方行財政改革等

地方行財政改革等

【政策目標】

- ① 持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。
- ② デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域ごとの自主的・主体的な取組を進めるため、国・地方はデジタル田園都市国家構想基本方針で示された方向性に沿って策定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づいて、デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を深化・加速化を図るとともに、そのために必要なデジタル実装の基礎条件整備の取組を強力に推進し、構想の実現を図る。

○自治体DX推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく取組の推進：住民サービスの利便性の維持・向上、職員の負担軽減やBPRによる業務改革を促す観点から、フロントヤード（住民との接点）改革について、ガバメントクラウド上での窓口DX SaaSの提供や窓口BPRアドバイザーの派遣、総合的なフロントヤード改革に係るモデルの創出等を通じ、「書かないワンストップ窓口」をはじめとしたフロントヤードの多様化・充実化を図り、横展開を促進する。また、一体的に取り組むべきバックヤード（内部事務）改革について、自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けて、移行作業が円滑かつ安全に実施されるようにできる限り前倒すための移行支援や、システムの状況に応じた所要の移行完了期限の設定など、更なる取組を促す。

○地方行財政の「見える化」の推進：地方単独事業(ソフト)について、全ての歳出区分を回答対象とする調査を実施し、決算情報の「見える化」を推進。地方創生臨時交付金事業について、地方公共団体が公表する事業の実施状況とその効果を分析し、将来の危機対応にいかすことも見据えて検証を行う。

○地方自治体の多様な広域連携の推進：各圏域における連携の効果をより適切に検証するためのKPIの設定を促す観点から、各圏域における施策や事業のKPIの設定状況を把握するとともに、連携中枢都市圏におけるKPIの設定等に関する基本的な考え方や優良事例等を周知する。

○デジタル田園都市国家構想交付金の効果向上・活用：地方創生推進タイプについて、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進し、交付金の効果検証を実施するとともに、デジタル実装タイプについても、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた効果的な事業の採択や効果検証・優良事例の全国展開の検討を行うことを通じて、デジタル実装に取り組む地方公共団体数を増加させる。

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。
 ・安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額(減少の方向)、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率(改善の方向)

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)に向けた重点計画等で規定	(DX)推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等で規定	1. 自治体DX推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく取組の推進			
行政効率化や住民の利便性向上を測る指標(次年度改訂までに検討・設定)	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的なフロントヤード改革に取り組んでいる自治体数【2026年度までに300団体】 ○窓口DX S a a S導入自治体数【2026年度までに340団体】 ○窓口B P R派遣申請自治体数【2026年度までに546自治体】 	<p>a. 2023年11月に改定された自治体DX推進計画等に基づき自治体DXを推進する。国の取組の進捗等を踏まえ、必要に応じてDX計画の見直しや経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップを行う。 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 住民サービスの利便性の維持・向上、職員の負担軽減や地方自治体におけるB P Rによる業務改革を促す観点から、ガバメントクラウド上での窓口DX S a a Sの提供や窓口B P Rアドバイザーの派遣、総合的なフロントヤード改革に係るモデルの創出等を通じ、「書かないワンストップ窓口」をはじめとしたフロントヤードの多様化・充実化のみならず、業務効率化の根幹であるバックヤード改革や推進体制づくりのあり方を検討し、横展開を促進する。 《所管省庁：総務省、デジタル庁》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○2025 年度までの全地方公共団体の標準化対象事務である20の基幹業務システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行及び移行完了後の情報システム運用経費等の3割削減目標の達成など、デジタル活用による定量的な行政効率化効果</p> <p>○A I、R P A 導入地域数【2024 年度までに 1065 団体】</p> <p>○A I、R P A ガイドブックに効果や利便性の高い事例に加え、業務削減時間をどう有効活用したのかの見える化を更に図るためデータを蓄積する。</p> <p>○今後策定予定の「人材育成・確保基本方針策定指針」やデジタル人材育成の参考となるガイドラインの内容等を踏まえ、適切な K P I の設定について次年度改訂までに検討・設定</p>	<p>c. 2025 年度までに、全地方公共団体の標準化対象事務である 20 の基幹業務システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行及び移行完了後の情報システム運用経費等の 3 割削減目標の達成を目指す。なお、標準準拠システムへの移行作業については、円滑かつ安全に実施されるよう、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が必要となることから、2023 年度において、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう支援する。また、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、2023 年度に、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、所要の移行完了期限を設定する。 《所管省庁：デジタル庁、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>d. デジタル社会のパスポートとしてのマイナンバーカードについて、政府が一丸となって制度の安全と信頼の確保に努めるとともに、ほぼ全国民に行きわたりつつある状況を踏まえ、今後は官民様々な領域での利活用シーンの拡大など、マイナンバーカードの利便性・機能向上、円滑に取得できる環境整備に取り組む。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、デジタル庁》</p>	→	→	→
		<p>e. A I・R P A の利用について、自治体における業務の見直しにあわせて、導入ガイドブックの活用や導入に対する財政措置による先進事例の横展開や、外部人材による支援等により自治体の実装を支援する。 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	
		<p>f. 自治体 D X 推進計画に基づく取組を推進するため、自治体におけるデジタル人材の確保・定着に向けた伴走支援等を実施するとともに、自治体でデジタル人材を確保・育成するのに要する経費について財政措置を講ずる。また、広域的にデジタル人材を確保する取組や自治体における D X 推進の中核を担う職員を育成する取組を推進し、優良事例等の横展開を行う。 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		g. その他、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月閣議決定)等に沿って対応する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：デジタル庁、関係省庁》	→	→	→
○歳出効率化の成果 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表	○窓口業務のアウトソーシングの実施件数 【2023年度までに520団体】 ○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数	2. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映			
		a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化(業務コストの抑制、処理手続時間の短縮等)の優良事例の横展開により、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。また、窓口業務の民間委託の団体規模別の取組状況や、歳出効率化効果等について、「見える化」・比較可能な形で公表する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		b. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率100%】 ○収支赤字事業数(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【2017年度決算(959事業)より減少】	3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進			
		a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》	→	→	→
		e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		4. 公営企業会計の適用促進			
		a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。 《所管省庁：総務省》	→		
		b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進			
		a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○重点事業における公営企業会計の適用事業数(人口3万人未満) 【2024年度予算から対象事業の100%】 ○公営企業会計の適用事業の割合 【増加】				
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む)	○広域連携に取り組むこととした水道事業数 【2025年度までに700事業】				

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数 【2023年度末までに47都道府県】 ○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合 【2025年度までに100%】	b. 各都道府県における2023年度までの水道広域化推進プランの策定を促す。 また、各都道府県の水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップし、引き続き支援措置を講ずるとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用)、PPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		《所管省庁：総務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省》			
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数(統廃合によって廃止される汚水処理施設の数) 【2021年度から2025年度までに300地区】	6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進			
		a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		c. 各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		d. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、I C T等デジタル技術を活用した管理、P P P / P F I の導入や広域化・連携を促進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		e. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、P P P / P F I 導入の成果について周知する。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		《所管省庁：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》			
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○公立病院経営強化プランの策定率【2023年度末までに100%】	7. 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進			
		a. 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、2023年度末までにすべての公立病院において経営強化プランを策定。 《所管省庁：総務省》			
○経営健全化のための方針の策定要件 ①～③のいずれかに該当した第三セクター等と関係を有する地方公共団体のうち、該当した要件に係る数値(債務超過額など)が改善している団体の割合 ①債務超過法人	○経営健全化のための方針の策定率【全対象団体で策定】	8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進			
		a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~	
<p>②時価で評価した場合に債務超過になる法人(土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む)</p> <p>③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合</p> <p>【増加、進捗検証】</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額(損失補償、債務保証、短期貸付)</p> <p>【減少、進捗検証】</p>		<p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促すなど取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→	
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p> <p>【全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数</p> <p>【全団体】</p> <p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標</p> <p>※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」</p> <p>○地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国の状況を「見える化」</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数</p> <p>【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p>	<p>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p>	<p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目(給与関係経費や一般行政経費等)と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
<p>b. 地方単独事業(ソフト)について、全ての歳出区分を回答対象とする調査を実施し、法令との関係を含め、決算情報の「見える化」を推進。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→			
<p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→			

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】</p>	<p>d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係府省庁》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○令和2年度から令和5年度までに臨時交付金を活用した事業について、実施状況を公表している地方公共団体数【2024年度までに100%】</p> <p>○令和2、3、4年度に臨時交付金を活用した事業について、効果を公表している地方公共団体数【2024年度までに100%】</p>	<p>h. 地方創生臨時交付金事業について、地方公共団体が公表する事業の実施状況とその効果を分析し、将来の危機対応にいかすことも見据えて検証を行う。 《所管省庁：内閣府》</p>	→		
<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p>	<p>○国庫支出金の設定済パフォーマンス指標の「見える化」実施割合【100%】</p>	<p>10. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進</p> <p>a. 所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。例えば、よくある質問(F A Q)を設け、内閣府HPに掲載する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、制度所管府省庁》</p>	→	→	→
<p>○人口の社会減の緩和・社会増など(事後的に検証)</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は2024年度までに39圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】</p> <p>○各圏域において取り組む施策や事業に応じて設定した成果指標(K P I)の達成率【進捗検証】</p>	<p>11. 地方自治体の多様な広域連携の推進等</p> <p>a. 連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p> <p>b. 今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○法律により新たに地方公共団体に策定を求められる計画の数 【新設された計画数-複数の市町村による共同策定が可能な計画数≤ 0】</p>	<p>c. 各圏域における連携の効果をより適切に検証するためのK P I の設定を促す観点から、各圏域における施策や事業のK P I の設定状況を把握するとともに、連携中枢都市圏におけるK P I の設定等に関する基本的な考え方や優良事例等を周知する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>d. 新型感染症拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p>	→	→	→
		<p>e. 複数の市町村による計画の共同策定については、2021年7月に行った内閣府及び総務省からの各府省に対する依頼を踏まえ、関係府省庁において必要な措置を講じる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、内閣府、関係府省庁》</p>	→	→	→
		<p>f. 介護保険事務のうち事業所の指導・監査等について、都道府県による小規模自治体の支援を推進するため必要な措置を講じる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>1 2. 国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の推進</p>			
<p>○法律により地方公共団体に策定を求められる計画の数 【総量】</p>	<p>○法律により新たに地方公共団体に策定を求められる計画の数 【新設された計画数-(廃止した計画数+一体的策定等の条文化により減少可能な計画数)≤ 0】</p> <p>○他の計画等との一体的策定を可能とする計画の割合 【2026年度までに70%】</p>	<p>a. 骨太の方針 2023 及び計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド(令和5年3月31日閣議決定)に沿った対応がなされるよう、関係府省庁において必要な措置を講じる。また、提案募集方式による地方からの提案等により、関係府省庁において必要な措置を講じる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係府省庁》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○法定外税や超過課税による税収	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	1 3. 地方の独自財源の確保(法定外税及び超過課税の活用の促進)			
		a. 課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		1 4. 国と地方の新たな役割分担等			
—	—	a. 社会全体におけるDXの進展及び感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、必要な地方制度の在り方について、法整備を視野に入れつつ検討を進める。具体的には、地方制度調査会における調査審議を通じて国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担を明確化し、連携・協力の実効性を高めるための対応について、検討を行う。 《所管省庁：総務省》	→		

地方行財政改革等 2. デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

政策目標

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域ごとの自主的・主体的な取組を進めるため、国・地方はデジタル田園都市国家構想基本方針で示された方向性に沿って策定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づいて、デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を深化・加速化を図るとともに、そのために必要なデジタル実装の基礎条件整備の取組を強力に推進し、構想の実現を図る。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○地方創生推進費の算定に使用している指標(若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等)</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(地方税収入額、地方債依存度)</p>	<p>○地方創生推進費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2024年度までに、5割以上】</p>	<p>15. 地方交付税(地方創生推進費)について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p>			
		<p>a. 「地方創生推進費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。 《所管省庁：総務省》</p>	→		
—	<p>○地域運営組織が運営する「小さな拠点」の形成数 【2027年度までに1,800箇所】</p>	<p>16. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p>			
		<p>a. 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、全国フォーラムの開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》</p>	→	→	→
		<p>c. 全国の自治体に対して取組状況を調査し、施策評価のあり方について検討を進めるほか、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 2. デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		d. 法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→
		e. デジタル田園都市国家構想交付金等も活用して支援するとともに、関連経費について地方財政措置。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》	→	→	→
		17. デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)の効果向上			
		a. 地方公共団体における検証体制の整備等 ・地方公共団体における、ガイドライン等の活用やデータ活用の推進を通じ、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)の効果検証(デジタル技術を活用した同交付金活用事業の個別調査・分析等を含む)を実施 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→		
		b. 先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→		
		18. デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)の活用			
		a. 効果的な事業の採択(2027年度以降も継続的に実施) デジタル田園都市国家構想交付金について、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組内容が、事業の成果を計測するにあたって適切なK P I 設定になっているか等を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→
○デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)対象事業について、地方公共団体において設定したK P I の達成 (事前に設定したK P I を達成した事業数/交付金対象事業数) 【目標：77%】	○デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)対象事業について、地方公共団体におけるK P I の設定(K P I を設定した事業数/交付金対象事業数) 【目標：全事業】				
○デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)事業全体の効果(経済波及効果等) 【目標：1.6倍】	○地方公共団体のK P I 達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なK P I 設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】				
○デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)対象事業について、地方公共団体において設定したK P I の達成 (事前に設定したK P I を達成した事業数/交付金対象事業数) 【目標：目標については、今後の実績等を踏まえて設定】	○デジタル実装に取り組む地方公共団体 【目標：2024年度までに1,000団体、2027年度までに1,500団体】				

地方行財政改革等 2. デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		b. 効果検証・優良事例の全国展開の検討(2026 年度以降も継続的に実施)デジタル田園都市国家構想交付金の効果検証実施や、地方創生に係る特徴的な取組事例の公表等を通じた優良事例の全国展開を検討。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→
		c. 必要予算の確保(2027 年度以降も継続的に実施) 各年度予算において、所要額を計上。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→

4. 文教・科学技術

文教・科学技術

【政策目標】

- ① 教育政策における外部資源の活用、P D C Aの徹底、D Xの推進等による、学習環境の格差防止、次代を担う人材育成のための取組の質の向上（国際比較による水準の維持・向上等）
- ② 官民をあげた研究開発の推進、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等による、科学技術立国の実現（国際比較による研究水準の維持・向上、大学の国際競争力の強化等）
- ③ スポーツ・文化の価値を将来の投資に活用・好循環させることによる当該分野及び経済社会の発展

○時代の変化に対応した教育の質の向上：G I G Aスクール構想の一人一台端末を通じた教育改革の更なる推進に向け、個別最適な学びと協働的な学びの実現や、デジタル時代に不可欠な情報活用能力の向上、I C T活用を通じた不登校児童生徒の学びの保障の充実を図る。併せて、教職の魅力向上等の観点から、教師の処遇の抜本的な見直しの制度設計等を進めつつ、時間外在校等時間の短縮や校務D Xによる働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進める。また、少子化が急速に進む実態等を踏まえつつ、私立大学への財政支援のメリハリ付け強化等を通じた教育の質保証や経営力強化に取り組む。加えて、我が国の国際競争力向上や持続的発展・成長に向けた戦略的な留学生の派遣・受け入れ（大学・高校段階での双方向の留学者数の大幅な増加）を推進する。

○科学技術立国の実現（大学の国際競争力の強化等）：大学ファンドについて、2024年度中に初回認定大学の支援を開始するとともに、同年度中に次期公募を行う予定。段階的にポテンシャルある数校程度の大学を認定し、これら大学について、世界トップクラスの研究者が集まり、若手研究者が存分に活躍できる環境を提供する世界最高水準の研究大学の実現につなげる。また、日本の研究力底上げのために、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学が自身の強みや特色を十分に発揮し、社会変革をけん引できるよう「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の活用を促しつつ、着実に支援を進める。更に、国際頭脳循環の活性化を目指し、我が国の研究者による国際科学トップサークルへの参画や若手研究者等の育成強化のための国際共同研究等を推進する。

※ スポーツはエビデンス整備と並行してK P I・工程を見直しつつ、引き続き健康増進への貢献や市場拡大に向けて取り組む。文化は第2期文化芸術推進基本計画の策定を踏まえたK P Iを2023年度中を目途に設定し、改革工程表2024に反映予定。

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

・O E C D・P I S A調査等の各種調査における水準の維持・向上

※科学リテラシー等、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上(P I S A(2018, 2022) : 科学リテラシー(2位, 1位)、読解力(11位, 2位)、数学リテラシー(1位, 1位))

※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※(政令市) 【2025年度までに100%】 ※(市区町村) 【2025年度までに100%】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※(都道府県) 【2025年度までに100%】 ※(政令市) 【2025年度までに100%】 ※(市区町村) 【2025年度までに100%】</p>	<p>○少子化の進展(児童生徒数、学級数の減少等)及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題(いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等)に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 【2025年度までに100%】</p>	<p>1. 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</p>			
		<p>a. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の附則規定に基づき、少人数学級の効果等に関する実証研究を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	
		<p>b. 学校における働き方改革の取組の効果等を測り、教師に関する勤務環境について検討を進めるため、公立小中学校の教職員の勤務実態について、2022年度に実施した調査に係る分析を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→		
		<p>c. 公立小中学校の教職員定数の中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画についてフォローアップ。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	
<p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○学校における働き方改革の推進に係る指標(時間外在校等時間月 45 時間)</p>	<p>○教員業務支援員を配置している市町村の割合 【2025年度までに100%】</p> <p>○部活動について、地域連携や地域移行に係る協議会又は方針を設置・策定している自治体の割合 【2026年度までに100%】</p>	<p>2-1. 学校における働き方改革</p>			
		<p>(支援スタッフの活用等によるチームとしての学校の推進) a. 支援スタッフ配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方策の検討及び促進。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→		
		<p>b. 部活動改革について、部活動指導員の配置等、地域の実情に応じた総合的な取組を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~	
<p>(国の上限指針)以下の割合等) 【2024 年中に指標を設定し、改革工程表 2024 に反映】</p>	<p>○学校事務の共同実施を実施している市区町村の割合 【2025 年度までに 75%】</p>	<p>(学校事務の共同実施) c. 学校事務の共同実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→			
		<p>(教師の処遇の抜本的な見直し) d. 教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進める。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→			
		<p>(教師を取り巻く環境整備) e. 中央教育審議会の緊急提言を踏まえ、学校・教師が担う業務の適正化等の具体的な取組の促進を図るためのフォローアップを行う。併せて、来秋実施予定の教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果を踏まえ、時間外在校等時間に係る指標を 2024 年内に設定する。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→			
<p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○教師の I C T 活用指導力の向上 ・授業に I C T を活用して指導する能力 【2025 年度までに 100%】</p> <p>・児童生徒の I C T 活用を指導する能力 【2025 年度までに 100%】</p> <p>○1 人 1 台端末を授業で活用している学校の割合</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 【義務教育段階の児童生徒 1 人 1 台端末水準を維持】</p> <p>○無線 L A N 又は移動通信システム(L T E 等)によりインターネット接続を行う普通教室の割合 【2023 年度までに 100%】</p> <p>○学習者用デジタル教科書の整備状況 【2025 年度までに義務教育段階の学校において 100%】</p> <p>○情報通信技術支援員(I C T 支援員)の活用状況</p>	<h2>2-2. 教育の情報化の加速</h2>				
		<p>(学校 I C T 環境の整備) a. 市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査・公表。学校のネットワークや指導者用端末など地域による I C T 環境に差が生じないよう、自治体における I C T 環境整備を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→	
<p>b. 義務教育段階において、共同調達の仕組みの検討を含め、1 人 1 台端末環境を維持しつつ、学校のみならず、家庭においても十分に活用できる環境の実現を目指し、事業を実施する自治体に対し、国として必要な支援を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→			

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>【2023 年度までに週 3 日以上活用を 90%】</p> <p>○ I C T を活用した校務効率化の取組状況 【教職員の働き方改革にも資するロケーションフリーでの校務処理を行っている自治体の割合を 2029 年度までに 100%】</p> <p>○ I C T 機器の活用を通じた、児童生徒の情報活用能力の向上 【2026 年までに(小学生) ・レベル 3 (注 1) 以下の割合を 20%以下 ・1 分間当たりの文字入力数の平均を 40 文字程度(中学生) ・レベル 5 (注 2) 以下の割合を 20%以下 ・1 分間当たりの文字入力数の平均を 60 文字程度】 (注 1) 条件に応じてフローチャートを修正したり、情報処理の手順を図で表したりすることができる (注 2) 分岐処理のプログラムをフローチャートに表すことができる</p> <p>○ 希望する不登校児童生徒への授業配信を実施している学校の割合 【2026 年度までに 100%】</p> <p>○ 個別最適な学びと協働的な学びの実現に資する指標(特性や理解度・進捗に合わせて課題に取り組む場面や児童同</p>	<p>【2025 年度までに 4 校に 1 人程度】</p> <p>○ I C T 活用指導力に関する研修を受講した教員の割合 【2023 年度までに 100%】</p> <p>○ 次世代校務 D X の環境を構築済みの自治体の割合 【2029 年度までに 100%】</p>	<p>c. 文部科学省 C B T システム(M E X C B T : メクビット)の機能拡充等を行うとともに、全国学力・学習状況調査の C B T 化に向けた取組を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>(デジタル教科書の導入) d. 2024 年度から英語、その後算数・数学のデジタル教科書の導入に加え、学校現場の状況等を踏まえ更なる効果的な活用等に向け取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>(情報活用能力の育成) e. 情報活用能力を育成するために、I C T を活用した好事例等を発信。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>(遠隔・オンライン教育の推進) f. 中学校の遠隔教育特例校等における成果検証・運用改善を図るとともに、好事例やノウハウを各種会議や有識者等を活用して発信。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>g. 病気療養や不登校、感染症や災害の発生などといった要因により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒を含めた全ての子供たちの学びを保障し充実する手段として、高等学校段階を含む各教育段階における遠隔・オンライン教育の更なる活用・推進に向け、実証研究等を進め、その結果も踏まえて必要な措置を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>(学校の指導体制等の充実) h. 高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促すためのモデルの開発・周知及び配置の促進。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
			→	→	→
			→		
			→		
			→		
			→		

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
士がやりとりする場面における活用状況等) 【2023 年度中に設定し、改革工程表 2024 に反映】		i. さらなる情報通信技術支援員(I C T 支援員)の配置を促進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		j. 研修の充実等、学校の I C T 環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		k. 特別免許状・特別非常勤講師制度の活用による、各学校における積極的な外部人材の活用を促進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(I C T 活用による校務改善等) l. 政府のデジタル化の方針等も踏まえ、投資の重複排除やシステム全体の統一性にも留意しながら、標準化・クラウド化も見据えつつ、自治体の取組状況を把握し、教育委員会から学校への文書送付のデジタル化を含め、I C T による校務改善を推進。加えて、クラウド環境を活用した校務 D X を徹底している学校についての指標について検討し、遅くとも 2023 年度中に K P I を設定。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(エビデンスに基づく更なる推進) m. G I G A スクール構想のエビデンス整備に関する研究会での分析結果も踏まえつつ、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に資する指標を引き続き検討し、遅くとも 2023 年度中に K P I を設定。	→		

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p>	<p>○学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)を策定している自治体の割合【2024年度末までに100%(残16自治体)】</p>	<p>3. 学校施設における長寿命化計画の策定によるメンテナンスサイクルの確立</p> <p>(各自治体における公立学校施設のメンテナンスサイクルを確立し、耐久性や機能の向上を計画的に実行するための施設計画(長寿命化計画)の策定)</p> <p>a. 長寿命化計画の策定率100%を達成(未策定の自治体は公表)するとともに、交付金の事業申請は計画策定を前提とすることにより、計画に基づく施設整備の推進を促す。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>b. 整備方針等の変更があれば長寿命化計画を適宜見直すよう各自治体に促し、計画に基づく施設整備を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→		
<p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p>	<p>○コミュニティ・スクールを導入している高等学校の割合【2024年度までに50%】</p> <p>○公立高等学校において、地域課題に係る学習の取組の推進方針を教育振興基本計画の中に位置づけている設置者の割合【2024年度までに100%】</p>	<p>4. 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のPDCAサイクルと「見える化」の推進</p> <p>a. 高校のコミュニティ・スクールに関する知見をもつCSマイスターの派遣などによる学科等の特性に応じたコミュニティ・スクールの導入促進や、2022年度から設置が可能となった地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置を予定している学校の取組を推進するなど、各高等学校における地域社会の関係機関との連携・協働を促進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>b. 「マイスター・ハイスクール事業」の実施と成果の横展開等により、専門高校において、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

・教育の質の向上

○大学卒業者の就職・進学等率の向上 ※2017年度実績：92.2%→毎年度：前年度実績を上回る

○教育改善に関するP D C Aサイクルの確立を実施した大学の割合の向上 ※2021年度実績：67.4%→毎年度：前年度実績を上回る

・被引用回数トップ10%論文数の割合の増加（現状値2018-20年:8.2%）

・企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への投資(共同研究受入額)を3倍増→「第6期科学技術・イノベーション基本計画」による目標値は2025年度までに、対2018年度比で約7割増加(2018年度実績：884億円、2025年度目標値：1,467億円)

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○国立大学法人の寄附金収入増加 【2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加】</p> <p>○研究大学における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニユア教員及びテニユアトラック教員の割合 【2025年度までに、2019年における割合の1割増以上】</p> <p>○研究大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上 【客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加】</p>	<p>○運営費交付金の客観・共通指標の実績を学内の戦略的な予算配分に活用する国立大学の割合 【毎年度、前年度の実績を上回る】</p> <p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合(目標) 【2026年度までに80%】</p> <p>○大学等教員の職務に占める学内事務等の割合 【2025年度までに半減(2017年度時点、18%)】</p>	<p>5-1. 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>(大学の改革インセンティブにつながる国立大学法人運営費交付金の配分及び大学評価制度の改善)</p> <p>a. 外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文、卒業・修了者の就職・進学等の状況、大学院も含めた教育改革の取組状況など、成果にかかる客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。(2027年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>b. 学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる客観・共通指標により評価を実施。(2027年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>c. 国立大学法人における年度評価を廃止するほか、関係審議会での審議を踏まえ、認証評価制度に係る必要な制度改正等を検討し実施する。 《所管省庁：文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~			
<p>○大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合 【前年度以上】</p>	<p>○「文理選択を迷っている」女子生徒が、理系分野への進路選択の促進を目的とした各種イベント等に参加した後、「科学技術や理科・数学に対する興味・関心が高まった」と回答した割合 【80%以上】</p>	<p>(大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化) d. 意欲的な改革に取り組む私立大学の後押しとなるよう、連携・統合等に関する事例収集・周知等を進める等、経営力の向上に向けた必要な支援を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→			
		<p>(理工系学部における女子学生の割合向上) e. 女子生徒等の適切な理系分野への進路選択を促進するため、大学等による多様なロールモデルの提示、女子生徒を対象とした出前授業、教員に対する情報提供などの取組を引き続き支援。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→			
		<p>(成長分野への大学・高専の学部再編促進等) f. デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を2032年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→			
<p>○国立大学法人の寄附金収入増加【再掲】 【2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加】</p> <p>○研究大学における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニユア教員及びテニユアトラック教員の割合【再掲】 【2025年度までに、2019年における割合の1割増以上】</p> <p>○研究大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上【再掲】 【客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加】</p>	<p>○監事を常勤化した国立大学法人の割合 【2026年度までに100%】</p> <p>○経営判断への活用に向けて、決算情報と教育研究等の成果実績等の比較分析を実施する国立大学の割合 【毎年度、前年度実績を上回る】</p> <p>○中長期的に目指すべき理想の年代構成を定め実績とともに公表する国立大学の割合 【毎年度、前年度実績を上回る】</p>	<h3>5-2. 国立大学改革の加速</h3>			<p>a. ガバナンス体制の改善、会計制度・会計基準の改善、人事給与マネジメント改革の推進等の国立大学改革を進める。 (2027年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○リカレント教育の社会人受講者数のほか、その教育効果や社会への影響【2023 年度中に設定し、改革工程表 2024 に反映】</p>	<p>○大学等における、主に社会人を対象としたプログラム提供割合【増加】</p> <p>○実務家教員を育成するための大学等における研修プログラムの修了者数【増加】</p> <p>○社会人の学びのポータルサイト「マナパス」に掲載されている大学・専修学校等の社会人向けプログラム数【増加】</p> <p>○学びに関する情報アクセスに課題を抱える社会人の割合【減少】</p>	<p>5-3. リカレント教育の推進</p>			
		<p>a. 大学等を活用した産学連携による実践的・専門的な教育プログラムの開発・拡充を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>b. リカレント教育を支える専門人材(実務家教員)の育成を行う。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→		
		<p>c. リカレント教育推進のための学習基盤の整備(社会人の学びのポータルサイトの充実等)を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>d. 社会人、企業、大学等への影響等に関する調査研究を2023 年度中に実施・分析し、その結果得られる見込みの「受講者のうち、実務に必要な専門知識・技能を習得できた社会人の割合」、「リカレント教育の提供を通じて教員の研究活動に好影響があった大学等の数」、「従業員の受講が新規事業の創出に繋がった企業数」といったリカレント教育の効果を踏まえ、指標の内容や目標値について検討を行い、2023 年度中に設定。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→		

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○収容定員充足率 80%未満で赤字経営となっている大学について</p> <p>①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※収容定員充足率 80%未満かつ赤字経営大学における学生一人当たり平均： 2022年度：181千円 (全大学平均：145千円)</p> <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2022年度予算：▲6%～+6% (※2018年度予算：▲2%～+2%) 【一】</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率 90%未満の私立大学の割合 【2023年度までに 13.1%】</p> <p>※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数 【2023年度までに 18校】</p>	<p>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>a. 定員未充足に対する調整係数及び教育の質に係る客観的指標、特別補助の交付要件見直し等により、引き続き教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を実施。併せて、2023年度に講じた一層のメリハリ付け強化による成果等を分析・検証しながら指標の見直しを図りつつ、2024年度からの5年間を集中改革期間と位置づけ、改革に向けた支援の在り方の検討・具体化を進める。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</p> <p>a. 大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生の就職・進学率の状況【2024年度中に目標値を設定】</p>	<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のG P A (平均成績)等の状況【前年度の支援対象学生のうち、G P A 等下位 1/4 の割合：25%を下回る】</p> <p>○住民税非課税世帯の大学等への進学率【前年度実績以上】 ※引き続き検証を行い、必要に応じてK P I を更新</p>	<p>b. 2024 年度から、授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、2025 年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>c. 高等教育の修学支援新制度(2020 年度開始)を利用して進学した学生等が初めて就職する 2024 年度に就職・進学率等の調査を実施し、その結果分析等を踏まえた目標値の検討を行い、2024 年度中に設定する。併せて、少子化対策の観点からも、引き続き検証を行う。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
<p>○2033 年までに、日本人高校生の海外留学生数について、12 万人を目指す ※2017 年度：4.7 万人</p> <p>○2033 年までに、日本人学生等の海外留学生数について、中長期留学者を</p>	<p>○海外留学に興味を持つ日本人高校生割合の増加 ・「高等学校における国際交流等の状況調査」(※隔年実施)</p> <p>○海外留学に興味を持つ日本人学生割</p>	<p>8. 国際的な学生交流の推進</p> <p>a. 高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進するとともに、海外の大学等にて学位を取得する長期留学への支援及び大学間交流協定等に基づく短期留学の支援を推進する。若者の海外留学を官民協働で後押しする「トビタテ！留学 JAPAN」を発展的に推進する。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>中心に増加させながら 38 万人を目指す ※2019 年度：17.5 万人</p> <p>○2033 年までに、日本の高校への外国人留学生数について、2 万人を目指す ※2017 年度：0.6 万人</p> <p>○2033 年までに、日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数 38 万人を目指す ※2019 年度：31.2 万人</p>	<p>合の増加 ・「学生の海外留学に関する調査」</p> <p>○経済的支援を受けて留学している学生の割合の増加 ・J A S S O「私費外国人留学生生活実態調査」(※隔年実施)</p> <p>○国際交流を図る場所を設置している学校数 ・「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<p>b. 戦略的な外国人留学生の受入れの推進を図るため、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、企業等と連携した国内就職支援等の受入れ環境の整備を推進する。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

- ・地方自治体の点検・評価(地教行法第 26 条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価)の結果を政策立案または予算要求・査定の際に参照している割合 ※2020 年度：都道府県：83.0%、指定都市：85.0%、市区町村：70.7%→2024 年度：100%
- ・全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果をP D C Aサイクルに組み込み、教育内容等の改善に向けた取組に活用している大学の割合

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○地方自治体の点検・評価(地教行法第 26 条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価)において、定量的指標を盛り込んでいる割合【2024 年度までに 100%】</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合【前年度実績以上】</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数【2025 年度までに 25 件】</p> <p>○調査データの二次利用件数【2025 年度までに 340 件】</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合【2024 年度までに 100%】</p> <p>○中学校卒業段階の英語力 C E F R A 1 相当以上、高校卒業段階の英語力 C E F R A 2 相当以上の割合【2027 年度までに中・高ともに 60%以上】</p>	9. ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性ある P D C A サイクルを確立			
		(教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じた E B P M の加速)			
		a. 教育振興基本計画のフォローアップについて、政策評価とも連動した教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性ある P D C A サイクルを構築。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		b. 学習指導要領における主体的・対話的で深い学びや G I G A スクール構想等の効果検証・分析を進め、新たな評価手法の確立、対面とオンラインの最適な組み合わせ、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		c. 教育振興基本計画への活用等を目指し、文部科学省実施調査、教育関連のデータの標準化や利活用方策の検討・実施、データベースの構築・整備等を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
d. 1 人 1 台環境も踏まえつつ、学力等に関してパネルデータとしての活用のあり方について検討を行う。 《所管省庁：文部科学省》	→				

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		e. 全国学力・学習状況調査に関して、国によるデータ貸与の取組をより一層周知するとともに、自治体における取組も促進。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	
		f. これまでに実施した全国学生調査の結果を有識者会議において分析し、本格調査の設計に取り組み、2024 年度に本格的な調査を実施。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		g. 地方公共団体の取組状況を把握しつつ、コンソーシアムでの取組をはじめとする国の取組の情報提供等、必要な支援により取組を一層推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		h. 英語力向上に関する調査の分析結果を自治体や教育関係者に共有。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		i. 自治体の取組状況を把握しつつ有効事例の共有等、自治体の取組を一層推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		j. 児童生徒の「情報活用能力」を把握するため、2024 年度に情報活用能力調査を実施。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

政策目標

科学技術・イノベーション政策においてエビデンスに基づく政策立案等を図りながら、官民をあげて研究開発等を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0 やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、「科学技術立国」の実現につなげる。

・被引用回数トップ 10%論文数の割合の増加 (現状値 2018-20 年:8.2%)

・企業等からの大学・公的研究機関への投資額

※2025 年度までに、大学・国立研究開発法人等への投資(共同研究受入額)を3 倍増→「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」による目標値は 2025 年度までに、対 2018 年度比で約 7 割増加(2018 年度実績：884 億円、2025 年度目標値：1,467 億円)

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出</p> <p>※官民の研究開発投資の総額【2025 年度まで 5 年間で：約 120 兆円】</p> <p>※企業価値または時価総額が 10 億ドル以上となる未上場ベンチャー企業または上場ベンチャー企業創出数【2025 年度までに 50 社】</p> <p>※研究力の多角的な評価・分析指標： ①科学研究(Top10%論文数等) ②研究環境(研究時間、ダイバーシティ等) ③イノベーション創造関連(産学連携等)</p>	<p>○エビデンスシステム(e-CSTI)の分析結果の活用</p> <p>【政策議論の場での分析内容の活用回数：年間 12 回(2020・2021 年度実績の平均値)以上】</p>	<p>10. 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、E B P M化を含め予算の質の向上を図る。</p>			
		<p>a. エビデンスシステム(e-CSTI)を継続的に機能拡充することで、効果的な科学技術・イノベーション政策の立案を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	→
		<p>b. 我が国の研究力の多角的な分析・評価については、2022 年に開発した指標群に基づき、今後は第 7 期科学技術・イノベーション基本計画への反映に向け、その高度化と継続的なモニタリングを実施する。 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	→

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】</p>	<p>○大学等における民間企業からの共同研究の受入額 【2025年度までに2018年度比7割増】 ※2018年度：884億円</p> <p>○S I Pにおけるマッチングファンド率 ※大学、国立研究開発法人等公的研究試験機関及びスタートアップ企業において実施する研究開発を除く。</p> <p>○B R I D G Eにおける民間からの資金等(人・物・資金)の受入状況 【民間資金の受入を国費の約4分の1以上】</p>	<p>1 1. 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決に資する研究開発を推進</p>			
		<p>(戦略的イノベーション創造プログラム(S I P)) a. 2022年4月8日の財政制度分科会における議論を踏まえ、2023年度から開始するS I P第3期の各課題においてマッチングファンドを推進する。(2027年度まで) ※S I Pにおけるマッチングファンドとは、S I Pの研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を金銭的に評価するもの。マッチングファンド率=民間貢献額/(国からの委託費+民間貢献額) 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	→
		<p>(研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム(B R I D G E)) b. 2020年度の中間評価、2022年11月に決定した「今後のP R I S Mのあり方に係る見直し方針」を踏まえ、事業の改善をはかりながら着実に推進。(2027年度まで) 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	→
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】</p>	<p>○次世代放射光施設の整備に係るプロジェクトの進捗率 【2023年度までに100%】</p> <p>○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 【引き続き、共用システムを構築した研究組織数を130以上で維持する】</p>	<p>1 2. 大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る</p>			
		<p>(大型研究施設の整備及び産学官共用の促進) a. 3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu について、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、2023年度中の運用開始を目指し、整備を着実に進める。 《所管省庁：文部科学省》</p>			
		<p>b. 世界最先端の大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を着実に実施。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>(大学等の研究設備・機器等の共用) c. 大学等・研究機関全体の「統括部局」の機能を強化し、研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組み(コアファシリティ)を構築。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】</p>	<p>○大学等における民間企業からの共同研究の受入額【再掲】</p> <p>○40歳未満の大学本務教員の数【2025年までに1割増加(2019年度41,072人)】</p> <p>○大学等教員の職務に占める学内事務等の割合【再掲】【2025年度までに半減(2017年度時点、18%)】</p> <p>○S B I R制度に基づくスタートアップ等への支援【2025年度までに570億円】</p>	<p>13. 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、第6期科学技術・イノベーション基本計画の着実な推進を図り、「科学技術立国」の実現を目指す</p>			
		<p>a. S T E A M人材育成施策を実施するとともに、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」に基づいた、博士後期課程学生への経済的支援の充実や若手研究者が研究に専念できる環境の確保等の支援策に引き続き取り組む。 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	
		<p>b. スタートアップ・エコシステム拠点都市への支援や新しい日本版S B I R制度の促進など、スタートアップ創出・成長の支援等、イノベーション・エコシステムの形成に向けた取組の推進。 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	
		<p>c. 総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会において、第6期科学技術・イノベーション基本計画の進捗状況を適切に把握するとともに、2023年度は、研究開発成果の社会実装の観点も踏まえ関連施策について評価を実施する。加えて、同計画のレビューに向けた準備を検討する。 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○世界最高水準の研究大学の実現【2024年度中に設定】</p> <p>※世界トップクラスの研究者が集まり活躍すること、若手研究者が存分に研究できる環境を提供すること、これらを通じ、新しい研究領域を創出し続けること等に関する指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究力(例：Top10%論文数) ・研究成果の活用(例：研究資金等受入額、大学発スタートアップ数) ・研究環境の確保(例：外国人・若手研究者数) ・継続的な事業成長(年平均3%程度の支出成長率)による自律的財務運営の確立状況等。 	<p>○計画通りに取組を進めている認定大学の数</p> <p>【2024年度に初回公募に基づく認定を予定】</p>	<p>d. 世界最高水準の研究大学の実現に向け、2021年度末から運用を開始した大学ファンドの運用益から支援を行うため、2023年度より段階的に支援対象大学を審査し、合議体の設置等のガバナンス変更や各大学のビジョンに基づきK P Iの設定(2024年度中に初回公募に基づくK P Iを設定)を行った上で、2024年度以降に支援を開始する。また、次期公募を、大学ファンドの運用状況等を勘案し、初回の国際卓越研究大学の認定後、2024年度中に開始予定。その結果として、世界最高水準の研究大学となるポテンシャルのある大学を国際卓越研究大学として数校程度認定。運用にあたっては、リスク管理体制を含めた体制整備を継続的に進める。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：内閣府、文部科学省》</p>	→	→	→
	<p>○「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の改定に際して策定した「羅針盤」の活用状況</p> <p>【2024年度中に設定】</p>	<p>e. 日本の研究力底上げのため、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学が自身の強みや特色を十分に発揮し、社会変革を牽引することを目指し、2022年2月に策定し、2023年2月に質的・量的に拡充して改定を行った「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の活用を促進する。また、改定に際して策定した「羅針盤」の活用状況の調査方法を検討し、2024年度中にK P Iとして設定し、同パッケージに基づいた支援を着実に推進する。</p> <p>《所管省庁：内閣府、文部科学省》</p>	→	→	→

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○世界トップレベル研究拠点における国際共著論文率 【50%以上を維持】</p> <p>○欧米等先進国との国際共同研究により創出される国際頭脳循環に資する事業を通じた国際共著論文数 【2029年度までに230本】</p>	<p>○世界トップレベル研究拠点において研究者全体に占める外国人研究者の割合 【30%以上を維持】</p> <p>○欧米等先進国との国際共同研究を通じた海外への研究者の派遣者数 【2027年度までに200人】</p>	<p>f. 若手研究者の派遣・受入れといった研究交流を推進するとともに、国内外の優秀な研究者や、次世代の研究者が、日本で研究をしたいと思えるような、国際頭脳循環のハブとなる世界トップレベル研究拠点形成を推進する。さらに、国際科学トップサークルへの参画や次世代のトップ研究者の育成を強化するため欧米等先進国との国際共同研究を推進するとともに、政策上重要なASEAN地域との科学技術協力を推進する。</p> <p>《所管省庁：内閣府、文部科学省》</p>	→	→	→

文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

政策目標

東京オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを継承し、全ての国民が気軽にスポーツできる環境を整備し、スポーツの価値を実感できる社会を実現するとともに、民間資金等の一層の活用により、スポーツの成長産業化・地域スポーツの普及・発展を図る。

・スポーツ実施率の向上【20歳以上一般や障害者の週1回以上のスポーツ実施率：2026年度に70%、40%程度(2022年度：20歳以上一般52.3%、障害者30.9%)】

・スポーツの市場規模の拡大【2025年度までに15兆円(2020年度：約8.8兆円)】

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○スポーツを通じた健康増進への貢献 【1回30分以上の運動を週2回以上、1年以上継続して実施する割合の増加】 ※2022年度： 男性30.1%、女性24.3%</p> <p>○スポーツ興行場・興行団のスポーツGDP増加 ※SSA分類別スポーツGDP「スポーツ活動」の内数 ※2020年度：約2兆円</p>	<p>○身近なスポーツ環境の整備 幼児期から大人、障害者等も含めて多様な主体が参加できる総合型地域スポーツクラブ等の整備状況 【2026年度までに、全都道府県で登録・認証制度の運用開始】 ※2022年度：登録制度は開始、認証制度については未開始</p> <p>○スポーツを通じた健康増進 「Sport in Life」コンソーシアムにおけるスポーツを通じた健康増進に係る取組状況 【2023年度までに3000団体が加盟】 ※2023年8月末時点：2,739団体</p> <p>○スポーツ・健康まちづくりに取り組む自治体の状況 【2026年度までに40%】 ※2022年度：16.7% ※スポーツによる地域の経済活性化や住民の健康増進等のまちづくり施策に総合的に取り組み、その推進体制を構築した自治体数の増加を促進</p>	<p>14. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進</p> <p>(ポストコロナのスポーツ政策) a. 2022～2026年度の第3期スポーツ基本計画のもと、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点も含め、多様な主体のスポーツ機会を創出し、スポーツ参画人口の拡大を図るとともに、スポーツを通じた健康増進や地方創生の推進、スポーツの成長産業化による市場規模の拡大に向けた取組を推進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>(持続可能な地域スポーツ環境の一体的な整備) b. 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、2023年度以降の休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向けた取組を推進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>c. 総合型地域スポーツクラブの設置の促進や、登録基準を具備していると認められるクラブを登録クラブとして認定する制度や規定のタイプ(「介護予防」、「子育て支援」等)別の認証基準を具備していると認められるクラブを認証する制度を構築し、その推進を図る。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○まちづくりや地域活性化の優れた拠点として選定されたスタジアム・アリーナ数 【2025年までに20拠点】 ※2022年度：14拠点</p>	<p>(スポーツを通じた健康増進) d. 自治体や企業等における住民や従業員のスポーツ実施の機運醸成に向けて、「Sport in Life」コンソーシアムにおける普及・啓発を進めるほか、人々のスポーツを通じたライフパフォーマンスの向上に向けて、「目的を持った運動・スポーツ」を推進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>(スポーツを通じた地方創生の推進) e. スポーツによる住民の健康増進や地域の経済活性化等の、スポーツ・健康まちづくりの取組増加に向けて、自治体の意識改革を促進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>(スポーツ施設の運用における民間活力導入の推進) f. スポーツ施設の運用における民間の資金・ノウハウを活用したPPP/PFIの取組を先進事例の提供により推進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>(スタジアム・アリーナ改革や新ビジネス創出を通じたスポーツの成長産業化の推進) g. 民間活力の導入による施設単体の収益向上を図るとともに、スタジアムやアリーナを拠点とした賑わいの創出や地域活性化などの経済の好循環に繋がる取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	
		<p>h. ガイドブック等の普及や先進事例の形成及びKPI対象施設の選定。スタジアム等の効果検証・手法の普及。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	
		<p>i. スポーツの場におけるDXの推進やスポーツと他産業との融合による新ビジネスやホスピタリティサービスの創出を支援。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	

文教・科学技術 4. 官民一体となった文化の振興

政策目標

文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。
 ・2025年の文化の市場規模：(18兆円GDP比3%程度)

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 【2018-20年度の平均：5.2%→上昇】</p> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額 【2019-21年度の平均：国立美術館・国立文化財機構の受入額合計約15億円→増加】</p> <p>○アート市場規模の拡大 【2025年までに世界市場の7位に成長】 ※経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)において、「世界のアート市場で我が国の売上額シェアを引き上げ、2025年までにグローバル・セブンに食い込むこと。」と明記されたことを受けた更新</p> <p>※第2期文化芸術推進基本計画に基づき今後行われるKPIの検討を踏まえ、改革工程表2024においてKPIを更新</p>	<p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加 【毎年度、前年度実績を上回る】</p> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加 【2017年度：約1.4億人→増加】</p>	15. 民間資金を活用した文化施策の推進			
		(民間資金等による文化財の保存・活用の推進) a. 文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金等による文化財活用方策を検討・実施。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(国立美術館・博物館の機能強化) b. 民間企業と連携した取組や先端技術を活用したコンテンツの充実、データの活用等を推進し、経営面等における国立美術館等の機能強化に努める。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	
		c. 国立博物館等の取組を参考にしつつ、地域の特性を踏まえながら公立博物館等の自立した取組を促進するとともに、好事例を発信。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(アート市場の活性化) d. 国際的なアートイベントの開催等、日本におけるアートの活性化に資する取組を推進する。 《所管省庁：文部科学省》	→		
(簡素で一元的な権利処理方策の実現) e. DX時代に対応するため、コンテンツの利用に関する多数の権利者の許諾について、簡素で一元的な権利処理ができるよう、2023年に成立した著作権法改正法の施行準備、制度の円滑な実施に向けた環境整備を進める。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→		

文教・科学技術 4. 官民一体となった文化の振興

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		(ポストコロナの文化政策) f. 2022年度末に閣議決定された第2期文化芸術推進基本計画に基づき、新たなK P I の活用も含め、K P I の設定を検討。(2023年度内) 《所管省庁：文部科学省》	→		

5. その他分野・分野横断的な取組

その他分野・分野横断的な取組

【政策目標】

- ① 防衛生産・技術基盤について、成長性や人材確保等の課題を解決し、サプライチェーンリスクに対処するとともに、早期装備化の取組や先端技術の取り込みを進め、その基盤の維持・強化を推進。
- ② 2050年カーボンニュートラルなどの国際公約達成と、産業競争力・経済成長の同時実現に向けて、GXを前倒し・加速化するため、今後10年の150兆円超の官民GX投資を実現。
- ③ 「こどもまんなか社会」の実現は、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながる。その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。
- ④ 事業プロセスや成果に対する説明責任と透明性の向上に向け、EBPMの手法を前提とした、基金事業のPDCAや執行管理を強化し、ワイズスペンディングの徹底と投資効率の向上を実現。

○**防衛生産・技術基盤の強化**：「防衛生産・技術基盤の維持・強化」という改革工程を新設。「防衛生産基盤の維持・強化」の取組として、防衛産業を取り巻く各種リスクへの効果的対応、防衛装備移転の推進を盛り込み、「サプライチェーン調査の実施品目数」や「事業承継等に繋がった件数の割合」といったKPIを設定。また、「防衛技術基盤の維持・強化」の取組として、装備品等の早期装備化の実現、民生分野では育成されにくい技術といった基礎研究の発掘・育成を盛り込み、「10億円以上の研究開発事業に対する早期装備化の実現に向けた取組を実施する研究開発事業の割合」といったKPIを設定。

○**GXへの投資**：「GXへの投資」という改革工程を新設。「エネルギー供給側のGX投資」、「くらし関連部門のGX投資」、「産業部門のGX投資」という3つの分野でGX投資の具体的取組を盛り込み、「2030年の水素等導入目標300万トン」や「2035年に乗用車の新車販売で電動車100%」といったKPIを設定。また、「成長志向型カーボンプライシングの段階的発展」に関する取組を盛り込み、「日本の排出量全体のうちGXリーグ参画企業の排出量カバー率4割以上確保」といったKPIを設定。

○**少子化対策の推進**：「次元の異なる少子化対策の推進」という改革工程を新設。「子育てに係る経済的支援や若い世代の所得向上」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」という4つの分野で次元の異なる少子化対策のための「加速化プラン」の具体的取組を盛り込み、「産後ケア事業の実施自治体数」や「男性の育児休業取得率」といったKPIを設定。2024年中に、KPIのさらなる拡充を図る。

○**基金の効果的・効率的な活用**：「多年度にわたる基金事業のPDCA強化」として、新たに開始された基金についてPDCAの枠組みの構築、改革工程表2022に基づきPDCAの枠組みを構築した基金事業について取組状況を2024年中にフォローアップする。「基金の執行管理の強化」として、執行管理のDX化として基金シートのデータベース化を通じた「見える化」によるEBPMを推進するとともに、将来の執行見通しの把握は適切なマクロ経済運営に資することも考慮し、基金の適正管理の観点から、基金シートに翌年度の支出見込みを盛り込む。

その他分野・分野横断的な取組 1. 防衛生産・技術基盤の維持・強化

政策目標

我が国の防衛力そのものである防衛生産・技術基盤について、成長性や人材確保等の課題を解決し、供給途絶等のサプライチェーンリスクに対処するとともに、早期装備化の取組や新しい戦い方に必要な先端技術の取り込みを進め、その基盤を維持・強化する。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○事業撤退に対して防衛生産基盤強化法に基づく取組により、事業承継等に繋がった件数の割合 【増加】</p> <p>○防衛装備の海外移転の実現件数 【増加】</p> <p>○防衛産業向けのマッチングイベントや展示会により、商談に繋がった件数 【増加】</p> <p>○防衛生産基盤の維持・強化 ※ 来年度に向けて、サプライチェーン調査等の進展に応じ、国内基盤を重視する観点も踏まえた定量的な指標の設定を検討。</p> <p>○防衛技術基盤の維持・強化 ※ 来年度に向けて、早期装備化の取組や先端技術の取り込み等の進展に応じ、定量的な指標の設定を検討。</p>	<p>○防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号。以下「防衛生産基盤強化法」という。)に基づく a. サプライチェーン調査の実施品目数 b. 事業承継等をはじめとした特定取組に関する装備品安定製造等確保計画の認定件数 【増加】</p> <p>○防衛装備の海外移転の個別許可件数(国際共同開発・生産に関する海外移転や米国からのライセンス生産品に係る部品・役務の提供等、防衛装備移転三原則の運用指針(平成26年4月1日。国家安全保障会議決定)1(2)ア及びイ(ウ)(エ)に定める我が国の安全保障に資するもの) 【増加】</p> <p>○防衛産業への新規参入等を促進するためのマッチングイベント及び海外に向けた装備品等の展示会への出展の件数 【増加】</p>	<p>1. 防衛生産基盤の維持・強化</p>			
	<p>a. 防衛事業を魅力化するとともに、防衛産業を取り巻く各種リスクに効果的に対応することで、プライム企業とサプライヤーから構成されるサプライチェーンが効果的・効率的に機能し、防衛産業による防衛省が調達する装備品等の安定的な製造を確保する。 《所管省庁：防衛省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	
	<p>b. 我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる防衛装備移転を官民一体となって進める。 《所管省庁：防衛省、国家安全保障局、経済産業省、外務省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	
	<p>2. 防衛技術基盤の維持・強化</p>				
<p>a. 将来の戦い方に必要な研究開発事業を特定し、研究開発プロセスにおける各種取組により、装備品等の早期装備化を実現する。 《所管省庁：防衛省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>		
<p>○10億円以上の研究開発事業に対する早期装備化の実現に向けた取組を実施する研究開発事業の割合 【増加】</p>	<p>○10億円以上の研究開発事業に対する早期装備化の実現に向けた取組を実施する研究開発事業の割合 【増加】</p>	<p>2. 防衛技術基盤の維持・強化</p>			

その他分野・分野横断的な取組 1. 防衛生産・技術基盤の維持・強化

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○「安全保障技術研究推進制度」において、各年度の終了評価の中で、その年度の全ての研究課題の件数に対する、期待どおりかそれ以上の研究成果が得られたと評価された研究課題の件数の割合【増加】</p>	<p>b. 民生分野では育成されにくい技術や、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究を発掘、育成することにより、新たな技術基盤を創る。 《所管省庁：防衛省》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 2. 公共調達改革

政策目標

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<ul style="list-style-type: none"> ○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額 【増加】 ○事業の見直しや中止検討基準を超えたプロジェクト管理対象装備品等の品目割合 【減少】 ○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数 【増加】 ○インセンティブ契約適用による低減額 【増加】 ○コストデータバンクにおいて、装備品やその構成部品のコスト情報等を十分蓄積したうえで、部品そのものやその調達方法等を見直し、調達価格を低減した件数 【増加】 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種取組による装備品取得経費の縮減額 【増加】 ○プロジェクト管理対象装備品等の品目数 【増加】 ○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数 【増加】 ○インセンティブ契約の適用件数 【増加】 ○共同履行管理型インセンティブ契約の適用件数 【増加】 ○企業努力を正当に評価する仕組みの適用件数 【増加】 ○コストデータバンクにより、部品コスト等を把握した件数 【増加】 	3. 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等			
		a. 企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。 《所管省庁：防衛省》	→	→	→
		b. プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象装備品等のライフサイクルコスト管理を推進する。 《所管省庁：防衛省》	→	→	→
		c. 各国との防衛装備・技術協力を推進する。 《所管省庁：防衛省》	→		
		d. 原価の適正性を検証できるよう、部品コスト等を把握する。 《所管省庁：防衛省》	→	→	→

(再掲)

○ICTの活用(i-Constructionの推進)(社資-1)

○インフラデータの有効活用(社資-3)

○効率的・効果的な老朽化対策の推進(社資-5)

その他分野・分野横断的な取組 3. GXへの投資

政策目標

2050年カーボンニュートラルなどの国際公約達成と、我が国の産業競争力・経済成長の同時実現に向けて、GXを前倒し・加速化するため、今後10年の150兆円超の官民GX投資を実現する。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>2050年カーボンニュートラルの国際公約達成と、我が国の産業競争力・経済成長の同時実現に向けて、政府支援を呼び水として民間のGX投資を促す。 【今後10年間で、エネルギー供給側50兆円超、エネルギー需要側で100兆円超、あわせて150兆円超の官民投資を実現】</p> <p>※年末の「分野別投資戦略」の策定等を踏まえ、2024年中に、更なるKPI(排出削減効果を含む)の策定・見直しを行う。</p>	<p>○洋上風力発電の案件形成目標 【2030年10GW、2040年30~45GW】</p> <p>○次世代太陽電池の事業化 【2030年を待たずにGW級の量産体制の構築】</p> <p>○水素社会の実現に向けた水素等の導入量 【2030年の水素等導入目標300万トン】 【2030年までに日本関連企業の水電解装置導入目標15GW】</p> <p>○CCSの事業環境整備及び年間貯留量 【事業モデルの確立を目指すとともに、CCSに係る制度的措置の在り方について検討を進めるなど事業環境整備を行う】</p>	<p>4. エネルギー供給側のGX投資</p>			
	<p>○再生可能エネルギーの導入等のため、FIT/FIP制度の見直し、系統整備等に加えて、次世代太陽電池について、量産技術の確立・生産体制整備・需要創出に取り組み、社会実装を進める。また、浮体式を含む洋上風力については、低コスト化に向けた研究開発・大規模実証、サプライチェーン構築等に取り組む。 《所管省庁：経済産業省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>			
	<p>○既存燃料との価格差に着目した支援及び効率的な供給インフラ整備支援や産業競争力のある水電解装置や燃料電池の製造設備の投資支援等により、水素等の利活用を促す。 《所管省庁：経済産業省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>			
	<p>○2030年までのCCS事業開始に向け、先進性のあるプロジェクトを支援するとともに、早期の法整備を含む事業環境整備に向けて検討を進める。 《所管省庁：経済産業省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>			
	<p>○省エネ法に基づく建材トップランナー制度 【2030年度目標値を早期改定・対象拡大】</p>	<p>5. 暮らし関連部門のGX投資(産業部門のGX投資と一部重複あり)</p>			
	<p>○国内CO2排出量の多くを占める、家庭・業務部門といった国民の暮らしに深く関連する部門について、断熱性能に優れた窓等の建材や省エネ機器・設備の家庭への導入支援や、トップランナー制度の活用により導入される建材や機器・設備の高性能化等に取り組む。 《所管省庁：経済産業省、国土交通省、環境省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>			

その他分野・分野横断的な取組 3. GXへの投資

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~		
	<p>○電動車の普及率 【2035年に乗用車の新車販売で電動車100%】</p> <p>○蓄電池の生産能力 【2030年までに、蓄電池の国内製造基盤150GWh/年の確立、グローバル市場において600GWh/年の製造能力確保】</p> <p>○グリーンスチールの供給量 【2030年をめどに1000万t供給】</p> <p>○サーキュラーエコノミー実現に向けた取組 【2030年、2050年を見据えた日本全体のサーキュラーエコノミーの実現に向けたビジョンや中長期ロードマップの策定】</p>	<p>b. 2035年の乗用車の新車販売で電動車100%実現に向けた購入支援や、蓄電池や燃料電池の生産能力拡大への設備投資支援、航空分野の排出削減に資するSAFの製造設備・原料サプライチェーン構築、ゼロエミッション船の普及促進等、運輸部門のGX投資を促進する。 《所管省庁：経済産業省、国土交通省》</p>	→	→	→		
		6. 産業部門のGX投資(くらし部門のGX投資と一部重複あり)					
		<p>a. 鉄鋼・化学・紙パルプ・セメントといった多排出製造分野について、R&D、社会実装加速や、大規模かつ長期間を要する製造プロセス転換に向けた先行投資支援、削減価値などのGX価値の市場評価に向けた取組等を通じ、排出削減と競争力強化の両立を促す。 《所管省庁：経済産業省》</p>	→	→	→		
	<p>b. 様々な分野における排出削減を進めるため、省エネ設備の導入支援や、CO2排出を大きく削減するパワー半導体等の生産基盤整備・次世代技術開発支援、循環型ビジネスモデル構築のための支援の検討等を行う。 《所管省庁：経済産業省》</p>	→	→	→			
	7. 成長志向型カーボンプライシングの段階的発展						
	<p>○2023年度から排出量取引制度を試行的に開始したところ、GXリーグ・排出量取引制度の段階的発展 【日本の排出量全体のうちGXリーグ参画企業の排出量カバー率4割以上確保】</p>	<p>a. 2023年度からGXリーグを始動させ、排出量取引制度を試行的に開始。2026年度の排出量取引の本格稼働、2033年度の発電部門の有償オークション導入に向け、GXリーグを段階的に発展させる。併せて、2028年度からは化石燃料賦課金制度を導入する。また、GXリーグに参画する多排出企業の排出削減への果敢な取組を後押しするため、投資促進策との連動についても検討していく。 《所管省庁：経済産業省》</p>	→	→	→		

その他分野・分野横断的な取組 3. GXへの投資

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○官民によるトランジション・ファイナンスの推進 【2023 年度中に国として初のトランジション・ボンドを発行、2024 年度以降、資金充当状況等レポートを実施】</p>	<p>b. 2023 年度中にクライメート・トランジション・ボンド・フレームワークを策定し、本フレームワークに基づき国際認証を取得したクライメート・トランジション・ボンドを発行する。 《所管省庁：内閣官房、経済産業省、財務省、金融庁、環境省》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

政策目標

常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、子どもや若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、すなわち「子どもまんなか社会」の実現を目指す。こうした社会の実現は、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

※本分野のKPIについて、子ども家庭庁をはじめとする所管省庁において検討の上、2024年春のEBPMアドバイザーボードにおいて議論し、その結果も踏まえ、改革工程表を改定

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映</p>	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (児童の養育にかかる経済的負担の軽減の実現の観点から、児童手当が実施主体から受給要件を満たす申請者に対し、必ず支給される性質のものであることも踏まえ、適切な指標の在り方を検討。)</p>	<p>8. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組</p> <p>(児童手当の拡充) a. 所得制限の撤廃、支給期間の高校生年代までの延長、第3子以降3万円とする抜本的拡充を実施する。あわせて、支払月を隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給月を2024年12月とする。 《所管省庁：子ども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>○出産・子育て応援交付金(対象者がいる自治体における事業の実施率) 【2024年度までに100%】 ※2025年度以降は今後検討 (法改正が成立し、予定される制度改正が施行された場合、事業の進捗を図る上で適切な指標を設定。)</p>	<p>(出産等の経済的負担の軽減) a. 令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」(10万円)について、2024年度も継続して実施するとともに、2025年度から子ども・子育て支援法の新たな給付として制度化する所要の法案を次期通常国会に提出するとともに、新たな給付に伴走型相談支援と組み合わせることを推進し、妊娠期からの切れ目ない支援を着実に実施する。 《所管省庁：子ども家庭庁》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	—	<p>b. 本年4月からの出産育児一時金の大幅な引上げ(42万円→50万円)及び低所得の妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成を着実に実施するなど、妊婦の経済的負担の軽減を推進するとともに、出産費用の見える化について来年度からの実施に向けた具体化を進める。出産費用の見える化については、本年夏にかけて有識者による検討において公表項目等の整理を行ったところであり、今後、医療機関等の協力を得て、必要な情報の収集やウェブサイトの立ち上げを行う。その上でこれらの効果等の検証を行い、2026年度を目途に、出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。あわせて、無痛分娩について、麻酔を実施する医師の確保を進めるなど、妊婦が安全・安心に出産できる環境整備に向けた支援の在り方を検討する。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省、こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映 (こどもにとってより良い医療の実現や限られた医療資源の適切な配分を図る観点など、事業の進捗を図る上で適切な指標を設定。)</p>	<p>(医療費等の負担軽減～地方自治体の取組への支援～)</p> <p>a. おおむね全ての地方自治体において実施されているこども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する。あわせて、適正な抗菌薬使用を含め、こどもにとってより良い医療の在り方について、社会保障審議会医療保険部会などにおける意見も踏まえつつ検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
	<p>○住民税非課税世帯の大学等への進学率 【前年度実績以上】 ※引き続き検証を行い、必要に応じてK P Iを更新</p>	<p>(高等教育費の負担軽減)</p> <p>a. 2024年度から、授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置を講ずる。</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (労働者の主体的なり・スキリング支援の観点から、適切な指標を検討。)</p>	<p>(個人の主体的なり・スキリングへの直接支援) a. 教育訓練給付について、訓練効果をより高める観点から、2024 年度中に給付率等を含めた拡充を行うとともに、個々の労働者が教育訓練中に生ずる生活費等への不安なく、主体的にリ・スキリングに取り組むことができるよう、2025 年度中に訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度を創設するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
	—	<p>(いわゆる「年収の壁(106 万円/130 万円)」への対応) a. 若い世代の所得向上や人手不足の解消の観点から、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行し、その上で、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう制度の見直しに取り組む。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (住まいについては、持家/賃貸、公営/空き家など多様な選択肢の中から各地域や各世帯の実情に応じて、選択・判断を行うものであることを踏まえ、適切な指標の在り方を検討。)</p>	<p>(子育て世帯に対する住宅支援の強化) a. こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる中で、理想のこども数を持たない理由の一つとして若い世代を中心に「家が狭いから」が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
<p>○2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映</p>	<p>○出産・子育て応援交付金(対象者がいる自治体における事業の実施率) 【2024 年度までに 100%】 ※2025 年度以降は今後検討 (法改正が成立し、予定される制度改正が施行された場合、事業の進捗を図る上で適切な指標を設定。)</p>	<p>9. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充</p> <p>(妊娠期からの切れ目ない支援の拡充) a. 出産・子育て応援交付金による給付と合わせて実施し、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」を制度化する。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○産後ケア事業の実施自治体数 【2024 年度末までに全国展開を達成】</p>	<p>b. 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施している。更なる利用拡大に向け本事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるとともに、支援の必要性の高い産婦などを受け入れる施設に対する支援の拡充を行い、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>○「1 か月児」及び「5 歳児」への健康診査実施自治体数 【2026 年度までにそれぞれ 1,045 か所(60%)達成】</p> <p>○新生児マススクリーニング検査(拡充した対象疾患に対する新生児マススクリーニング検査の実施自治体数) 【2026 年度末までに全国展開を達成】</p> <p>○新生児聴覚検査(公費負担の実施自治体数) 【2026 年度末までに 1,741 自治体(100%)】</p>	<p>c. 「1 か月児」及び「5 歳児」への健康診査並びに「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充について、早期の全国展開に向けた支援を行うとともに、「新生児聴覚検査」について、全国での公費負担の実施に向けた取組を進める。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>○妊娠と薬外来と連携する性と健康の相談センターの数 【2026 年度末までに全都道府県の60%で実施】</p>	<p>d. 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進めるとともに、基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する妊娠と薬に関する相談支援を進める。また、2022 年度から保険適用された不妊治療について、推進に向けた課題を整理、検討する。 《所管省庁：厚生労働省、こども家庭庁》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○配置基準 2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映 (配置基準の実施状況を踏まえ、適切な指標の在り方を検討。)</p> <p>○処遇改善 2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映 (民間給与動向を踏まえる必要があることから、適切な指標の在り方を検討。)</p> <p>○見える化 2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映 (法改正が成立し、予定される制度改正が施行されれば、事業者から都道府県知事に対し、必ず経営情報等が報告される性質のものであることも踏まえ、適切な指標の在り方を検討。)</p>	<p>(幼児教育・保育の質の向上)</p> <p>a. 保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。 《所管省庁：こども家庭庁》</p> <p>b. 「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。) 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。 <p>《所管省庁：こども家庭庁》</p> <p>c. 保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。 《所管省庁：こども家庭庁》</p> <p>d. 費用の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○こども誰でも通園(仮称) 2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (未来戦略において具体化された制度設計を踏まえ、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、制度化に向けた着実な取り組みを進める観点など、事業の進捗を図る上で適切な指標を設定。)</p>	<p>(全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充) a. 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する。具体的には、2025 年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度(仮称)を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>○病児保育 2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (特に病院併設型の病児保育施設等、併設施設との運営状況を切り離して把握することは困難であることを踏まえ、適切な指標の在り方を検討。)</p>	<p>b. 2025 年度からの制度化に向けて、2023 年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024 年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>○放課後児童クラブの受け皿 【2026 年度末までの早期に 152 万人】</p>	<p>(新・放課後子ども総合プランの着実な実施) a. 小学生が安全・安心に過ごせる場を確保するため、放課後児童クラブの受け皿整備を着実に推進。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>c. 病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引き上げ等を 2024 年度から行う。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→	

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○訪問支援 2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映 (妊婦健診未受診の妊婦などが管内にいる場合のみ、当該自治体において訪問支援を実施することとなるため、全ての自治体で訪問支援を実施する必要はないこと、また、訪問支援を実施する必要がある自治体数及び妊婦数をあらかじめ把握することは困難であること等を踏まえ、適切な指標の在り方を検討。)</p> <p>○特定妊婦等への支援 2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映 (令和6年4月から施行される妊産婦等生活援助事業の施行状況等を踏まえ、適切な指標を設定。)</p>	<p>(多様な支援ニーズへの対応)</p> <p>a. 妊婦健診未受診の妊婦などを必要な支援につなげるため、継続的に訪問支援を行う事業を実施するとともに、生活に困難を抱える特定妊婦等に対する一時的な住まいの提供や、こどもの養育等に関する相談・助言等を行う事業に取り組む。 《所管省庁：子ども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>○居場所 こどもの居場所づくり支援体制強化事業の活用自治体数 【増加】</p>	<p>b. 「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づいたこどもの居場所づくりを推進するため、各自治体における取組を推進。 《所管省庁：子ども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映 (令和5年度補正予算で拡充された「こどもの生活・学習支援事業」の実施状況等を踏まえ、適切な指標を設定。)</p>	<p>(多様な支援ニーズへの対応)</p> <p>①貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るためのこどもへの支援)</p> <p>a. ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する伴走的な学習支援を拡充し、新たに受験料等を支援することで進学に向けたチャレンジを後押しする。 《所管省庁：子ども家庭庁》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (令和 5 年度補正予算で創設された「地域のこどもの生活支援強化事業」の実施状況等を踏まえ、適切な指標を設定。)</p>	<p>b. こどもたちが、貧困によって食事が十分にとれなかったり、様々な体験に制約を受けることがなくなるよう、貧困家庭への宅食を行うとともに、地域にある様々な場所を活用して、安全安心で気軽に立ち寄ることができる食事や体験・遊びの機会の提供場所を設ける。こうした取組を通じて、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、こどもに対する地域の支援体制を強化する。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (ひとり親家庭への就労支援等の事業の実施状況等を踏まえて、適切な指標を設定。)</p>	<p>②ひとり親の就労支援等を通じた自立促進や経済的支援等 a. 看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度(高等職業訓練促進給付金制度)について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大し、より幅広いニーズに対応できる制度とする。また、幅広い教育訓練講座の受講費用の助成を行う給付金(自立支援教育訓練給付金)について、助成割合の引上げ等を行うとともに、ひとり親に対する就労支援事業等について、所得等が増加しても自立のタイミングまで支援を継続できるよう、対象者要件を拡大する。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (ひとり親家庭への養育費確保支援の事業の実施状況を踏まえて、適切な指標を設定。)</p>	<p>b. 養育費の履行確保のため、養育費の取り決め等に関する相談支援や養育費の受け取りに係る弁護士報酬の支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図る。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (児童扶養手当については法令に基づく要件に該当すれば手当を支給する仕組みであり、また、他の支援策と相まってひとり親家庭の生活の安定や自立の促進に寄与するものであること等を踏まえ、適切な指標の在り方を検討。)</p>	<p>c. 児童扶養手当の所得限度額について、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、自立の促進を図る観点から見直すとともに、3人以上の多子世帯についての加算額を拡充することとし、このための所要の法案を次期通常国会に提出する。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○こども家庭センターの体制整備 【令和8年度末までに全市町村】</p> <p>○子育て世帯訪問支援事業の実施自治体数 【増加】</p>	<p>③虐待の未然防止</p> <p>a. 子育てに困難を抱える世帯やヤングケアラー等に対するプッシュ型・アウトリーチ型支援を強化するため、こども家庭センターの全国展開を図るとともに、学校や地域とのつなぎ役を配置するなどにより、子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、必要な支援を届けるための体制整備を推進する。また、子育て世帯への訪問支援などの家庭支援事業を拡充するとともに、宅食などのアウトリーチ支援を充実する。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映 (安全な居場所の確保の実現の観点や、多くの自治体で施策を実施する観点、必要な対象者に施策を届ける観点など、事業の進捗を図る上で適切な指標を設定。)</p>	<p>④こども・若者視点からの新たなニーズへの対応</p> <p>a. こども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所等を確保する。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映 (学生等が直面する困難を解消する観点や、多くの自治体で施策を実施する観点、必要な対象者に施策を届ける観点など、事業の進捗を図る上で適切な指標を設定。)</p>	<p>b. また、親からの虐待や貧困等に起因して様々な困難に直面する学生等に対し、食事提供・相談支援等のアウトリーチ型支援を行う。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映 (児童相談所の業務や人員体制などの観点なども踏まえ、事業の進捗を図る上で適切な指標の在り方を検討。)</p>	<p>⑤児童虐待の支援現場の体制強化</p> <p>a. 児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童相談所の職員の採用・人材育成・定着支援や業務軽減に向けたICT化等を行うとともに、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を促進する。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (こどもの状況等に応じた個別ケアの観点、児童養護施設等に入所しているこどもの学習環境整備等については、措置対象児童がいれば当然必要となる経費であることなども踏まえ、事業の進捗を図る上で適切な指標の在り方を検討。)</p>	<p>⑥虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備 a. こどもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護施設における小規模ユニットケアを推進するとともに、一時保護施設や児童養護施設等に入所しているこどもの学習環境整備等の支援強化を図る。 《所管省庁：子ども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (こどもの権利擁護の環境整備や親子関係の再構築支援はこどもや親子の個別のニーズを踏まえて適切な支援の提供を図るものであることを踏まえ、適切な指標の在り方を検討。)</p>	<p>b. こどもの権利擁護の環境整備や親子関係の再構築支援を推進する。 《所管省庁：子ども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (令和 6 年 4 月から創設される里親支援センターの状況等を踏まえ、里親等委託率の向上に向け、事業の進捗を図る上で適切な指標を設定。)</p>	<p>c. 家庭養育環境を確保するための里親委託等を推進し、里親等委託率の向上を目指す。あわせて里親支援センター等における特別養子縁組家庭等に対する情報提供、養育に関する助言等の支援を推進する。 《所管省庁：子ども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (令和 6 年 4 月から施行される社会的養護事業自立支援拠点事業の施行状況等を踏まえ、適切な指標を設定。)</p>	<p>d. 社会的養護を経験した若者が自立した社会生活を送ることができるよう、住居の提供や生活相談等を行う事業について、年齢にかかわらず必要な支援を継続するとともに、課題に応じた個別対応の強化や生活の質の向上を図る。また、虐待経験がありながら公的支援につながることなく成人した者等に対する相談・助言、一時的な居住支援等を行う。 《所管省庁：子ども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (早期から切れ目なくこどもの育ちと家族を支える体制を構築する観点から、令和 5 年度補正予算事業の実施状況等を踏まえ、事業の進捗を図る上で適切な指標を設定。)</p>	<p>⑦早期発見・早期支援等の強化 a. 保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、早期から切れ目なくこどもの育ちと家族を支える体制の構築を進める。 《所管省庁：子ども家庭庁》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○児童発達支援センターの設置 【令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1か所以上】</p>	<p>⑧地域における支援体制強化とインクルージョンの推進 a. 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援、習い事をはじめ地域の様々な場におけるインクルージョンの環境整備に取り組むなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映 (地域の支援体制の整備を促進する観点から、令和5年度補正予算事業の実施状況等を踏まえ、事業の進捗を図る上で適切な指標を設定。)</p>	<p>b. こうした支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>○医療的ケア児支援センターの設置 【令和8年度末までに各都道府県が設置】</p> <p>○難聴児支援の中核的機能を果たす体制の整備 【令和8年度末までに各都道府県及び必要に応じて政令市】</p>	<p>⑨専門的な支援の強化等 a. 医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要な子どもたちへの対応のため地域における連携体制を強化するとともに、医療的ケア児について一時的に預かる環境の整備や保育所等における受入れ体制の整備を進める。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
	<p>2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映 (補装具費が、実施主体から、受給要件を満たす申請者に対し、必ず支給される性質のものであることも踏まえ、適切な指標の在り方を検討。)</p>	<p>b. また、補装具については、障害のある子どもにとって日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらず子どもの育ちを支える観点から、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (質の高い障害児支援の提供を図る観点から、研修体系の構築や I C T を活用した支援を進める上で適切な指標を設定。)</p>	<p>c. 全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進めるとともに、I C T を活用した支援の実証・環境整備を進める。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→
<p>○2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映</p>	<p>○男性の育児休業取得率 【2025 年に国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤)85%(1 週間以上の取得率)、民間 50% 2030 年に国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤)85%(2 週間以上の取得率)、民間 85%】 (参考)民間の直近の取得率：女性 80.2%、男性 17.13%</p>	<p>10. 共働き・共育ての推進</p>			
		<p>(男性育休の取得推進) a. 制度面では、男性の育児休業取得率について、現行の政府目標(2025 年までに 30%)を大幅に引き上げる。具体的には、国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤)について育児休業の内容にも留意しつつ、先行的に目標の前倒しを進め、公務員、民間の双方について、男性の育児休業取得率の目標を引き上げる。 《所管省庁：厚生労働省、内閣人事局、総務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 2025 年 3 月末で失効する次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)を改正し、その期限を延長した上で、一般事業主行動計画について、数値目標の設定や、P D C A サイクルの確立を法律上の仕組みとして位置付けるとともに、今後の次世代育成支援において重要な「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であるという観点を明確化した上で、男性の育児休業取得を含めた育児参加や育児休業からの円滑な職場復帰支援、育児に必要な時間帯や勤務地への配慮等に関する行動が盛り込まれるよう促す。あわせて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)における育児休業取得率の開示制度について、常時雇用する労働者数が 300 人超の事業主に拡充するため、所要の法案を次期通常国会に提出することとし、これを踏まえて有価証券報告書における開示を進める。 《所管省庁：厚生労働省、金融庁》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>c. さらに給付面の対応として、いわゆる「産後パパ育休」(最大28日間)を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%(手取りで8割相当)から、80%(手取りで10割相当)へと引き上げる。具体的には、両親ともに育児休業を取得することを促進するため、子の出生直後の一定期間内(具体的には、男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に、両親がともに14日以上育児休業を取得した場合には、その期間の給付率を28日間を限度に引き上げることとし、2025年度から実施するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>d. 男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業を取得できるようにするため、現行の育児休業期間中の社会保険料の免除措置及び育児休業給付の非課税措置に加えて、育児休業を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化する取組を推進する。具体的には、業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成の拡充や代替期間の長さに応じた支給額の増額を行う。あわせて、「くるみん認定」の取得など、各企業の育児休業の取得状況等に応じた加算等による実施インセンティブの強化を図る。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>(育児期を通じた柔軟な働き方の推進) a. 育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女が共に希望に応じてキャリア形成との両立を可能とする仕組みを構築するとともに、好事例の紹介等の取組を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>b. こどもが3歳になるまでの場合においては、現行の育児・介護休業法上、短時間勤務を措置することが事業主に義務付けられており、フレックスタイム制を含む入社・退社時刻の調整等が努力義務となっている。これらに加え、新たに、子育て期の有効な働き方の一つとして、テレワークも事業主の努力義務の対象に追加するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>c. こどもが3歳以降小学校就学前までの場合においては、育児・介護休業法で、柔軟な働き方を実現するため、①フレックスタイム制を含む入社・退社時刻の調整、②テレワーク、③短時間勤務制度、④保育施設の設置運営等、⑤休暇から、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ複数の制度を選択して措置し、その中から労働者が選択できる制度(「親と子のための選べる働き方制度(仮称)」)を創設する。さらに、現在はこどもが3歳になるまで請求することができる残業免除(所定外労働の制限)について、対象となるこどもの年齢を小学校就学前まで引き上げるため、所要の法案を次期通常国会に提出する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>d. 子や家庭の状況(例えば、障害児・医療的ケア児を育てる親やひとり親家庭等)から、両立が困難となる場合もある。労働者の離職を防ぐ観点から、事業主に対して、妊娠・出産等の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向を聴取し、その意向に対する自社の状況に応じた配慮を求めるとするため、所要の法案を次期通常国会に提出する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>e. あわせて、育児中の柔軟な働き方として、男女ともに時短勤務を選択しやすくなるよう、「育児時短就業給付(仮称)」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%を支給することとし、2025年度から実施するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。上記の短時間勤務についても、男性育休促進と同様に、周囲の社員への応援手当支給等の体制整備を行う中小企業に対する助成措置の大幅な強化と併せて推進する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>f. こどもが病気の際などに休みにくい等の問題を踏まえ、病児保育の拡充と併せて、こうした場合に休みやすい環境整備を行う。具体的には、こどもが就学前の場合に年5日間取得が認められる「子の看護休暇」について、対象となるこどもの年齢を小学校3年生修了時まで引き上げるほか、こどもの行事(入園式等)参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるように休暇取得事由の範囲を見直すため、所要の法案を次期通常国会に提出するとともに、取得促進に向けた支援を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>g. 仕事と育児の両立に取り組む労働者の心身の健康を守るため、企業における勤務間インターバル制度の導入やストレスチェック制度の活用など、労働者の健康確保のために事業主の配慮を促す仕組みを導入するとともに、選択的週休3日制度の普及にも取り組む。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
	—	<p>(多様な働き方と子育ての両立支援) a. 子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、現在、雇用保険が適用されていない週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者についても失業給付や育児休業給付等を受給できるよう、新たに適用対象とし、適用対象者数や事業主の準備期間等を勘案して2028年度に施行するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 4. 次元の異なる少子化対策の推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映 (多様な働き方と子育てとの両立に必要な観点、実施する企業数を増やす観点、制度の利用者を増やす観点など、事業の進捗を図る上で適切な指標を設定。)</p>	<p>b. 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第 1 号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、2026 年度に施行するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
<p>○2024 年中に指標を検討し、改革工程表 2024 に反映</p>	<p>○妊娠、結婚、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると考えている人の割合 ※目標値は子ども大綱の閣議決定後に設定予定。</p>	<p>1 1. 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 (子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革) a. 地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」の推進。 《所管省庁：こども家庭庁》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 5. 基金の効果的・効率的な活用

政策目標

事業プロセスや成果に対する説明責任と透明性の向上に向け、E B P Mの手法を前提とした、基金事業のP D C Aや執行管理を強化する。さらに、事業の継続性が見通せないために、民間活力を巻き込めず、経済財政効果が限定される等といった単年度予算の弊害の是正に向けて、基金を活用し多年度にわたり取り組む事業について、P D C A強化を通じて予算における継続性の担保や政府の計画やコミットメントを確保し、ワイズスペンディングの徹底と投資効率の向上に結び付ける。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
—	<p>○2024年のP D C A取組状況フォローアップ対象基金事業のうち、以下の観点達成している基金事業の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業の進捗及び定量的指標の定期的な点検・評価」がその実施時期において行われた基金事業の割合 ・「四半期ごとの支出状況と基金残高」を適切に公表している基金事業の割合 ・「進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映」がその実施時期において行われた基金事業の割合 ・「外部専門家の知見を取り入れる仕組み」をその実施時期において活用している基金事業の割合 	<p>1 2. 多年度にわたる基金事業のP D C A強化</p> <p>a. 新たに開始された基金について、P D C Aの枠組みを構築する。 ※改革工程表 2021 及び 2022 に基づき、「科学技術の振興」、「経済安全保障」、「重要インフラの整備」、「人への投資(労働移動、構造的賃上げ)」、「成長分野投資(イノベーション、スタートアップ、G X、D X)」、「包摂社会の実現(こども、女性活躍、孤独・孤立)」の分野に該当するもの、かつ単年度事業費 10 億円相当以上(終期のない基金事業については基金残高 10 億円以上)のものが対象。 《所管省庁：各府省庁》</p> <p>b. 改革工程表 2022 に基づきP D C Aの枠組みを構築した基金事業について、その枠組みに基づくP D C Aの取組状況を 2024 年中にフォローアップ。 《所管省庁：内閣府、各府省庁》</p> <p>c. 改革工程表 2021 に基づきP D C Aを強化した基金事業について、引き続きP D C Aの枠組みに沿って効果的・効率的に事業を実施する。 《所管省庁：各府省庁》</p>	→		
—	—	<p>1 3. 基金の執行管理の強化</p> <p>a. 基金の執行管理のD X化として、基金シートのデータベース化を通じた「見える化」により、E B P Mを推進する。 《所管省庁：内閣官房、各府省庁》</p>	→		

その他分野・分野横断的な取組 5. 基金の効果的・効率的な活用

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		b. 将来の執行見通しの把握は適切なマクロ経済運営に資することも考慮し、基金の適正管理の観点から、基金シートに翌年度の支出見込みを盛り込む。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→		

その他分野・分野横断的な取組 6. 先進・優良事例の横展開(含む業務イノベーション)

政策目標

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体を実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

- (再掲)
- 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進(社保-17)
 - 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供(社保-18)
 - 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進(社保-29)
 - 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等(社保-30)
 - 元気で働く意欲のある高齢者を介護等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開(社保-36)
 - 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)(社保-44 ii)
 - 効率的・効果的な老朽化対策の推進(社資-5)
 - 総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開(社資-6)
 - 持続可能な多極連携型まちづくりの推進(社資-11)
 - 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進(地財-5)
 - 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進(地財-6)

その他分野・分野横断的な取組 7. インセンティブ改革(頑張る系等)

政策目標

官民連携を通じた社会課題の効果的な解決を期し、国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行うインセンティブの仕組みについて思い切った導入・拡大を進めるとともに、さらなる強化を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○成果連動型民間委託契約方式(P F S)を活用した事業の実施件数【2023年度から2025年度までの間に90件以上】</p> <p>○重点3分野でのP F S事業を実施した団体数【2023年度から2025年度までの間に60団体以上増加】</p> <p>○先導的なP F S事業の実施件数【2023年度から2025年度までの間に増加】</p>	<p>○地方公共団体において新たに実施の検討が開始されたP F S事業の件数【2023年度から2024年度の間300件以上】</p>	1 4. 成果連動型事業の普及促進			
		a. P F Sアクションプラン(令和5~7年度)に基づき、成果連動型民間委託契約方式(P F S)の普及を促進する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省》	→	→	
		b. 地方公共団体のP F S事業の案件組成に関し、導入可能性の調査、案件形成を分野横断的に支援する。 《所管省庁：内閣府》	→	→	
		c. P F S案件形成に資するエビデンスの定期的な発信するほか、地方公共団体等の求めに応じて国が所管事業において蓄積しているエビデンスを検索して提供する。 《所管省庁：内閣府》	→	→	
		d. P F Sポータルサイトや地方公共団体向けセミナー等を通じた情報発信を行うほか、P F Sの活用経験がある官民の専門家が中心となってP F Sの普及促進を進める。 《所管省庁：内閣府》	→	→	
		e. 先導的な事業を中心にP F S推進交付金を活用するほか、関係府省庁が所管する地方公共団体等向けの補助金、交付金のうち、制度の性質上活用可能なものについては、P F S事業を優先的な対象とすることや、P F S推進交付金との併用の可否について検討する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省》	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 7. インセンティブ改革(頑張る系等)

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		f. 地方公共団体が実施してきた従来の委託事業に留まらず、民間を始めとする他の主体が中心となって取り組むP F S事業を促進する方策について検討する。 《所管省庁：内閣府、経済産業省》	→		
		g. 成果連動の導入を原則とする事業領域、政策、制度を特定するなど、P F Sアクションプラン(令和5年度～7年度)を総括し、その後の政策に活用する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、金融庁》		→	→

(再掲)

○予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備(社保-21)

○保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等(社保-30)

○第9期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第10期計画期間に向けた必要な検討(社保-47)

○国保の普通調整交付金について見直しを検討(社保-54)

○PPP/PFI推進アクションプランの推進(社資-7)

○優先的検討規程の策定・運用(社資-8)

○PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援(社資-9)

○地方交付税(地方創生推進費)について改革努力等に応じた配分の強化を検討(地財-15)

○私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化(文教-6)

その他分野・分野横断的な取組 8. 見える化

政策目標

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】	○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、見える化項目【増加】	15. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース a. R P A等を活用したデータ整備の効率化を進め、よりスピーディーなデータ更新に努める。2022年に実施した地方自治体へのアンケートの結果を踏まえ、更なるデータ拡充や見える化関連H Pの機能・コンテンツ両面での改善を進め、その広報も行う。2024年度に再度アンケート調査を行い、更なる改善を図る。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→

(再掲)

- 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討(社保-44 i)
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)(社保-44 ii)
- 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進(社保-46)
- インフラデータの有効活用(社資-3)
- 総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開(社資-6)
- 持続可能な多極連携型まちづくりの推進(社資-11)
- 既存ストックの有効活用(社資-13)
- 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開(地財-9)
- 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進(地財-10)
- 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる(地財-16)
- 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し(文教5-1)
- 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化(文教-6)
- ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるP D C Aサイクルを確立(文教-9)
- 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、E B P M化を含め予算の質の向上を図る(文教10)

その他分野・分野横断的な取組 9. 公的サービスの産業化

政策目標

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

(再掲)

- 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進(社保-28)
- PPP／PFI 推進アクションプランの推進(社資-7)
- 優先的検討規程の策定・運用(社資-8)
- PPP／PFI 推進のための地方公共団体への支援(社資-9)
- 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映(地財-2)
- 成果連動型事業の普及促進(その他-14)

その他分野・分野横断的な取組 10. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

政策目標

財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○電波利用料対象事業について設定するK P I (道路等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率の増加、電波遮へい対策のトンネル等における整備率の増加等)</p> <p>○道路カバー率(高速道路・国道・その他道路) 【高速道路・国道については2030年度末までに99%(高速道路については100%)】</p> <p>○500m以上の高速道路トンネルにおける電波遮へい対策の整備率 【100%を目指して、引き続き整備を進める(2022年度99.6%)】</p>	<p>16. 電波利用料について、その収入を増加させる方法を検討し、将来必要となる投資などに有効活用</p>			→	
	<p>a. 電波利用料制度の見直しを実施。 《所管省庁：総務省》</p>	→			
	<p>b. I C Tインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備など、見直しを踏まえた取組の推進。 《所管省庁：総務省》</p>				
	<p>c. 電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。 《所管省庁：総務省》</p>		→		

その他分野・分野横断的な取組 10. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○累積損失解消のファンド数・割合</p>	<p>○数値目標・計画策定、改善目標・計画策定又は抜本的な見直しを実施したファンド数・割合</p>	<p>17. 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</p> <p>a. 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(令和4年12月21日一部改正)に基づき、各官民ファンドにおいて設定した新しいK P Iに基づく評価やS D G s等への取組の推進等を行う。</p> <p>官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融资分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁は累積損失解消のための数値目標・計画を策定・公表するとともに、前年度までに策定・公表された数値目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には改善目標・計画(乖離が著しい場合には、組織の在り方等の見直しを含む。)を策定・公表(5月まで)。また、策定・公表された改善目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、各官民ファンド及び監督官庁は速やかに組織の在り方を含め抜本的な見直しを行う。さらに、抜本的な見直しの結果、組織形態が維持される場合でも、見直しによる成果が上がらないときには、各官民ファンド及び監督官庁は、他の機関との統合又は廃止を前提に具体的な道筋を検討する。</p> <p>《所管省庁：官民ファンド監督官庁及び財務省》</p>	→		

(再掲)

- P P P / P F I 推進アクションプランの推進(社資-7)
- 優先的検討規程の策定・運用(社資-8)
- P P P / P F I 推進のための地方公共団体への支援(社資-9)
- 既存ストックの有効活用(社資-13)
- 空き家及び所有者不明土地等の有効活用(社資-12)

その他分野・分野横断的な取組 11. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○政府統計の総合窓口(e—S t a t)でのデータベース利用件数【増加】</p> <p>○政府統計の総合窓口(e—S t a t)でのA P Iリクエスト件数【増加】</p>	<p>○政府統計の総合窓口(e—S t a t)で提供する統計情報データベースの登録データ数【25万件(累計)(2025年度末)】</p>	18. 高度利用型統計データの整備			
		<p>a. 政府統計の総合窓口である「e—S t a t」に掲載される統計データについて、令和5年度までに策定した統計データの整備に係る基本方針及び関係ガイドラインに沿ってデータ整備を行い、基幹統計をはじめとする統計データについて、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データへの転換を進める。 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p>	→	→	→
<p>○点検・評価結果を踏まえ、見直しを実施した統計の数</p>	<p>○点検・評価結果の件数</p> <p>○統計業務相談の件数</p>	19. 政府統計の改善、統計リソースの確保			
		<p>a. 「公的統計の総合的な品質向上に向けて」(令和4年8月10日統計委員会建議)及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2023~2027年度)に基づき、集中的な統計改革を行う。 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p>	→	→	→
<p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の修了者数【3,200人(2025年度末)】</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の修了者数【18,000人(2025年度末)】</p>	<p>○統計研修の年間修了者数【11,000人(2028年度末)】</p> <p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の開催回数【95回(2025年度末)】</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の開催回数【330回(2025年度末)】</p>	20. 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上			
		<p>a. 実情に応じた効率化を行うため、地方統計機構における統計業務報告等の定型的な業務において、R P A等を活用した業務の省力化に関する調査研究を行う。 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p> <p>b. 前年度のR P A等を活用した業務の省力化に関する調査研究を基に各都道府県への本格導入を検討する。 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p>	→	→	→
<p>○行政記録情報等を活用して効率化できた調査事項数(調査対象数×項目数)【増加】</p> <p>○e—S t a tに掲載している業務統計のアクセス件数【増加】</p>	<p>○行政記録情報等を活用又は検討している統計の数【増加】</p> <p>○e—S t a tに掲載している業務統計の数【増加】</p>	21. 統計への二次的な活用の促進			
		<p>《所管省庁：総務省、各府省庁》</p>	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 11. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○各府省での機動的で柔軟な政策形成・評価の実践【増加】	○行政改革推進本部事務局による各府省のE B P Mの推進に対する支援の状況(相談・助言対応数、府省横断勉強会等研修開催数)【増加】	2 2. 客観的データに基づくP D C AサイクルとE B P Mを確立			
		a. 行政の無謬性にとらわれず、デジタル技術も活用し、予算編成プロセスなどでE B P Mに基づく意思決定を推進するなど、より機動的で柔軟な政策形成・評価を可能とする取組を進める。《所管省庁：内閣官房》	→	→	→
		b. 経済・財政一体改革エビデンス整備プランに基づき、新経済・財政再生計画改革工程表におけるエビデンス構築を進め、その成果を改革工程表の改定に反映する。《所管省庁：内閣府、各省庁》	→	→	→
-	-	2 3. 補助金交付等の手続きを見直し			
		a. 補助金交付等を含めた国・地方間、国・関係機関間の手続きを抜本的に見直す。行政事業レビューを徹底的に実施し、その結果を令和6年度予算及び今後の政策立案に反映する。《所管省庁：内閣官房、内閣府、各府省庁》	→		
-	-	2 4. 公益法人の利便性の向上			
		a. 公益法人制度について、公益法人の財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行うとともに、公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人と共通の枠組みでより使いやすい制度とするべく、公益法人認定法・公益信託法の改正案を令和6年通常国会に提出する。《所管省庁：内閣府、法務省》	→	→	→
-	-	2 5. 日本語教育推進体制の更なる強化			
		a. 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度を創設する日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)の施行準備、制度の円滑な実施に向けた取組を進める。《所管省庁：文部科学省》	→	→	→

その他分野・分野横断的な取組 11. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
-	-	26. 業務効率化・デジタル化等働き方改革の推進 a. 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)を踏まえ、業務見直しに係る優良事例の横展開等を実施するとともに、テレワーク及びフレックスタイム制について、各府省における環境の整備や円滑な実施を支援する。また、デジタルツールの導入、勤務時間管理のシステム化等を推進する。 《所管省庁：内閣官房》	→		
-	-	27. 国家公務員における人材の戦略的な確保・育成策 a. 採用試験の受験者拡大や中途採用の円滑化のための採用広報活動等の取組の推進や採用試験の改革、職員としての成長に資する効果的な研修の実施、キャリア形成の支援や民間知見の習得等に関する取組を進めるとともに、人材の確保・育成策について、府省等ごとの考え方や具体策を明らかにした上で戦略的に展開するための取組を推進する。 《所管省庁：内閣官房》	→	→	→
○Well-being に関連するK P I・参考指標を設定している基本計画等の数【維持または増加】 ○満足度の観点を踏まえて政策運営に取組む都道府県自治体数【増加】	○「満足度・生活の質に関する調査」掲載ページの月平均アクセス回数【増加】	28. 満足度・生活の質を示す指標群の構築 a. 人々の満足度(Well-being)を見える化するため、「満足度・生活の質に関する調査」を実施するとともに、満足度・生活の質を表す指標群(ダッシュボード)の精緻化を検討する。 《所管省庁：内閣府》 b. Well-being に関する関係府省庁連絡会議を通じて、Well-being に関連するK P I・参考指標等の情報共有を行い、優良事例の横展開をはかる。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→